

有 価 証 券 報 告 書

事 業 年 度 自 2020年 4 月 1 日
(第73期) 至 2021年 3 月31日

株式会社ワコールホールディングス

京都市南区吉祥院中島町29番地

E00590

第73期（自2020年4月1日 至2021年3月31日）

有価証券報告書

- 1 本書は金融商品取引法第24条第1項に基づく有価証券報告書を、同法第27条の30の2に規定する開示用電子情報処理組織(EDINET)を使用し、提出したデータに目次及び頁を付して出力・印刷したものであります。
- 2 本書には、上記の方法により提出した有価証券報告書の添付書類は含まれておりませんが、監査報告書は末尾に綴じ込んでおります。

株式会社ワコールホールディングス

目 次

	頁
第73期 有価証券報告書	
【表紙】	1
第一部 【企業情報】	2
第1 【企業の概況】	2
1 【主要な経営指標等の推移】	2
2 【沿革】	5
3 【事業の内容】	6
4 【関係会社の状況】	8
5 【従業員の状況】	10
第2 【事業の状況】	11
1 【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】	11
2 【事業等のリスク】	14
3 【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】	18
4 【経営上の重要な契約等】	26
5 【研究開発活動】	27
第3 【設備の状況】	28
1 【設備投資等の概要】	28
2 【主要な設備の状況】	28
3 【設備の新設、除却等の計画】	30
第4 【提出会社の状況】	31
1 【株式等の状況】	31
2 【自己株式の取得等の状況】	61
3 【配当政策】	62
4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】	63
第5 【経理の状況】	85
1 【連結財務諸表等】	86
2 【財務諸表等】	128
第6 【提出会社の株式事務の概要】	141
第7 【提出会社の参考情報】	142
1 【提出会社の親会社等の情報】	142
2 【その他の参考情報】	142
第二部 【提出会社の保証会社等の情報】	143
監査報告書・内部統制報告書	巻末

【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	2021年6月29日
【事業年度】	第73期（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）
【会社名】	株式会社ワコールホールディングス
【英訳名】	WACOAL HOLDINGS CORP.
【代表者の役職氏名】	代表取締役 社長執行役員 安原 弘展
【本店の所在の場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都(075)682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 廣川 一郎
【最寄りの連絡場所】	京都市南区吉祥院中島町29番地
【電話番号】	京都(075)682局1007番
【事務連絡者氏名】	経理部長 廣川 一郎
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号)

第一部【企業情報】

第1【企業の概況】

1【主要な経営指標等の推移】

(1) 連結経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2017年3月	2018年3月	2019年3月	2020年3月	2021年3月
売上高 (百万円)	195,881	195,725	194,201	186,760	152,204
営業利益 (△損失) (百万円)	10,282	11,494	4,879	6,632	△1,115
当社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	12,525	9,745	341	3,472	7,025
包括利益 (百万円)	12,296	16,448	△5,046	1,521	13,043
株主資本 (百万円)	227,568	232,712	216,494	205,371	215,612
総資産額 (百万円)	294,958	298,534	281,767	277,688	322,761
1株当たり株主資本 (円)	3,317.05	3,454.40	3,321.57	3,291.06	3,454.18
1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	180.26	143.46	5.16	54.26	112.57
希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益 (円)	179.71	142.98	5.14	54.05	112.09
株主資本比率 (%)	77.2	78.0	76.8	74.0	66.8
株主資本当社株主に帰属する当期純利益率 (%)	5.5	4.2	0.2	1.6	3.3
株価収益率 (倍)	15.24	21.47	533.33	43.25	21.81
営業活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	16,351	15,493	13,620	13,325	4,260
投資活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△3,032	△7,362	△2,474	2,569	△2,562
財務活動によるキャッシュ・フロー (百万円)	△13,055	△12,303	△10,872	△17,471	33,605
現金及び現金同等物の期末残高 (百万円)	33,995	29,487	30,133	27,905	63,557
従業員数 (人)	21,139	20,904	20,662	20,984	19,824
[外、平均臨時雇用者数]	[1,018]	[771]	[739]	[675]	[492]

(注) 1 上記の連結経営指標は米国会計原則に基づく金額であります。

なお、経常利益に代えて営業利益を記載しております。

2 売上高には、消費税等は含まれておりません。

3 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり株主資本、1株当たり当社株主に帰属する当期純利益及び希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益を算定しております。

4 「期間年金費用及び期間退職後給付費用の表示に関する規定」(ASU2017-07)を第71期の期首から適用しております。これに伴い、第70期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準を遡って適用した後の指標等となっております。

(2) 提出会社の経営指標等

回次	第69期	第70期	第71期	第72期	第73期
決算年月	2017年 3 月	2018年 3 月	2019年 3 月	2020年 3 月	2021年 3 月
営業収益 (百万円)	13,139	12,644	15,715	13,346	16,429
経常利益 (百万円)	9,215	6,308	11,255	9,111	12,048
当期純利益 (百万円)	11,453	6,461	5,968	8,762	11,544
資本金 (百万円)	13,260	13,260	13,260	13,260	13,260
発行済株式総数 (千株)	143,378	71,689	70,689	68,589	65,589
純資産額 (百万円)	145,496	140,510	134,813	130,996	140,106
総資産額 (百万円)	165,022	160,086	154,554	156,000	191,737
1株当たり純資産額 (円)	2,114.38	2,078.38	2,060.13	2,090.11	2,235.07
1株当たり配当額 (円)	36.00	54.00	72.00	60.00	40.00
(1株当たり中間配当額)	(一)	(18.00)	(36.00)	(40.00)	(20.00)
1株当たり当期純利益 (円)	164.85	95.12	90.24	136.93	184.98
潜在株式調整後1株当たり当期純利益 (円)	164.32	94.47	89.91	136.39	184.16
自己資本比率 (%)	87.9	87.5	86.9	83.6	72.8
自己資本利益率 (%)	7.9	4.5	4.3	6.6	8.6
株価収益率 (倍)	16.67	32.38	30.50	17.14	13.27
配当性向 (%)	43.7	75.7	79.8	43.8	21.6
従業員数 (人)	81	95	90	94	85
[外、平均臨時雇用者数]	[一]	[一]	[一]	[一]	[一]
株主総利回り (%)	105.0	120.0	110.5	97.7	103.2
(比較指標：配当込み TOPIX) (%)	(114.7)	(132.9)	(126.2)	(114.2)	(162.3)
最高株価 (円)	1,463	3,640 (1,648)	3,485	3,115	2,537
最低株価 (円)	970	3,015 (1,309)	2,595	2,110	1,630

(注) 1. 営業収益には、消費税等は含まれておりません。

2. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第69期の期首に当該株式併合が行われたと仮定し、1株当たり純資産額、1株当たり当期純利益及び潜在株式調整後1株当たり当期純利益を算定しております。

3. 第70期の1株当たり配当額54.00円は中間配当額18.00円と期末配当額36.00円の合計になります。当社は2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合をもって株式併合を実施しておりますので、中間配当額18.00円は株式併合前の配当額、期末配当額36.00円は株式併合後の配当額となります。なお、株式併合後の基準で換算した第70期の1株当たり配当額は72.00円となります。
4. 「『税効果会計に係る会計基準』の一部改正」（企業会計基準第28号 平成30年2月16日）等を第71期の期首から適用しております。第70期以前に係る主要な経営指標等については、当該会計基準等を遡って適用した後の指標等となっております。
5. 最高株価及び最低株価は東京証券取引所（市場第一部）におけるものであります。
6. 当社は、2017年10月1日付で普通株式2株につき1株の割合で株式併合を行っております。第70期の株価については株式併合後の最高株価及び最低株価を記載しており、（ ）内に株式併合前の最高株価及び最低株価を記載しております。
7. 第72期の1株当たり配当額には、創立70周年記念配当8円を含んでおります。

2 【沿革】

1946年6月	創業者故塚本幸一が、個人で和江商事を創業
1949年11月	資本金1百万円をもって和江商事株式会社を設立（京都市中京区）
1951年6月	本社を京都市中京区室町通姉小路上ルに移転、工場開設、自家製造に着手
1957年11月	商号をワコール株式会社と改称
1959年11月	国内縫製子会社として東海ワコール縫製㈱を設立、以降、国内縫製子会社7社設立
1964年6月	商号を株式会社ワコールと改称
1964年9月	東京・大阪証券取引所市場第二部及び京都証券取引所に上場
1970年8月	韓国に合弁会社、㈱韓国ワコール設立
1970年10月	タイに合弁会社、THAI WACOAL CO., LTD.（現 THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.）設立
1970年10月	台湾に合弁会社、台湾華歌爾股份有限公司設立
1971年1月	東京・大阪証券取引所市場第一部に指定上場
1978年4月	シンガポール営業所（現 WACOAL SINGAPORE PRIVATE LTD.）開設
1979年8月	第三者割当増資により㈱トリーカの株式を子会社株式として取得
1981年6月	アメリカ合衆国に現地法人、WACOAL AMERICA, INC.（現 WACOAL INTERNATIONAL CORP.）設立
1982年3月	第三者割当増資により㈱七彩の株式を子会社株式として取得
1983年2月	香港に現地法人、WACOAL HONG KONG CO., LTD. 設立
1983年12月	米国法人ティーンフォーム社グループ（現 WACOAL AMERICA, INC.）の全株式取得
1986年1月	中国に合弁会社、北京華歌爾服装有限公司（現 華歌爾（中国）時装有限公司）設立
1989年4月	フィリピンに合弁会社、PHILIPPINE WACOAL CORP. 設立
1990年1月	フランスに現地法人、WACOAL FRANCE S.A.（現 WACOAL EUROPE SAS）設立
1991年1月	インドネシアに合弁会社、INDONESIA WACOAL CO., LTD.（現 PT. INDONESIA WACOAL）設立
1993年4月	㈱韓国ワコールの合弁契約を解消し、韓国の㈱新栄（現 ㈱新栄ワコール）に出資
1995年1月	中国に現地法人、廣東華歌爾時装有限公司設立
1997年6月	ベトナムに現地法人、VIETNAM WACOAL CORP. 設立
2000年12月	北京華歌爾服装有限公司（現 華歌爾（中国）時装有限公司）の合弁契約を解消し、100%子会社へ改組
2003年5月	マレーシアに合弁会社、WACOAL MALAYSIA SDN BHD設立
2003年8月	中国に現地法人、大連華歌爾時装有限公司設立
2005年10月	持株会社体制への移行に伴い商号を株式会社ワコールホールディングスに改称 新設会社分割により株式会社ワコールを設立
2008年1月	㈱ピーチ・ジョンを株式交換により100%子会社化
2009年8月	㈱ルシアンを株式交換により100%子会社化
2012年4月	EVEDEN GROUP LIMITED（現 WACOAL EUROPE LTD.）の発行済株式の全株式を取得したことにより100%子会社化
2016年1月	タイに合弁会社、A TECH TEXTILE CO., LTD. 他1社設立
2019年7月	INTIMATES ONLINE, INC. の発行済株式の全株式を取得したことにより100%子会社化

3【事業の内容】

当社の企業集団は、持株会社（当社）1社、子会社58社及び関連会社7社で構成され、インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品の製造、卸売販売及び一部製品の消費者への直接販売を主な事業としており、更にその他の事業として、飲食・文化・サービス及び内装工事等の事業を展開しております。

また、当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更しております。詳細は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表に関する注記 2 主な科目の内訳及び内容の説明 U セグメント情報」に記載のとおりであります。

なお、当社は、有価証券の取引等の規制に関する内閣府令第49条第2項に規定する特定上場会社等に該当しており、これにより、インサイダー取引規制の重要事実の軽微基準については連結ベースの数値に基づいて判断することとなります。

当社グループの事業に関わる位置付け及びオペレーティング・セグメントとの関連は、次のとおりであります。

(1) ワコール事業（国内）

ワコール事業（国内）に属する会社は、当社及び国内子会社11社であります。

国内子会社のうち㈱ワコールは、上記製品の企画・デザインと原材料調達を行い、国内外の縫製会社及びその他の協力工場から仕入れた半製品の検査を経て製品化し、国内百貨店、量販店及びその他一般小売店、また直営店舗、Eコマース（EC）サイトや国内外の販売会社を通じて、それぞれ最終消費者へ供給しております。縫製会社は九州ワコール製造㈱等4社あり、いずれも㈱ワコールから原材料の供給を受けてインナーウェア、スポーツウェアの縫製加工を行い、半製品を㈱ワコールへ納入しております。販売会社は㈱ウンナナクール等3社があり、主としてインナーウェア、アウターウェア、水着の製品の小売販売を行っております。

(2) ワコール事業（海外）

ワコール事業（海外）に属する会社は、海外子会社及び関連会社併せて37社であります。

海外子会社は北中米地区に9社、欧州地区に6社、アジア・オセアニア地区に16社、計31社あります。海外関連会社はアジア地区に6社あります。

北中米地区の子会社9社のうちWACOAL DOMINICANA CORP. はインナーウェアの縫製会社で、製品を米国の製造・販売会社であるWACOAL AMERICA, INC. に納入しており、WACOAL AMERICA, INC. はこれら製品を現地の百貨店、専門小売店及びECサイトを通じて最終消費者へ供給しております。また、販売会社であるEVEDEN INC. は主としてWACOAL TIMEX LTD.、WACOAL EMEA LTD. から供給を受けたインナーウェア等の製品を販売しております。

欧州地区の子会社6社のうちWACOAL EMEA LTD. は主としてWACOAL TIMEX LTD. から供給を受けたインナーウェア等の製品を主に英国の百貨店、専門小売店等を通じて最終消費者へ販売しております。

アジア・オセアニア地区の子会社2社と関連会社4社は、製造・販売会社で、製品をそれぞれ現地の百貨店、専門小売店等を通じて最終消費者へ供給するとともに、一部を㈱ワコール及びアジアの販売会社に供給しております。販売会社は、WACOAL SINGAPORE PRIVATE LTD.、EVEDEN ISRAEL LTD. 等子会社6社と関連会社1社あり、主としてグループ内より供給を受けたインナーウェアの製品をそれぞれ現地の百貨店、専門小売店、直営店舗を通じて最終消費者へ供給しております。残り8社の子会社のうち、4社はインナーウェアの縫製会社で、2社は原材料製造会社、1社はアジア地区における子会社・関連会社向けの材料調達等、1社は投資会社で現地のインナーウェア等の製造・販売子会社及び関連会社への投資をしております。

(3) ピーチ・ジョン事業

ピーチ・ジョン事業に属する会社は、国内子会社及び海外子会社併せて4社であります。

国内子会社1社、海外子会社3社は、すべて販売会社であり、㈱ピーチ・ジョンは主にグループ外から独自に供給を受けた製品の小売販売を行っております。

(4) その他

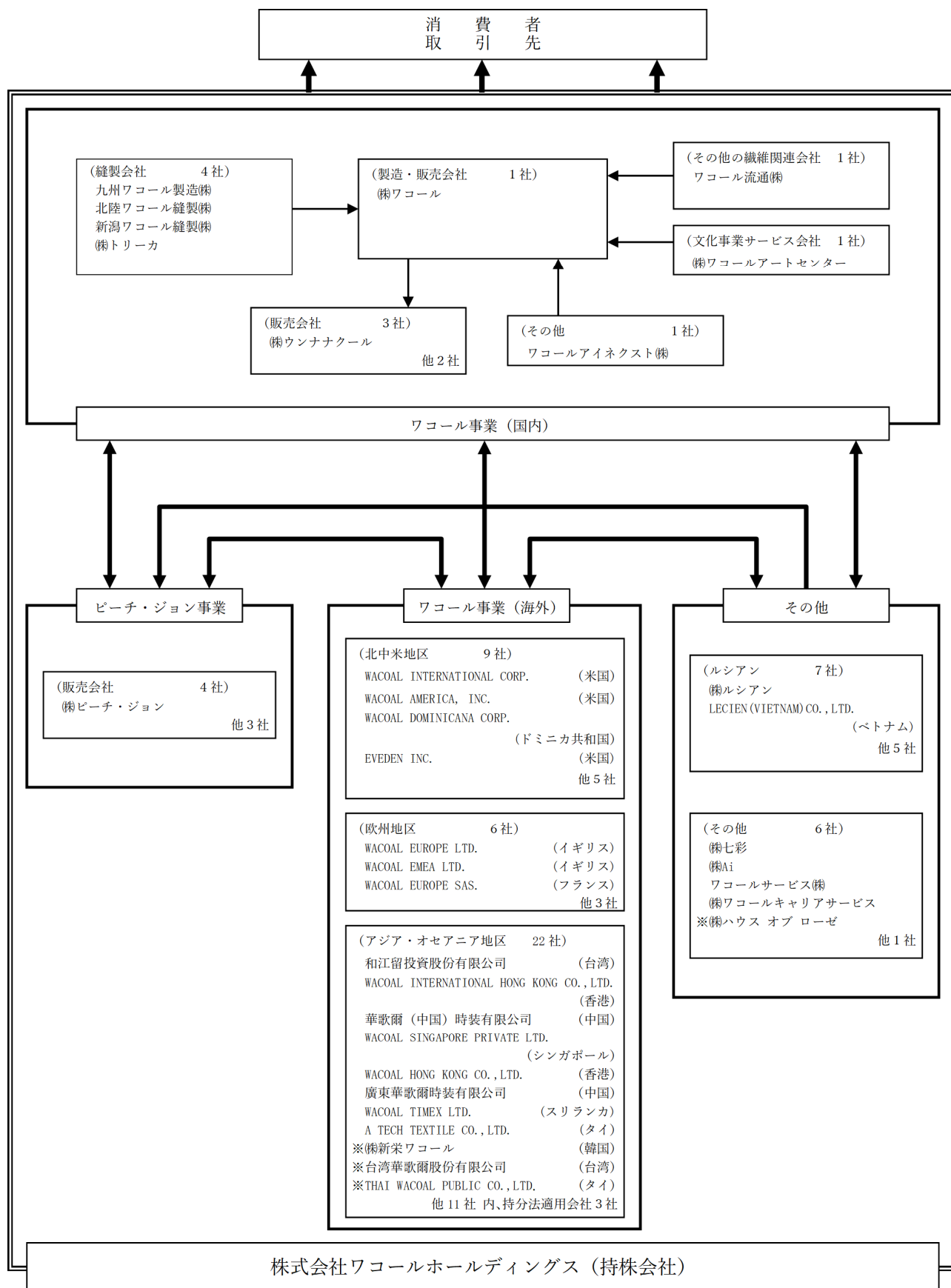
その他に属する会社は、国内子会社6社、海外子会社6社及び国内関連会社1社併せて13社であります。

国内子会社6社のうち、㈱七彩はマネキン人形等の製造販売・レンタル及び内装工事関係事業を行っており、㈱ルシアンは婦人インナー及び衣料、レース、手芸用品等の製造、卸売販売を行っております。残り4社のうち1社は縫製会社であり、他の3社は販売会社、その他の繊維関連及び不動産賃貸業その他の事業を行っております。

海外子会社は、アジア地区に6社あります。

アジア地区のうち4社は縫製会社であり、残り2社は、マネキン人形等の製造販売、内装工事関係及びその他繊維関連事業を行っております。

以上の子会社及び関連会社の概要を図で示すと次頁のとおりであります。



無印：連結子会社

※：持分法適用会社

4 【関係会社の状況】

名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容	
					役員の兼任等の うち当社役員 (人)	設備の賃貸借
(連結子会社)						
※1・※5 ㈱ワコール	京都市南区	5,000	ワコール事業（国内） （インナーウェア等製品の研究開発・製品企画、販売）	100	3	事業所用建物賃貸
㈱ピーチ・ジョン	東京都港区	90	ピーチ・ジョン事業 （インナーウェア製品の製品企画、販売）	100	2	—
㈱ルシアン	京都市南区	90	その他 （インナーウェア等製品の製品企画、販売）	100	2	事業所用・倉庫用 建物賃貸
九州ワコール製造㈱	長崎県雲仙市	70	ワコール事業（国内） （インナーウェア製品の受託製造）	100 (100)	—	事業所用建物賃貸
新潟ワコール縫製㈱	新潟市西蒲区	50	同上	100 (100)	—	同上
㈱トリーカ	大阪府茨木市	92	同上	57 (57)	—	—
㈱七彩	京都市南区	90	その他 （マネキンレンタル、店舗設計・施工）	99	2	事業所用建物賃貸
※1 WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国 ニューヨーク州	20,000千 US\$	ワコール事業（海外） （米国持株会社）	100 (100)	2	—
WACOAL AMERICA, INC.	米国 ニューヨーク州	2,062千 US\$	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の製品企画、販売）	100 (100)	1	—
WACOAL DOMINICANA CORP.	ドミニカ共和国 サントドミンゴ市	20千 US\$	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の受託製造）	100 (100)	—	—
WACOAL EUROPE LTD.	英国 ノーサンプトンシャー州	175千 GBP	ワコール事業（海外） （持株会社）	100	2	—
WACOAL EMEA LTD.	英国 ノーサンプトンシャー州	250千 GBP	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の製品企画、販売）	100 (100)	—	—
WACOAL EUROPE SAS.	フランス サンドニ市	8千 EUR	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の販売）	100 (100)	—	—
WACOAL HONG KONG CO., LTD.	香港	3,000千 HK\$	同上	80 (80)	—	—
※1 WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.	香港	373,690千 HK\$	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品及び原材料調達）	100 (100)	1	—
VIETNAM WACOAL CORP.	ベトナム ビエンフオア市	54,604百万 VND	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の受託製造、販売）	100 (100)	—	—
和江留投資股份有限公司	台湾 台北市	59,000千 NT\$	ワコール事業（海外） （台湾持株会社）	100 (100)	1	—
廣東華歌爾時裝有限公司	中国 広州市	17,730千 RMB	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の受託製造）	100 (100)	—	—
※1 華歌爾（中国）時装有限公司	中国 北京市	189,364千 RMB	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の製品企画、製造、販売）	100 (100)	1	—
※1 A TECH TEXTILE CO., LTD.	タイ バンコク市	1,000百万 THB	ワコール事業（海外） （原材料の製造）	54 (54)	—	—
その他38社						
(持分法適用関連会社)						
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.	タイ バンコク市	120百万 THB	ワコール事業（海外） （インナーウェア製品の製品企画、製造、販売）	34 (34)	2	—
PT. INDONESIA WACOAL	インドネシア ボゴール市	2,500百万 IDR	同上	42 (42)	2	—
㈱新栄ワコール	韓国 ソウル市	4,500百万 WON	同上	25	1	—
台湾華歌爾股份有限公司	台湾 桃園市	800百万 NT\$	同上	50 (50)	2	—
※4 ㈱ハウス オブ ローゼ	東京都港区	934	その他 （化粧品・ヘアケア製品等の開発、販売）	21	—	—
その他2社						

- (注) ※1 (株)ワコール、WACOAL INTERNATIONAL CORP.、WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.、華歌爾（中国）時装有限公司及びA TECH TEXTILE CO., LTD. は特定子会社に該当しております。
- 2 「議決権の所有又は被所有割合」欄の（内書）は間接所有であります。
- 3 「主要な事業の内容」欄には、オペレーティング・セグメントの名称を記載しております。
- ※4 有価証券報告書の提出会社であります。
- ※5 (株)ワコールについては、売上高（連結会社相互間の内部売上を除く）の連結売上高に占める割合が10%を超えております。

主要な損益情報等

① 売上高	81,409百万円
② 経常利益	1,519 "
③ 当期純利益	1,204 "
④ 純資産額	95,848 "
⑤ 総資産額	120,418 "

5 【従業員の状況】

(1) 連結会社の状況

2021年3月31日現在

オペレーティング・セグメントの名称	従業員数（人）	
ワコール事業（国内）	7,232	[351]
ワコール事業（海外）	10,223	[42]
ピーチ・ジョン事業	488	[21]
その他	1,881	[78]
合計	19,824	[492]

（注） 1 従業員数は就業人員（当社グループからグループ外への出向者を除き、グループ外から当社グループへの出向者を含みます。）であり、臨時従業員数は〔 〕内に当連結会計年度の平均人員を外書で記載しております。

2 臨時従業員にはアルバイト・パートタイマー等の3ヶ月程度の雇用者を含めております。

(2) 提出会社の状況

2021年3月31日現在

従業員数（人）	平均年齢（歳）	平均勤続年数（年）	平均年間給与（円）
85	47.1	21.0	5,963,509

（注） 1 従業員数は、就業人員を記載しております。

2 平均年間給与は、賞与及び基準外賃金を含んでおります。

3 当社の従業員は、全てワコール事業（国内）に属しております。

(3) 労働組合の状況

提出会社の従業員は、㈱ワコールからの出向者にて構成されております。㈱ワコールには、ワコール労働組合が組織されており、全国繊維化学食品流通サービス一般労働組合同盟に属しております。

また、一部の子会社においてはそれぞれ、労働組合が組織されております。

なお、労使関係は、極めて安定しており、特記すべき事項はありません。

第2【事業の状況】

1【経営方針、経営環境及び対処すべき課題等】

文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。リスクを含めて、不確定な要素が含まれており、実際の成果や業績などは、記載の見通しとは異なる可能性があります。

(1) グループ経営理念

私たちの事業活動は、一人ひとりのお客様の声に耳を傾け、謙虚に自らを変革し、人と人との「互いに信頼し合う関係」を積み重ねることによって成り立っております。こうした「相互信頼」と「人間尊重」の考え方こそが、すべての事業活動の原点であり、創業以来の経営理念です。当社グループは、「株主」「顧客」「従業員」「取引先」「地域社会」など、すべてのステークホルダーと「相互信頼」の関係を築くために、企業経営の透明性を高めることに努め、公正性、独立性を確保することを通じて、企業価値の持続的な向上を図ります。

■目標 Our Mission

世の女性に美しくなって貰う事によって
広く社会に寄与する事こそ
わが社の理想であり目標であります

■社是 Our Vision

わが社は 相互信頼を基調とした
格調の高い社風を確立し
一丸となって 世界のワコールを目指し
不断の前進を続けよう

■経営の基本方針 Our Value

1. 愛される商品を作ります
2. 時代の要求する新製品を開発します
3. 大いなる将来を考え正々堂々と営業します
4. より良きワコールはより良き社員によって造られます
5. 失敗を恐れず成功を自惚れません

(2) 中長期的な会社の成長戦略と目標とする経営指標

①長期的なビジョン

当社グループは、「グループとして世界のワコールを目指す」という将来像の実現に向けた取り組みを進めています。経営資源やグループのネットワークを最大限に活用し、常に先駆的な商品を世界市場に提供しよう努めると同時に、下着文化の領域を開拓し続けることを通じて、ワコールグループの商品やサービスに対して、また、社会的な課題への取り組みに対しても、世界のステークホルダーから高い信頼を獲得できるよう、尽力していきます。

さらに、世界市場における競争優位性の確立に向けて、新しい事業領域や成長領域へ投資を行い、非連続成長の実現に挑戦する一方で、経営基盤の継続的な改善に努め、より大きな成果を生み出すことによって、持続的な成長と企業価値の向上を図り、100年を超えて存続を期待され続ける企業に向けて、不断の前進を続けます。

「世界のワコール」の目指す姿

1. 世界中の市場で、ワコールグループの商品やサービス、また、社会的な課題への取り組みが、顧客をはじめとするすべてのステークホルダーから高い信頼を得ている
2. 事業を展開する国や地域が、増え続けている
3. グループネットワークのもと、世界的規模で連携がとれた事業展開を行っている
4. 常に先駆的な商品を世界の市場に提供し、下着文化の領域を開拓し続けている
5. グループの目標や経営理念が、全世界の従業員に浸透している

2028年3月期の財務目標

- ・グループ売上高 3,000億円（海外合弁会社を含むグループ売上高）
- ・連結売上高営業利益率・ROE 10%

②中期経営計画

「グループとして世界のワコールを目指す」という将来像の実現に向けて、2020年3月期から2022年3月期までの3カ年を対象期間とする中期経営計画を策定し、現実を直視し、改革をスピーディーに進め、国内外ともに力強い成長を示すことに取り組んでおります。

基本方針

「現実を直視し、将来需要を見極め、果敢に改革を行い、成長にこだわる」

- ・国内外ともに力強い成長軌道を示す
- ・成果の乏しい事業やブランドの将来性を検証し、聖域なきグループ事業構造の見直しと改革を進める
- ・経済的価値と社会的価値の双方を向上し企業価値を高める

中期経営計画では、これらを軸にして、デジタル技術で進化させた顧客サービスの拡充をはじめ、競合が追従できないCX戦略（※）の実行や、国内外の垣根を取り払った付加価値の高い新製品の導入、国や地域特性を見据えた主要なECサイトとの連携強化ないしは自社ECサイトの構築、小規模にとどまっている国や地域の事業拡大に向けた成長投資、制度疲労を起こしている事業モデルの改革、競争優位性あるサプライチェーン網の確立など、個々の事業課題への対応を、スピード感を持って進めます。

また、持続可能な社会の実現に向けて、製造委託先との協働によるCSR調達の進化、脱プラスチックへの取り組みや廃棄商品の削減による地球環境との共生、多様な人材を活かしたダイバーシティ&インクルージョン組織体制の整備に努めます。こうしたサステナブルな事業基盤から育まれる、新しい価値の創出にも責任を持って取り組んでいきます。

事業活動を通じた収益性の改善と資本効率の向上に併せて、安定的な配当と機動的な自己株式の取得を行い、有価証券・投資評価損益影響（米国会計基準では連結損益計算書のその他の収益・費用として認識される）を除く、実質ベースでの総還元性向100%の維持に努めます。このほか、事業の持続的成長を支える投資を最優先する一方、適宜、政策保有株式の縮減を進めることで、適正なキャッシュバランスを築いていきます。

※これまで3Dボディスキャナーや接客AIの導入、オンラインとオフラインの連携・融合など、ワコールが進めてきたデジタル戦略を「ワコール版オムニチャネル戦略と表現しておりましたが、より顧客視点を反映した戦略を推進し、お客さま一人一人とのつながりをこれまで以上に深めていくため、呼称を「CX戦略」に変更しております。

③新型コロナウイルス感染症拡大を踏まえた当社グループの方針

新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の世界的な拡大に伴う経済活動の停滞を受け、当社グループの経営は厳しい状況が継続しております。多くの国・地域でワクチン接種が開始されるなど、感染症の収束に向けた取組みに進展は見られるものの、国内を中心に感染症の再拡大の影響を注視する必要があり、先行きは不透明な状況にあります。

このような環境の下、当社グループでは再成長に向け策定した下記の方針に基づき、お客さま・従業員・お取引先の安全と健康を最優先に事業活動を行いつつ、高収益の経営体質の構築に向けた構造改革に取り組んでおります。

＜基本方針＞	お客さま・従業員・お取引先の、「健康・安全」を最優先として対応
＜短期的な方針＞	経営悪化を踏まえたコスト削減の実行と、財務基盤の安定性確保 ・事業領域全般にわたり、これまでの施策や支出計画の見直し実行 ・感染症の長期化に備えた、手元流動性の強化 ・売上減少に伴う過剰在庫の回避に向けた生産調整
＜中長期的な方針＞	バリューチェーンの徹底的な点検と改革の実行～「高収益の経営体質」に向けた転機に～ ・現状のコストストラクチャーの見直し（固定費削減に向けた取り組みの推進） ・デジタル・トランスフォーメーションの取り組み加速 ・お客さまとのタッチポイントの見直し・再整備（変化する主要チャネルへの対応） ・「新しい生活様式」で顧客が待ち望む商品・サービスの開発、新たな接客や販売スタイルへの対応力強化

感染症の影響を受け、中期経営計画において掲げた当初の目標経営指標の達成は困難となりました。中期経営計画の最終年度となる2022年3月期は、高収益の経営体質の構築に向けた構造改革の実行フェーズと位置づけ、課題とする高コスト構造の是正に向けた取り組みを進めてまいります。同時に、企業価値の最大化に向けて、デジタル・IT・物流への成長投資を継続する計画です。

こうした取り組みを通して、中期経営計画の最終の会計年度となる2022年3月期の経営指標については、売上高1,840億円、営業利益60億円（連結売上高営業利益率3.3%）、当社株主に帰属する当期純利益55億円を計画しております。

（3）会社の対処すべき課題

感染症の世界的な流行は、生活者の価値観や健康等に関する意識を変え、消費行動に大きな変化をもたらしました。感染症の脅威は現在も続いており、様々な国や地域でワクチンの接種が開始されるものの、感染防止対策としての外出規制など、経済活動の一部制限が続く可能性もあり、本格的な回復に向けては時間を要すると考えられます。

また、感染症が収束したニューノーマルの時代においても、消費者の行動は更に進化していくものと想定されます。消費者は引き続き、健康や安全を意識したライフスタイルを志向することが予想されますし、付加価値の高い商品や本当に価値のある良いサービスを選択していくものと思われます。様々な消費者の意識の変化を感じ取り、消費者視点に合う適切な対応をとっていくことが、ニューノーマル下での再成長の実現には欠かせません。

このような環境下、当社では、引き続き、お客さま・従業員・お取引先の安全と健康の確保を最優先に事業活動を行いつつ、高収益の経営体質の構築に向けた構造改革に取り組む計画です。感染症の蔓延をきっかけに大きく変化した消費者の生活様式に対応する商品・サービスの開発・提供を継続的に行うとともに、「オンラインとオフラインの融合」、「顧客データの活用」など顧客体験の向上に向けて取り組む独自のCX戦略を推進することで、お客さま一人ひとりの「深く、広く、長い」関係性の構築を目指します。

また、環境問題はさらに深刻さを増しており、消費者のサステナビリティへの意識はますます変化しております。当社では、社会的価値と経済的価値の創造を軸に成長を目指すESG経営を推進し、ガバナンスや人権、環境などの重要課題に対する取り組みを強化する計画です。同時に、テレワークを含めたワークスタイル変革、事業成長を支える人材育成、働きがい高める組織風土の醸成など、持続的な成長に向けた事業基盤の整備についても推進してまいります。

2【事業等のリスク】

有価証券報告書に記載した事業の状況、経理の状況等に関する事項のうち、経営者が連結会社の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況に重要な影響を与える可能性があると認識している主要なリスクは、以下のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において当社グループが判断したものであります。

(1) 新型コロナウイルス感染症の影響

世界的な流行となった「新型コロナウイルス感染症（COVID-19）（以下：感染症とします）」は、当社グループの売上や生産に大きな影響を及ぼしております。当連結会計年度においては、当社グループでは、顧客、取引先及び社員の安全第一を考え、また更なる感染拡大を防ぐために、「企業倫理・リスク管理委員会」の下部に「新型コロナウイルス感染症対策本部」（本部長は取締役常務執行役員）を設置し感染状況に応じた対策を行っております。主要事業会社である㈱ワコールは、政府、自治体の発信・要請内容に沿い従業員の勤務体制や店舗の営業体制を決定しております。具体的には内勤者は緊急事態宣言発出時には宣言発出期間、地域にあわせた勤務体制（在宅勤務の推進、出張、会議等の制限など）とし、店頭販売員についてはお客さま並びに従業員の健康と安全確保の為に感染予防対策が講じることができている前提で、生活必需品を扱う企業として、お客さまの衛生的で快適な生活を守り、安心を提供し続けるために、地域のお客さま、お取引先からご要望のあった売場（店舗）について販売員を派遣しております。また、財務基盤を強固なものとするため、金融機関の借入枠を拡大し、備えを行っております。

今後事態が更に長期化した場合、当社グループの業績及び財政状態に更なる影響を与えるリスクがあります。これらのリスクに対しコロナ終息後の「新しい生活様式」における個人消費行動の変化を見通し、WEB販売などの顧客の待ち望むサービスの強化や新たな商品の開発に努めるとともに、引き続き経費の削減に努め、新規投資も慎重に見極めるなど、経営の健全性確保に取り組んでまいります。

(2) 経営環境及び経営戦略に関わるリスク

①経済環境に関するリスク

当社グループが活動する主要な国内外市場における経済環境の動向が、当社グループの売上高や業績及び財政状態に重大な影響を与えると考えられます。例えば、国内市場においては感染症の拡大による緊急事態宣言の発出による店舗休業や営業時間の短縮などにより個人消費の落ち込みが見られ、当社グループの売上高や業績に重大な影響を与えております。

②国内事業に関わるリスク

当社グループの主要事業会社である㈱ワコールの売上高の約63%は、百貨店、量販店及びその他の一般小売店への売上によるものであります。しかしながら、近年小売市場の構造変化が進んでおり、小売市場全体における百貨店、量販店及びその他一般小売店の売上シェアは低下していくことと予測されます。当連結会計年度においては、㈱ワコールと取引がある百貨店9店舗、量販店32店舗、その他一般小売店61店舗の店舗閉鎖があり、売上高で7億円減少したと見込んでおります。2021年度には、百貨店1店舗、量販店8店舗の閉鎖が既に発表されております。当社グループはこのようなリスクに対して、業態を跨いだエリア販売体制への移行や直営店・WEB販売の強化を行い対応しております。また、店舗閉鎖や倒産に伴い売掛債権が回収できなくなるリスクに対応するため、常に与信管理を徹底するとともに、店舗における在庫金額を適正な状態にしております。

国内レディスインナーウェア市場について、引き続き縮減の傾向にあります。また、これまでとは異なる競合企業が存在感を高めており、当社グループは、国内インナーウェア市場において、下着の中高級品の卸売と直営販売を行う会社との競争だけではなく、Eコマースとのチャンネル間競争や、ファストファッションとも競争しております（㈱ワコールの自社WEB販売は当連結会計年度前年比155%と好調に推移しました）。今後、新規参入者により更に競争が激しくなる可能性もあります。競争の激化は、価格の下落、広告宣伝費の増加、売上高及び市場シェアの減少等につながり、当社グループの事業、業績及び財政状態に重大な影響を与えるリスクがあります。

これらのリスクに対応するため、グループ中期経営計画の一項目として㈱ワコールの再成長と収益力の向上を掲げ、主要な施策として「ワコール版オムニチャネル戦略」を推進しております（今後取得したデータを活用し、お客様一人ひとりとのつながりをさらに深めるため、より「顧客起点」を反映した戦略を推進するため2021年度より当該施策を「CX戦略」と呼称します）。これはワコールが長年培ってきた接客販売の強みを、デジタル技術によりさらに革新させ、店舗とウェブを連携しながらお客様とのつながりを深め、顧客の囲い込みを図るものです。オムニチャネル戦略の中核である次世代ツール「Wacoal 3D smart&try」は百貨店を中心に当連結会計年度は16店舗設置し、今後さらに拡大する予定です。

また、㈱ワコール以外の国内グループ会社の収益力向上にも取り組み、事業の選択と集中、事業構造や人員体制の見直し、グループ内の連携の強化や他社とのアライアンス等、抜本的な改革により、収益性改善に取り組み3～5%の営業利益率確保を必達目標とするなど、グループ全体での収益力向上に取り組んでおります。

③海外事業に関わるリスク

当社グループは海外における事業も展開しており、欧米及びアジア等の海外市場での売上拡大を目指しております。海外事業に関連し次のようなリスクがあります。

グローバル取引が進む中で、国家間競争など地政学的な問題が発生し事業活動に影響を受ける可能性があります。例えば英国のEU離脱問題では英国に本社を置く子会社(株)ワコールヨーロッパは新たに付加された関税、通関手数料などにより費用が増加するなど影響を受けております。これらリスクに対応するため進出国の政治経済情勢、税制、法規制動向などの情報収集に努め、引き続き動向を注視していきます。

海外市場における消費者の趣味及び嗜好に対応できずに業績が悪化するリスクや異文化対応の遅れによって、経営及び人事管理を失敗し、当社グループの業績が悪化するリスクがあります。これらリスクに対応するため、米国、欧州、中国の主要3法人での事業の成長に向けた投資を継続しており、米国においてはミレニアル世代の獲得やEC市場での成長機会の創出と競争力の強化を目的に2020年3月期に「Intimates Online」社を買収しました。同社の取得価額は86,041千米国ドル（取得時レートで約9,348百万円）で、当該取得価額に加えて、業績の達成度合いに応じて条件付取得対価（アーンアウト対価）を現株式所有者に支払う条項を締結しました。2年後の2023年3月期には営業利益黒字化、3年後の2024年3月期には売上高100百万ドル、営業利益率12～15%の成長シナリオを期待しております。合わせて、欧州、中国においても販路の拡大や、EC事業の継続拡大を図っております。また新興国への事業拡大としてインド事業の拡大にむけ出店加速と積極的な広告宣伝投資を計画しております。

製品の調達・製造においては徐々にコストの低いアジアの国々での生産比率を増やしております。また近年は、社会・労働環境の変化に対応して、海外生産の中心を中国からASEANに移行しつつあります。反面、新規に立ち上げた生産拠点のいくつかでは、生産性や損益面での困難に直面しております。グループに与える影響は軽微であるものの、例えばミャンマーにおいては2021年2月にミャンマー国軍が武力で国家権力を掌握しその行動に対する抗議デモが発生、治安情勢が悪化しており、ミャンマーワコールは従業員の安全確保のため休業しております。そのような中、グループ中期経営計画において、競争力のある製品や材料の供給ができるグローバルな生産体制の構築を目指し、グループ横断での管理体制の確立に向けて取り組んでおります。

(3) 経営管理に関わるリスク

①品質、品質表示に関するリスク

高品質な商品をグローバルに提供することができることが、当社グループの強みの一つです。不良品を販売することや商品が健康被害を及ぼすこと等により、商品回収等のコストが発生するとともに、ブランドが毀損し、高品質の商品を提供するというイメージが損なわれ、社会的信用を失い業績に影響を与えるリスクがあります。

2020年には子会社の(株)ピーチ・ジョンにおいて、ブラジャーの一部でワイヤーが飛び出す恐れがあることが判明したため、事故防止の観点から自主回収を行いました。また、品質表示等の誤表示に関する法令違反や機能性表示における行き過ぎた表現により社会的信用を失い、商品回収や表示変更作業のコストが発生するとともに、販売機会ロスとなり、業績及び財政状態に重大な影響を与えるリスクがあります。

これらリスクに対応するため、安全性ガイドラインの整備と製品開発時点の確認ルールの徹底、欠陥商品発生度の徹底原因追求・再発防止策を策定し、各社が品質の維持向上に向けた取り組みを行うと同時に、当社グループの品質保証活動を推進するため「品質保証審議会」を設置し、その活動を通じグループ会社への水平展開を行い、全体での底上げを図っております。

②コンプライアンスに関するリスク

当社グループは国内外の法令や規制等の適用を受けており、これらの法令等に違反したり社会的要請に反する行為等があった場合は、処罰や社会的な信用の低下などにより、経済的・社会的な影響を受けるリスクがあります。当社グループでは「コンプライアンス委員会」の活動を通じて、従業員への啓発活動、内部通報制度、外部専門機関による法令ヘルスチェックなどの施策を拡充することにより、法令違反防止に努めており、また現中期経営計画においては、「ESG課題の取り組み」の中でも重要課題として位置付けております。

また、当社グループの事業領域において注力すべき点として、サプライチェーンでの労務・人権問題が挙げられます。実際に人権NP0より、当社グループの発注先である海外縫製工場における労務・人権問題について指摘を受けたこともあり、これを契機に当該課題への取り組みを開始しました。2018年4月から「CSR調達委員会」を立ち上げ、自己評価と現地監査、仕入先一覧の開示等の積極的な活動を行っております。

③個人情報に関するリスク

当社グループは事業活動上顧客等の個人情報を有しております。当社グループの中期経営計画において、主要事業会社である㈱ワコールでは「CX戦略」を成長戦略の柱と位置付け、収集した個人情報を含めたデジタルデータを基盤としたビジネス戦略を進めております。また、海外子会社各社は、顧客の個人情報を直接取得するWEBサイトを通じた販売を強化し、成長の柱と位置づけております。2014年に、何者かにより自社WEBサイトが改ざんされ1ヶ月の販売停止を余儀なくされました。個人情報の保護は当社グループの事業活動上ますます重要性が増しており、専門部門としてITガバナンス部を2020年4月より発足し、個人情報の管理の強化、法規制の変更への対応、社員への教育等を含め、個人情報を外部の脅威から守るセキュリティ対策に取り組んでおります。しかし、個人情報が外部流出、改ざん、重要データの消去またはシステムに障害が生じた場合は、当社グループの事業運営や戦略に影響を与え、結果、業績及び財政状態に重大な影響を与えるリスクがあります。

④知的財産権の侵害・被侵害のリスク

当社グループの保有する知的財産権、特に当社グループのブランド及び関連する商標は、当社グループ製品への需要の喚起及び維持、また当社グループの事業価値にとって重要であると認識しております。今後、当社グループは商標その他関連する紛争に直面する可能性があり、また類似商品や他者による商標及び知的財産権侵害により、当社グループの事業に重大な影響を及ぼすリスクがあります。また、当社グループが他者の知的財産権を侵害しているという主張が行われたことがあり、今後も行われるリスクがあります。これらの主張や関連する訴訟が、当社グループの事業及び業績に重大な影響を与えるリスクがあります。また、越境EC等の拡大によるボーダーレス化に伴い、各国のブランドマネジメントだけでなくグローバルなブランド政策によってコントロールしないと、ブランド棄損に繋がり市場競争力が低下するリスクがあります。これらリスクに対応するため、「知的財産委員会」を設置するとともに、従業員への啓発活動として毎年e-ラーニングの実施、担当者の調査能力向上、社外調査会社の活用や外部契約事務所等の専門家との協業を行っております。

(4) 会計・税務に関するリスク

①保有有価証券の価格変動リスク

当社グループは国内公開会社の株式やその他の有価証券を保有しております。当社は米国会計基準を採用しているため、保有有価証券の価格が変動した場合、その変動損益を連結損益計算書で認識する必要があります。これら保有有価証券の大幅な価格変動は、該当する連結会計年度における当社グループの財政状態に重大な影響を与えるリスクがあります。

当連結会計年度においては、有価証券の大幅な価格上昇により「有価証券・投資評価損益（純額）」として、10,390百万円の利益を計上しました。

現グループ中期経営計画においては、2022年3月期までに保有する政策保有株式を、2019年3月期の時価ベースで200億円以上の縮減する方針を示しており、当連結会計年度においては22億円、累計で175億円（2019年3月期時価ベース162億円）を売却しております。また中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴う便益やリスクが資本コストに見合っているか等を検証し、定期的に取締役会に報告しております。取締役会においては、検証結果を基に当社グループの中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っております。

②固定資産減損損失のリスク

事業環境の変化や将来の業績見通しが悪化した場合、固定資産の減損損失計上が必要となる場合があります。実際に当連結会計年度においては、当社グループで保有している不動産や業績の悪化した直営店舗で使用している有形固定資産の減損損失1,136百万円を計上しております。また、ワコールヨーロッパについては2012年の買収以降、付加価値の高い商品を開発するとともに、展開する国や流通チャネルの特性に応じたマーケティング活動を行い、安定した成長を実現してきましたが、感染症の影響やEU離脱後の通関費用等を踏まえた今後の業績見通しを勘案して減損の有無を検討し、公正価値を再測定した結果、のれんの減損損失2,673百万円を計上しております。のれんの残存価格は、㈱ワコールヨーロッパで9,398百万円、米国Intimates Online社で11,771百万円となっております。のれんの評価は将来の経営計画を基にしているので、両社とも感染症による経済の悪化に加え、金利や税率が上昇した場合や事業伸長及びシナジーが投資時の期待を十分に上回らない場合には、公正価値の見積を見直す必要があり減損が発生する可能性があります。なお、少なくとも年に1回または減損の判定が必要となる兆候が発生した場合は減損テストを実施しております。

③退職給付債務等に関するリスク

退職給付費用及び債務は、年金資産の期待運用利回りや将来の退職給付債務算出に用いる年金数理上の仮定に基づいて算出しておりますが、有価証券の相場並びに金利環境の変化等により、実際の結果が仮定と異なる場合、又は仮定に変化があった場合には、退職給付費用及び債務が増加するリスクがあります。また、退職給付制度を改定した場合にも、当社グループの業績及び財務状況に重大な影響を及ぼすリスクがあります。当社グループは、国内社債の利回りに基づいて割引率を設定しております。割引率については、3.(6)「重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定」を参照ください。退職給付債務の大部分を占める主要事業会社の(株)ワコールでは「年金委員会」を設置し、四半期単位で運用資産の状況を確認し、必要な対策を講じております。

④税務に関するリスク

繰延税金資産については、現行の会計基準に従い、将来の課税所得を合理的に見積もった上で計上しておりますが、将来の課税所得見積額の変更や税制改正に伴う税率の変更等により、繰延税金資産が減少し、当社グループの業績及び財政状況に悪影響を及ぼすリスクがあります。

一部の多国籍企業による国際的な租税回避行為が政治問題化したことから、税制度の改善を図るべく、G20からの委託を受けたOECDにより、2015年10月にBEPS（税源浸食と利益移転）に関する報告書が公表されました。この報告書を受けて各国において、国内税法や租税条約の改正、見直しが行われております。当社グループは、国際的な課税ルールの制定により重要な影響を受けることはないと考えておりますが、新たに定められた移転価格文書等を通し、各国の税務当局と見解の相違により、追加での税負担が生じるリスクがあります。これらのリスクに対して、税務に関する最新の情報を社内外から入手し、外部専門家の助言も受けながら対応していく体制を整えております。なお、当社は透明性の高い税務管理を行い、ステークホルダーからの信頼を得ることを目的に「税務行動指針」を策定し、2021年1月に開示を行いました。

(5) 人材確保に関するリスク

当社グループにとって、人材確保は国内外を問わず重要な課題です。当社グループの“モノづくり”、店頭販売員、海外経営や最新デジタル分野の人材など、優秀な人材を確保・育成出来ないと、将来の成長や競合会社に対する優位性を作り出せず、当社グループの業績及び財務状況に重大な影響を及ぼすリスクがあります。これらのリスクに対応するため、ジョブ型採用その他新たな採用手段導入による人材確保と、集団型講義やオンラインなどによる専門知識研修やOJT・海外研修制度などの実地研修の充実を図り、人材の育成を行っております。

(6) 災害等に関わるリスク

地震等の大規模な自然災害や疫病、紛争、テロ、暴動の発生等により、当社グループの営業拠点や生産拠点の使用が困難な状況になり、あるいは従業員の多くが被害を受けた場合や交通網の遮断・エネルギー供給の停止・通信の不通などにより、営業活動の混乱や生産や物流の遅延・停止等を受け、事業活動に重大な影響を与えるリスクがあります。また、当社グループ製品の販売が行われている地域において、地震等の大規模な自然災害や疫病、紛争、テロ、暴動の発生等が起こった場合、消費活動が停滞し、当社グループ製品の売上額が大幅に低下するリスクがあります。

特に「首都直下」「南海トラフ」等の大地震が発生した場合は、当社グループの主たる事業所や店舗が所在する大規模消費地で被害が発生することから、当社グループの事業継続に重大な影響を及ぼすと想定されます。そのため、「事故災害対策委員会」の下部としてBCPプロジェクトを発足し、全体のBCP及びBCM基本計画を作成するとともに、首都直下型地震等の特定災害に係るBCPを順次立案していきます。

3【経営者による財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローの状況の分析】

当連結会計年度における当社グループ（当社、連結子会社及び持分法適用会社）の財政状態、経営成績及びキャッシュ・フロー（以下「経営成績等」という。）の状況の概要及び経営者の視点による経営成績等の状況に関する認識及び分析・検討内容は、次のとおりであります。

なお、文中の将来に関する事項は、当連結会計年度末現在において判断したものであります。

(1) 経営成績

（単位：百万円）

	2020年3月期 実績	2021年3月期 実績	前期比	
			増減額	増減率
売上高	186,760	152,204	△34,556	△18.5%
売上原価	84,959	67,798	△17,161	△20.2%
売上利益	101,801	84,406	△17,395	△17.1%
販売費及び一般管理費	93,927	81,700	△12,227	△13.0%
有形固定資産減損損失	769	1,136	+367	+47.7%
A:のれん及びその他の無形固定資産減損損失	473	2,685	+2,212	+467.7%
営業利益（△損失）	6,632	△1,115	△7,747	—
その他の収益・費用	1,487	1,517	+30	+2.0%
B:有価証券・投資評価損益（純額）	△3,760	10,390	+14,150	—
税引前当期純利益	4,359	10,792	+6,433	+147.6%
当社株主に帰属する当期純利益	3,472	7,025	+3,553	+102.3%
参考情報 ①:Aを考慮しない営業利益	7,105	1,570	△5,535	△77.9%
参考情報 ②:AとBを考慮しない税引前当期純利益	8,592	3,087	△5,505	△64.1%

当連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日）は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）が全世界に蔓延し、人々の暮らしや経済活動に大きな影響をもたらした一年となりました。国内市場は、緊急事態宣言発令による店舗の臨時休業や外出自粛に伴う来店客数の減少や消費マインドの低下などによって、厳しい状況が続きました。海外市場についても、感染症の影響の長期化に伴って欧米の主要都市を中心に数度のロックダウン措置が取られるなど、厳しい環境が継続しました。

このような環境の下、当社グループではお客さま・従業員・お取引先の安全と健康を最優先に事業活動を行いつつ、高収益の経営体質の構築に向けた構造改革に取り組むとともに、お客さま一人ひとりの「深く、広く、長い」関係性の構築に向けた独自のCX戦略を推進いたしました（これまで3Dボディスキャナーや接客AIの導入、オンラインとオフラインの連携・融合など、ワコールが進めてきたデジタル戦略を「ワコール版オムニチャネル戦略」と表現しておりましたが、より顧客視点を反映した戦略を推進し、お客さま一人一人とのつながりをこれまで以上に深めていくため、呼称を「CX戦略」に変更しております）。

当期の連結売上高は、1,522億4百万円（前期比18.5%減）となりました。「巣ごもり需要」の高まりによってECは伸長したものの、外出抑制措置による店舗休業や営業時間の短縮に加え、都市部店舗への来店客数の減少が影響し、大幅な減収となりました。

連結営業損益は、11億15百万円の営業損失（前期は66億32百万円の営業利益）となりました。各社で経費削減に努めつつ、雇用調整助成金など各国政府の支援策を活用しましたが、感染症の影響を受けてワコールヨーロッパののれんやグループ会社における固定資産の減損損失を計上したこともあり、営業損失となりました。

ワコールヨーロッパについては、2012年の買収以降、付加価値の高い商品を開発するとともに、展開する国や流通チャネルの特性に応じたマーケティング活動を実行し、安定した成長を続けてきました。しかしながら、英国や欧州における感染症の影響や、英国のEU離脱（BREXIT）後の通関費用等を考慮し、今後の業績見通しからののれんの公正価値を再評価した結果、26億73百万円の減損損失を計上するに至りました。この結果、ワコールヨーロッパののれんの残存価額は当期末の為替ベースで93億98百万円（61.7百万ポンド）となりました。

連結税引前当期純利益は、107億92百万円（前期比147.6%増）となりました。有価証券・投資評価損益（純額）について評価益103億90百万円を計上したことから、大幅な増益となりました。

以上の結果、当社株主に帰属する当期純利益は70億25百万円（前期比102.3%増）となりました。また、当期の連結ROE（株主資本当社株主に帰属する当期純利益率）は、3.3%となりました。なお、当該期間の為替換算レートは、1米ドル＝106.06円（前期108.74円）、1英ポンド＝138.68円（同138.24円）、1中国元＝15.48円（同15.78円）です。

（当社は米国会計基準を採用しており、雇用調整助成金などにつきましては、「売上原価」及び「販売費及び一般管理費」から控除する方法を採用しております。また、当社及び連結子会社が保有する持分証券につきましては、公正価値で評価し、期初からの変動を「有価証券・投資評価損益（純額）」として「その他の収益・費用」で計上しております。）

オペレーティング・セグメントの経営成績を示すと次のとおりであります。

第1四半期連結累計期間より、当社グループ内の業績管理区分の一部見直しに伴い、従来「ワコール事業（国内）」セグメントに含めていた㈱Ai及び「ピーチ・ジョン事業」セグメントを「その他」セグメントへ含める変更を行いました。第2四半期連結累計期間以降において、「その他」セグメントに含めた「ピーチ・ジョン事業」が量的基準を満たしたため、報告セグメントとして記載する方法に変更しております。なお、前連結会計年度のセグメント情報は、当連結会計年度の報告セグメントの区分に基づき作成したものを開示しております。

（単位：百万円）

	2020年3月期		2021年3月期		前期比	
	実績	構成比	実績	構成比	増減額	増減率
売上高合計	186,760	100.0%	152,204	100.0%	△34,556	△18.5%
ワコール事業（国内）	106,112	56.8%	86,133	56.6%	△19,979	△18.8%
ワコール事業（海外）	49,808	26.7%	41,355	27.2%	△8,453	△17.0%
ピーチ・ジョン事業	11,224	6.0%	12,200	8.0%	+976	+8.7%
その他	19,616	10.5%	12,516	8.2%	△7,100	△36.2%

（単位：百万円）

	2020年3月期		2021年3月期		前期比	
	実績	売上比	実績	売上比	増減額	増減率
営業利益（△損失）	6,632	3.6%	△1,115	—	△7,747	—
ワコール事業（国内）	6,083	5.7%	627	0.7%	△5,456	△89.7%
ワコール事業（海外）	1,493	3.0%	△2,603	—	△4,096	—
ピーチ・ジョン事業	△351	—	1,591	13.0%	+1,942	—
その他	△593	—	△730	—	△137	—

（参考）主要子会社の売上高・営業利益（△損失）

（単位：百万円）

売上高	2020年3月期		2021年3月期		前期比	
	実績	構成比	実績	構成比	増減額	増減率
ワコール	99,224	53.1%	79,877	52.5%	△19,347	△19.5%
ワコールインターナショナル(米国)	19,194	10.3%	17,649	11.6%	△1,545	△8.0%
ワコールヨーロッパ	12,988	7.0%	9,896	6.5%	△3,092	△23.8%
中国ワコール	10,337	5.5%	8,755	5.8%	△1,582	△15.3%
ピーチ・ジョン	11,224	6.0%	12,200	8.0%	+976	+8.7%
ルシアン	5,760	3.1%	4,614	3.0%	△1,146	△19.9%
七彩	8,717	4.7%	5,312	3.5%	△3,405	△39.1%

※外部売上高のみを記載しております。

(単位：百万円)

営業利益（△損失）	2020年3月期		2021年3月期		前期比	
	実績	売上比	実績	売上比	増減額	増減率
ワコール	3,140	3.2%	△2,022	—	△5,162	—
ワコールインターナショナル(米国)	401	2.1%	△914	—	△1,315	—
ワコールヨーロッパ	1,007	7.8%	666	6.7%	△341	△33.9%
中国ワコール	923	8.9%	625	7.1%	△298	△32.3%
ピーチ・ジョン	△351	—	1,591	13.0%	+1,942	—
ルシアン	△478	—	221	4.8%	+699	—
七彩	218	2.5%	△358	—	△576	—

※主要子会社の売上高・営業利益（△損失）は各国会計基準に基づく数値

ワコール事業（国内）

当該セグメントの売上高は、861億33百万円（前期比18.8%減）となりました。営業利益は、6億27百万円（前期比89.7%減）となりました。減収影響から大幅な減益となりましたが、経費削減や雇用調整助成金などの政府の支援策の活用により、黒字を確保しました。

<ワコール>

ワコールの売上高は、自社ECは高い成長を維持しましたが、感染症の影響により店頭売上が年間を通じて低迷した結果、前期に比べ19.5%の減収となりました。上半期（4月～9月）の売上高は、緊急事態宣言の発令に伴う店舗休業や外出自粛に加え、前年の消費税増税前の需要拡大の裏返しの影響もあり、前年同期に比べ30.6%の減収となりました。第3四半期連結会計期間に持ち直しが見られたものの、第4四半期連結会計期間には再び緊急事態宣言が発令され、外出自粛が広がった結果、下半期（10月～3月）の売上高についても前年同期に比べ5.5%の減収となりました。

店頭売上については、量販店など郊外立地の店舗については堅調に推移したものの、テレワークの浸透や人混みを回避する消費者の意識や行動の変化に伴って、都市部店舗やアウトレットモールなどの大型商業施設は来店客数の減少により苦戦しました。

戦略的に強化している自社ECは、「巣ごもり消費」の高まりを受けて新規顧客の獲得が進んだほか、直営店会員の自社EC送客などオンラインとオフラインの連携施策や、顧客特性に適したコンテンツ配信などマーケティングオートメーションを活用したマーケティング施策による既存顧客の購入率の増加も売上拡大に寄与し、前期に比べ55.2%の大幅な増収となりました。また、販売員によるチャットコンサルティングについても、新しい生活様式の中で顧客獲得に大きな効果を発揮しました。

なお、CX（顧客体験）の向上に向けて導入を進めている3DボディスキャナーやAI（人工知能）を活用した接客システムについては、3月末時点で16店舗（前期比+10店舗）においてサービスを行っております。また、販売員のリモート接客を視野に入れて開発を進めているアバターカウンセリングシステムについても当期より試験運用を開始しており、実用化に向けた課題の洗い出しを行っております。

営業損益は、諸経費の削減に努めたものの、減収の影響を吸収するには至らず、20億22百万円の営業損失（前期は31億40百万円の営業利益）となりました。なお、雇用調整助成金（19億98百万円）につきましては営業外収益として計上されているため、当該営業損益の金額には含まれておりません（連結経営成績及びセグメント情報のワコール事業（国内）においては米国会計基準に基づき営業損益に組み替え表示しております）。

ワコール事業（海外）

邦貨換算後の当該セグメントの売上高は、感染症の拡大に伴う店舗の臨時休業や外出自粛に加え、円高による影響（△7億15百万円）もあり、413億55百万円（前期比17.0%減）となりました。なお、これまで「ワコール事業（海外）」セグメント内で計上していた「ピーチ・ジョン」ブランドの中国国内の売上高については、当期より「ピーチ・ジョン事業」セグメントでの計上に変更し、前期実績についても遡及修正しております（当該変更に伴う「ワコール事業（海外）」セグメントの売上高への影響額は、当期：約5億7百万円、前期：約7億44百万円（ともに売上高の減少要因））。

営業損益は、26億3百万円の営業損失（前期は14億93百万円の営業利益）となりました。各国政府の支援策を活用しつつ、各社で経費削減に努めましたが、減収影響に加え、前期に買収したIntimates Online, Inc.（以下、「IO社」）の早期成長に向けた戦略的なマーケティング投資の継続、並びにワコールヨーロッパののれんの減損損失計上が響きました。

<ワコールインターナショナル（米国）>

ワコールインターナショナル（米国）の現地通貨ベースの売上高は、前期に比べ5.7%の減収（邦貨換算ベース8.0%減）となりました。上半期の売上高は、「IO社」の新規連結の効果があったものの、「Wacoal」や「b. tempt' d」などのブランドを展開する米国ワコールの実店舗（百貨店）の売上が感染症の影響により低迷した結果、前年同期に比べ、15.4%の減収となりました。一方、下半期については、米国ワコールの自社・他社ECの高い成長が実店舗の低迷を補ったことに加え、高い購買率と客単価を維持した「IO社」も好調に推移したことから、前年同期に比べ5.4%の増収となりました。なお、第4四半期連結会計期間において、「IO社」は米国大手小売業者ターゲット（Target Corporation）との取引を開始し、EC・店舗それぞれで「LIVELY」ブランドを展開しております。

現地通貨ベースの営業損益は、政府の支援策を活用しつつ経費削減に努めましたが、減収影響に加え、「IO社」が展開する「LIVELY」ブランドに対する戦略的な成長投資を継続した結果、8.6百万ドル（邦貨換算ベース9億14百万円）の営業損失（前期は3.7百万ドル（邦貨換算ベース4億1百万円）の営業利益）となりました。

<ワコールヨーロッパ>

ワコールヨーロッパの現地通貨ベースの売上高は、前期に比べ24.0%の減収（邦貨換算ベース23.8%減）となりました。英国や欧州主要国におけるロックダウン措置の影響を大きく受けた上半期の売上高は、前年同期に比べ33.6%の減収となりました。下半期の売上高については、クリスマス商戦時期にかけて一時的に回復する兆しが見えたものの、第4四半期連結会計期間に行われた再度のロックダウン措置が事業運営に影響し、前年同期に比べ12.6%の減収となりました。なお、前期より稼働した自社ECの売上高は計画を超えて推移し、当期のワコールヨーロッパの売上高に占める自社EC比率は5.4%まで高まりました。

現地通貨ベースの営業利益は、減収影響により、34.2%と大幅な減益（邦貨換算ベース33.9%減）となったものの、経費削減により、黒字を確保しました（ワコールヨーロッパののれんの減損損失26億73百万円を除く）。

<中国ワコール>

中国ワコールの現地通貨ベースの売上高は、前期に比べ13.7%の減収（邦貨換算ベース15.3%減）となりました。上半期（1月～6月）の売上高は、「AMPHI」ブランドの積極的な展開により他社ECの売上高が堅調に推移したものの、感染症の影響に伴う実店舗の休業が響き、前期同期に比べ25.8%の減収となりました。他方、下半期（7月～12月）については、11月に開催されたEC事業者の大型販促キャンペーンにおける受注活動に苦戦したものの、「WACOAL」や「Salute」ブランドが堅調に推移するなど、実店舗（百貨店）の売上に改善が見られた結果、2.6%の増収となりました。

現地通貨ベースの営業利益は、減収影響により、31.2%と大幅な減益（邦貨換算ベース32.3%減）となったものの、経費削減により、黒字を確保しました。

ピーチ・ジョン事業

当該セグメントの売上高は、消費者のニーズを捉えた商品企画と話題性のあるコンテンツ開発に加え、効率的に新規顧客数や年間購買回数の増加に繋げるためのマーケティング戦略が奏功し、自社ECが高い成長を維持したことから、122億円（前期比8.7%増）となりました。なお、これまで「ワコール事業（海外）」セグメント内で計上していた「ピーチ・ジョン」ブランドの中国国内の売上高については、当期より「ピーチ・ジョン事業」セグメントでの計上に変更し、前期実績についても遡及修正しております（当該変更に伴う「ピーチ・ジョン事業」セグメントの売上高への影響額は、当期：約5億7百万円、前期：約7億44百万円（売上高の増加要因））。

国内における自社EC事業は、年間を通じて新規顧客が増加したほか、定番商品も好調に推移したことから、前期に比べ43.5%の増収となりました。他方、店舗事業は第2四半期連結会計期間以降、来店客の購買率の向上が寄与し、堅調に推移したものの、第1四半期連結会計期間の店舗休業が響き、11.9%の減収となりました。

営業利益は、15億91百万円と大幅な増益（前期は3億51百万円の営業損失）となりました。増収効果に加え、自社EC売上の構成比の高まりやセールの抑制などによる売上利益率の改善、経費削減などが増益に寄与しました。

その他

当該セグメントの売上高は、125億16百万円（前期比36.2%減）、営業損益は7億30百万円の営業損失（前期は5億93百万円の営業損失）となりました。

<ルシアン>

ルシアンの売上高は、得意先の仕入枠の抑制の影響などにより、量販店など向けのプライベートブランド商品の販売が低調に推移した結果、前期に比べ19.9%の減収となりました。営業利益は、前期の第4四半期連結会計期間に実施した不採算事業の撤退効果に加え、経費削減を進めた結果、2億21百万円（前期は4億78百万円の営業損失）となりました。

<七彩>

七彩の売上高は、感染症の拡大に伴う新規出店や各種イベントの中止・延期による工事事業の低迷が影響し、前期に比べ39.1%の減収となりました。営業損益は、経費削減に努めたものの、減収の影響が大きく、3億58百万円の営業損失（前期は2億18百万円の営業利益）となりました。

(2) 財政状態

当連結会計年度末における総資産は、手元流動性の確保を目的として現金及び現金同等物を積み増したことなどにより、前連結会計年度末に比して450億73百万円増加し、3,227億61百万円となりました。

負債の部は、同様の理由で短期借入金が増加したことなどにより、前連結会計年度末に比して359億5百万円増加し、1,041億45百万円となりました。

株主資本は、当期純利益の計上や年金債務調整勘定の変動などにより、前連結会計年度末に比して102億41百万円増加し、2,156億12百万円となりました。

以上の結果により、当連結会計年度末における株主資本比率は、前連結会計年度末に比して7.2ポイント減少し、66.8%となりました。

(3) キャッシュ・フローの状況

当連結会計年度末における現金及び現金同等物は、前連結会計年度末に比し356億52百万円増加し、635億57百万円となりました。

(営業活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における営業活動によるキャッシュ・フローは、当期純利益68億4百万円に減価償却費や繰延税金などによる調整を加えた金額に対して、資産及び負債の増減などによる調整を行った結果、42億60百万円の収入（前期に比し90億65百万円の収入減）となりました。

(投資活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における投資活動によるキャッシュ・フローは、有形及び無形固定資産の取得などにより、25億62百万円の支出（前期は25億69百万円の収入）となりました。

(財務活動によるキャッシュ・フロー)

当連結会計年度における財務活動によるキャッシュ・フローは、配当金の支払や非支配持分からの子会社持分取得による支出、条件付取得対価の支払があったものの、短期借入金及び長期債務の調達などにより、336億5百万円の収入（前期は174億71百万円の支出）となりました。

(4) 生産、受注及び販売の実績

①生産実績

当連結会計年度の生産実績をオペレーティング・セグメントごとに示すと、次のとおりであります。なお、ピーチ・ジョン事業については、すべて販売会社のため該当事項はありません。また、その他のセグメントについては、生産実績を定義することが困難であるため「生産実績」は記載しておりません。

オペレーティング・セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
ワコール事業（国内）	34,462	81.7
ワコール事業（海外）	12,792	85.5
合計	47,254	82.7

（注） 生産実績の金額は製造原価によっております。また、消費税等は含まれておりません。

②受注実績

その他のうち㈱七彩の一般住宅及び店舗内装工事部門については受注生産形態をとっております。

当連結会計年度におけるその他の受注実績を示すと、次のとおりであります。

オペレーティング・セグメントの名称	受注高（百万円）	前年同期比（％）	受注残高(百万円)	前年同期比（％）
その他	3,012	50.8	204	76.1

（注） 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

③販売実績

当連結会計年度の販売実績をオペレーティング・セグメントごとに示すと、次のとおりであります。

オペレーティング・セグメントの名称	金額（百万円）	前年同期比（％）
ワコール事業（国内）	86,133	81.2
ワコール事業（海外）	41,355	83.0
ピーチ・ジョン事業	12,200	108.7
その他	12,516	63.8
合計	152,204	81.5

（注） 1. 総販売実績に対し10%以上に該当する販売先はありません。

2. 上記の金額には、消費税等は含まれておりません。

3. 当連結会計年度より報告セグメントの区分を変更したため、前年同期比については、前連結会計年度の数値を変更後の報告セグメント区分に組み替えて比較しております。

(5) 資本の財源及び資金の流動性

当社グループの資金の流動性は、主に営業活動による純現金収入によります。営業活動による純現金収入により、外部からの多額の借入や、その他の資金調達手段に頼らずに、大部分の運転資金の確保や設備投資、配当金の支払が可能となっております。ただし、金融機関に借入枠は設けており、2021年3月31日現在の借入枠の合計は804億64百万円、借入枠を設けている借入金の残高は422億4百万円となっており、主な残高の内訳としては当社が400億円、WACOAL INTERNATIONAL CORP. が12億18百万円、WACOAL EUROPE LTD. が6億71百万円となっております。

これらの借入枠の期限は、ほとんどが自動的に更新されるものであり、現状更新を妨げるような事象は発生していないと考えております。仮にいずれかの子会社において借入が不可能になったとしても、グループの各社から資金を供給することが可能であると考えております。また、資金需要について大きな季節変動はありません。

また、子会社からの親会社への配当に係る規制は特に無いと考えております。

なお、感染症は、当社グループの事業活動にも影響を与えており、営業活動による純現金収入が短期的に大きく減少することが考えられます。そのため、当社は2020年4月以降に新たに金融機関に追加の借入枠を設け、手元資金を確保しております。予定していた営業活動による資金支出については、ゼロベースで見直すことで削減するとともに、投資についても実施時期の見直し等を図ることで、資金の流動性を確保していきます。

①設備投資

「第3 設備の状況 1 設備投資等の概要」に記載しております。

②キャッシュ・フロー

「(3) キャッシュ・フローの状況」に記載しております。

(6) 重要な会計上の見積り及び当該見積りに用いた仮定

当社グループの連結財務諸表は、米国において一般に認められた会計基準に準拠して作成されております。これらの財務諸表の作成にあたっては、当社グループは重要な見積りや仮定を行う必要があります。会計方針の適用にあたり、特に重要な判断を要する項目は以下のとおりであります。

なお、感染症の影響等不確実性が大きく、将来の業績予測等に反映させることが難しい要素もありますが、現時点において入手可能な情報を基に検証等を行っております。感染症による見積りへの影響は、「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表に関する注記 1 連結会計方針 E 見積りの使用」に記載しております。

①収益認識

当社グループは製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点で収益を認識しております。収益は、取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、将来に予測される返品については、過年度の実績等を考慮して予想される返品を見積り、収益から控除しております。市況や消費者ニーズの変化により、値引きやリベート、返品が増加が予想される場合は、収益に影響を与える可能性があります。

②貸倒引当金

当社グループは、売掛債権等について貸し倒れの可能性を予測する必要があります。これらの債権の回収可能性を検討するにあたっては、各相手先の業績、債権残高、財政状況等を考慮して個別に信用リスクを判断する等、重要な判断が必要であります。相手先の財政状態が悪化した場合は貸倒引当金を積み増すことがあり、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

③たな卸資産の評価損

当社グループは、原材料については先入先出法による低価法で、製品・商品及び仕掛品については総平均法による低価法で評価しております。たな卸資産の実現可能価額は、通常の事業活動による見積り販売価額から見積り直接販売費用を控除して算出されます。たな卸資産の評価は、たな卸資産が低価法に基づき正しく評価されているかどうかを確認するため、定期的実施されております。当社グループは、必要と判断された場合、たな卸資産の簿価と実現可能価額との差額をたな卸資産の評価損として計上しております。見積り販売価額や見積り直接販売費用、マークダウン率やたな卸資産の分類等は過去の状況や将来の消化予想、その他の要素を加味して算出しております。また、将来破棄するたな卸資産についても考慮しております。当社グループのたな卸資産の評価は適正であると判断しておりますが、市況や消費者ニーズが当社グループの計画と大きく乖離する場合、評価損の金額は増加し、当社グループの財政状態及び経営成績に悪影響を与える可能性があります。

④繰延税金資産

当社グループは、現在、一定期間における回収可能性に基づき相当額の繰延税金資産を計上しております。繰延税金資産の計上は、予測される将来における課税所得の達成の可否により影響を受けます。将来の課税所得の見積りにあたっては、過去の業績やタックス・プランニング等も考慮しております。当社グループの将来の収益性に係る判断は、将来における市場の動向その他の要因により影響を受けます。これらの状況に変化があった場合、繰延税金資産計上額に対して金額的に重要な評価性引当金を計上する可能性があります。繰延税金資産の回収可能性を見込めない場合には、回収不能と見込まれる金額に対して評価性引当金が計上され、損益に悪影響を与える可能性があります。

⑤有価証券・投資の評価損

有価証券・投資のうち負債証券については、公正価値が帳簿価額を下回り、かつ、公正価値の低下が一時的でないと判断される場合は、評価損が計上されます。当社グループは、負債証券の公正価値の下落が一時的であるかどうかを、下落の期間や程度、発行体の財政状態や業績の見通し、又は公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思、などを含めた基準により四半期毎に判断しております。

また、持分証券については、公正価値により測定し、未実現の保有損益は純損益に計上しております。

当社グループは、評価損を判断する基準は合理的なものであると考えておりますが、市場の変化や、予測できない経済及びビジネス上の前提条件の変化によって個々の投資に関する状況の変化があった場合には、有価証券・投資の評価額に影響を受ける可能性があります。

なお、2021年3月31日現在、当社グループが保有する負債証券については未実現損失が発生しておりません。

⑥長期性資産の減損

当社グループが保有する長期性資産については、帳簿価額の回収ができないという兆候を示す事象や状況の変化が生じた場合には、将来の予想キャッシュ・フローに基づき減損の判定を実施し、減損が生じたと判断した場合、当該資産の帳簿価額が公正価値を超える金額を減損損失として計上しております。

2021年3月期において、固定資産の減損の判定をした結果、公正価値が帳簿価額を下回っていると判断されたため、当社の土地、建物及び構築物、㈱ワコール及びその他の子会社の建物及び構築物、機械装置・車両運搬具及び工具器具備品をそれぞれ減損しております。この結果生じた減損損失1,136百万円については、2021年3月期のワコール事業（国内）、ワコール事業（海外）及びその他の営業費用にそれぞれ1,088百万円、25百万円及び23百万円含めております。

⑦のれん及びその他の無形固定資産の減損

耐用年数が確定できないのれん及びその他の無形固定資産については、少なくとも1年に一回、又は事業環境や将来の業績見通しの悪化、事業戦略の変化、リスク調整後割引率の変動等、減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に減損の判定を行っており、報告単位の公正価値の評価にあたっては、独立した外部の評価機関を利用しております。のれんやその他の無形固定資産を含む報告単位の公正価値を評価し、公正価値が報告単位の帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その下回る額について減損損失として計上することになります。のれん及びその他の無形固定資産の帳簿価額の回復可能性がないと判断された場合、のれんの公正価値の決定において、評価機関は観察不能なインプットを含む現在価値法を採用しております。商標権の公正価値の決定においては、評価機関は観察不能なインプットを含むロイヤルティ免除法を採用しております。

2021年3月31日時点における評価の結果、のれんの減損を2,673百万円認識しております。

⑧退職金及び退職年金

当社グループは従業員の大多数を対象とするいくつかの退職金制度を有しており、㈱ワコール及び一部の子会社は確定給付企業年金制度を採用しております。前払年金費用、退職給付に係る負債及び退職給付費用は、数理計算上の仮定に基づいて算出されております。これらの仮定には、割引率、年金資産の長期期待運用収益率、退職率、死亡率等が含まれております。当社グループは、使用した数理計算上の仮定は妥当なものと判断しておりますが、仮定自体の変更により、前払年金費用、退職給付に係る負債及び退職給付費用に悪影響を与える可能性があります。

当社グループは、国内社債の利回りに基づいて割引率を設定しております。具体的には割引率は2021年3月31日時点における、国債のうち満期までの期間が予想される将来の給付支払の時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。当連結会計年度末における割引率は0.6%であります。

当社グループは、過去の運用実績と将来収益に対する予測を評価することにより長期期待運用収益率を設定しております。かかる長期期待運用収益率は、株式及び社債等の投資対象資産グループ別の長期期待運用収益の加重平均に基づいております。前連結会計年度及び当連結会計年度末における、年金資産の長期運用利回りは、ともに2.5%であります。長期期待運用収益率は持分証券26.0%、負債証券54.0%、生保一般勘定18.0%及び短期資金2.0%の資産構成を前提として算定しております。

これらの基礎率は退職給付債務及び費用に重要な影響を及ぼします。割引率及び長期期待運用収益率をそれぞれ0.5%変更した場合の連結財務諸表への影響は以下のとおりであります。

	退職給付費用への影響額	退職給付債務への影響額
割引率：0.5%減少	236百万円の増加	1,803百万円の増加
割引率：0.5%増加	191百万円の減少	1,652百万円の減少
長期期待運用収益率：0.5%減少	233百万円の増加	—
長期期待運用収益率：0.5%増加	67百万円の減少	—

その他の年金制度は、退職一時金の支給か一定の条件での年金支給のどちらかとなりますが、従業員が定年に達する前に退職する場合は、通常、一括で支給されます。

⑨新会計基準

「第5 経理の状況 1 連結財務諸表等 (1) 連結財務諸表 連結財務諸表に関する注記 1 連結会計方針 F 会計処理基準 (15) 新会計基準」に記載しております。

4 【経営上の重要な契約等】

該当事項はありません。

5 【研究開発活動】

当社グループでは、人体と衣服の調和を実現し、よりよい製品づくりを支えるため、人間科学研究所を中心として研究開発に取り組んでおります。

当社グループは、1964年以降日本人女性の体型を正確に把握するため、女性の体型調査を継続して実施してきました。シルエット分析システムの開発や三次元計測システムの導入、更により高度な人間の感覚計測にも取り組み、人間の形態・生理・心理の三側面からの研究開発を行っております。研究成果として、1995年～1998年に通産省（現経済産業省）プロジェクトへの参加を通じて、感覚生理研究を強化充実し、「加圧生理」、「温熱生理」、「皮膚生理」面での基礎研究をもとにして、着心地が良いだけでなく生理的にも効果のある新製品の開発を行ってきました。2005年には、日常歩行をエクササイズ歩行に変え、健康で美しいからだづくりをサポートする画期的なスタイルサイエンス商品を開発し、世の中に新しい商品市場を開拓しました。また、2010年には同一人物の20代から50代に至る体型変化を分析し、加齢によるからだの変化（エイジング）の原則を発表し、エイジングに対応した新製品開発を強化するとともに、加齢による体型変化の小さい人の生活習慣をヒントにした新機能製品の開発に取り組んでおります。

現在、人間科学研究所では、導入世代を含む若年層、シニア世代を中心に顧客の体型・ニーズの調査分析結果に基づいた研究・開発を推進しております。

当連結会計年度は、「Body Care領域」としてノンワイヤーケアブラ（重力に負けないブラ）やケアボトム（重力に負けないボトム）の開発などを、「Body Make領域」として新材料感温柔軟樹脂を使ったサイズ体型対応ブラの開発などを行いました。

これらの結果、当連結会計年度の研究開発費に463百万円計上しました。

なお、当社グループの研究開発活動は、主にレディスインナーウェア等の基礎研究から商品開発に及ぶさまざまな研究を行っており、特定のセグメントに関連付けることが困難であるため、セグメントごとに記載しておりません。

今後も、「生命美あふれる女性たちの支援産業の実現」を推進していくため、“美”“快適”“健康”の3領域を基軸に、顧客満足及び企業価値の増大に貢献し得る研究開発の充実を図り、商品力の強化とお客様に納得と満足を感じていただける新製品や新サービスの開発に邁進する所存であります。

第3【設備の状況】

1【設備投資等の概要】

当連結会計年度において実施した設備投資の総額は、5,604百万円であります。主な内容は、守山流通センターの増築工事、子会社における情報システム投資及び所有不動産の設備維持補修工事等に関するものであります。

ワコール事業（国内）については4,203百万円、ワコール事業（海外）については1,097百万円、ピーチ・ジョン事業については122百万円、その他については182百万円の設備投資を行っております。

2【主要な設備の状況】

当社グループ（当社及び連結子会社）における主要な設備は、以下のとおりであります。

(1) 提出会社

2021年3月31日現在

事業所名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置 及び工具、 器具備品	土地 (㎡)	合計	
本社 (京都市南区) 他	ワコール事業 (国内)	管理業務設備他	17,918	1,196	17,581 (263,380)	36,696	85 [-]

(2) 国内子会社

2021年3月31日現在

会社名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置・ 車両運搬具 及び工具、 器具備品	土地 (㎡)	合計	
㈱ワコール本社 (京都市南区) 他京都地区2事業所	ワコール事業 (国内)	管理業務設備	45	175	—	221	2,111 [79]
㈱ワコール東京店 (東京都千代田区) 他東京地区1事業所	ワコール事業 (国内)	管理業務設備	20	43	—	63	1,482 [51]
㈱ワコールスパイラル営業部 (東京都港区)	ワコール事業 (国内)	営業設備	46	33	—	79	— [-]
ワコール流通㈱ 守山流通センター (滋賀県守山市)	ワコール事業 (国内)	商品管理設備	17	89	—	106	327 [-]
九州ワコール製造㈱ 長崎工場 (長崎県雲仙市)	ワコール事業 (国内)	生産設備	—	53	—	53	313 [-]
㈱トリーカ (鳥取県西伯郡南部町) 他3工場	ワコール事業 (国内)	生産設備	373	65	180 (40,840)	618	161 [49]
㈱七彩 大阪商品センター (大阪市淀川区)	その他	生産設備	171	6	150 (2,790)	327	22 [-]

(3) 海外子会社

2021年3月31日現在

会社名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）				従業員数 (人)
			建物及び 構築物	機械装置・ 車両運搬具 及び工具、 器具備品	土地 (㎡)	合計	
WACOAL AMERICA, INC. (米国 ニューヨーク州)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備 商品管理設備	891	443	267 (32,300)	1,602	192 [-]
WACOAL DOMINICANA CORP. (ドミニカ共和国 サントドミンゴ市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	573	211	90 (24,459)	874	1,962 [-]
WACOAL SINGAPORE PRIVATE LTD. (シンガポール)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	12	19	203 (235)	234	45 [10]
WACOAL HONG KONG CO., LTD. (香港)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	273	—	—	273	143 [28]
華歌爾（中国）時装有限公司 (中国 北京市)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備 生産設備	248	17	— (—) [11,871]	265	605 [-]
廣東華歌爾時装有限公司 (中国 広州市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	74	99	— (—) [11,224]	173	413 [-]
VIETNAM WACOAL CORP. (ベトナム ビエンホア市)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備 生産設備	66	126	— (—) [25,195]	192	1,763 [1]
大連華歌爾時装有限公司 (中国 大連市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	181	220	— (—) [27,543]	401	554 [3]
A TECH TEXTILE CO., LTD. (タイ ガビンブリ市)	ワコール事業 (海外)	生産設備	71	207	227 (58,481)	506	222 [-]

- (注) 1 帳簿価額には消費税等は含みません。
2 賃借している土地の面積については、[] で外書きしております。
3 現在休止中の主要な設備はありません。
4 上記(2)の一部国内子会社の建物及び土地は、当社から賃借しております。建物及び土地の簿価は、下記のとおりであります。

事業所名 (所在地)	オペレーティング・ セグメントの名称	設備の内容	帳簿価額（百万円）	
			建物及び構築物	土地 (㎡)
㈱ワコール本社 (京都市南区) 他京都地区2事業所	ワコール事業（国内）	管理業務設備	10,466	1,885 (11,208)
㈱ワコール東京店 (東京都千代田区) 他東京地区1事業所	ワコール事業（国内）	管理業務設備	1,109	1,945 (1,471)
㈱ワコールスパイラル営業部 (東京都港区)	ワコール事業（国内）	営業設備	938	3,972 (1,739)
ワコール流通㈱ 守山流通センター (滋賀県守山市)	ワコール事業（国内）	商品管理設備	2,047	1,419 (38,923)
九州ワコール製造㈱ 長崎工場 (長崎県雲仙市)	ワコール事業（国内）	生産設備	237	52 (19,369)

- 5 従業員数は、[] 内に年間の平均臨時従業員数を外書きで記載しております。

6 上記の他の連結会社以外からの主要な賃借設備の内容は、下記のとおりであります。

(1) 国内子会社

事業所名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	建物 (㎡)	土地 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
(株)ピーチ・ジョン本社 (東京都港区)	ピーチ・ジョン事業	管理業務設備	1,554	—	95

(2) 海外子会社

会社名 (所在地)	オペレーティング・セグメント の名称	設備の内容	建物 (㎡)	土地 (㎡)	年間賃借料 (百万円)
WACOAL AMERICA, INC. (米国 ニューヨーク州)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	4,772	—	331
PHILIPPINE WACOAL CORP. (フィリピン マニラ市)	ワコール事業 (海外)	管理業務設備	926	—	15

3 【設備の新設、除却等の計画】

(1) 重要な設備の新設等

会社名 事業所名	所在地	セグメント の名称	設備の内容	投資予定金額		資金調達 方法	着手及び完了予定年月	
				総額 (百万円)	既支払額 (百万円)		着手	完了
ワコール 流通(株) 守山流通 センター	滋賀県 守山市	ワコール事業 (国内)	商品管理 設備	4,290	900	自己資金 及び借入金	2020. 7	2022. 1

(2) 重要な設備の除却等

該当事項はありません。

第4【提出会社の状況】

1【株式等の状況】

(1)【株式の総数等】

①【株式の総数】

種類	発行可能株式総数（株）
普通株式	250,000,000
計	250,000,000

②【発行済株式】

種類	事業年度末現在 発行数（株） (2021年3月31日)	提出日現在 発行数（株） (2021年6月29日)	上場金融商品取引所名 又は登録認可金融商品 取引業協会名	内容
普通株式	65,589,042	65,589,042	東京証券取引所 市場第一部	株主としての権利内容 に制限のない、標準と なる株式であり、単元 株式数は100株であり ます。
計	65,589,042	65,589,042	—	—

(2)【新株予約権等の状況】

①【ストックオプション制度の内容】

(第1・2回新株予約権)

決議年月日	2008年7月30日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	19（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種 類、内容及び数（株）※	普通株式 9,500（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2008年9月2日 至 2028年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発 行する場合の株式の発行価格及び 資本組入額（円）※	発行価格 2,275 資本組入額 1,138	
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交 付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

- (注) 1 新株予約権 1 個につき目的となる株式数は、500株である。
- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。
- 調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率
- 調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。
- また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。
- なお、上記の調整の結果生じる 1 株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。
- また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。
- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から 5 年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記(注) 4 に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2027年 9 月 1 日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2027年 9 月 2 日から2028年 9 月 1 日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第 1 項第 8 号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記(注) 2 に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第40条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第3・4回新株予約権）

決議年月日	2009年7月30日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 4
新株予約権の数（個）※	20（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,000（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2009年9月2日 至 2029年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,169	資本組入額 1,085
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2028年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2028年9月2日から2029年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第5・6回新株予約権）

決議年月日	2010年7月30日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 3
新株予約権の数（個）※	21（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 10,500（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2010年9月2日 至 2030年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,163	資本組入額 1,082
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2029年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2029年9月2日から2030年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数に乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第7・8回新株予約権）

決議年月日	2011年7月29日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	31（注）1	4（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 15,500（注）2	普通株式 2,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2011年9月2日 至 2031年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,757	資本組入額 879
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2030年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2030年9月2日から2031年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第9・10回新株予約権）

決議年月日	2012年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 4
新株予約権の数（個）※	35（注）1	3（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,500（注）2	普通株式 1,500（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2012年9月4日 至 2032年9月3日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	1,599 800
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2031年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2031年9月2日から2032年9月3日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第11・12回新株予約権）

決議年月日	2013年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	34（注）1	8（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,000（注）2	普通株式 4,000（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2013年9月3日 至 2033年9月2日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,837	資本組入額 919
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2032年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2032年9月2日から2033年9月2日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第13・14回新株予約権）

決議年月日	2014年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	31 [30] （注）1	9 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 15,500 [15,000] （注）2	普通株式 4,500 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2014年9月2日 至 2034年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 1,875	資本組入額 938
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2033年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2033年9月2日から2034年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第15・16回新株予約権）

決議年月日	2015年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 4
新株予約権の数（個）※	37 [32] （注）1	6 （注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 18,500 [16,000] （注）2	普通株式 3,000 （注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2015年9月2日 至 2035年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,839	資本組入額 1,420
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2034年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2034年9月2日から2035年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第17・18回新株予約権）

決議年月日	2016年7月29日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	43（注）1	22 [15]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 21,500（注）2	普通株式 11,000 [7,500]（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2016年9月2日 至 2036年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,089	資本組入額 1,045
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2035年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2035年9月2日から2036年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第19・20回新株予約権）

決議年月日	2017年7月31日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 7
新株予約権の数（個）※	28（注）1	13 [9]（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 14,000（注）2	普通株式 6,500 [4,500]（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2017年9月2日 至 2037年9月1日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,919	資本組入額 1,460
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。当事業年度の末日から提出日の前月末現在（2021年5月31日）にかけて変更された事項については、提出日の前月末現在における内容を〔 〕内に記載しており、その他の事項については当事業年度の末日における内容から変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、500株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2036年9月1日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2036年9月2日から2037年9月1日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する

（第21・22回新株予約権）

決議年月日	2018年7月20日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 5
新株予約権の数（個）※	147（注）1	62（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 14,700（注）2	普通株式 6,200（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2018年8月18日 至 2038年8月17日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 3,006	資本組入額 1,503
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2037年8月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2037年8月18日から2038年8月17日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第23・24回新株予約権）

決議年月日	2019年6月27日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 4	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	172（注）1	113（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 17,200（注）2	普通株式 11,300（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2019年7月23日 至 2039年7月22日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 2,517	資本組入額 1,259
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2038年7月22日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2038年7月23日から2039年7月22日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

（第25・26回新株予約権）

決議年月日	2020年6月26日	
付与対象者の区分及び人数（名）	当社取締役 5	子会社取締役 6
新株予約権の数（個）※	245（注）1	112（注）1
新株予約権の目的となる株式の種類、内容及び数（株）※	普通株式 24,500（注）2	普通株式 11,200（注）2
新株予約権の行使時の払込金額 ※	1株当たり 1円	
新株予約権の行使期間 ※	自 2020年7月18日 至 2040年7月17日	
新株予約権の行使により株式を発行する場合の株式の発行価格及び資本組入額（円）※	発行価格 資本組入額	1,769 885
新株予約権の行使の条件 ※	（注）3	
新株予約権の譲渡に関する事項 ※	当社取締役会の承認を要する。	
組織再編成行為に伴う新株予約権の交付に関する事項 ※	（注）4	

※ 当事業年度の末日（2021年3月31日）における内容を記載しております。なお、提出日の前月末（2021年5月31日）現在において、これらの事項に変更はありません。

（注）1 新株予約権1個につき目的となる株式数は、100株である。

- 2 当社が当社普通株式につき、株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下、株式分割の記載につき同じ。）又は株式併合を行う場合には、新株予約権の目的である株式の数（以下、「付与株式数」という。）を次の算式により調整するものとする。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×分割・併合の比率

調整後付与株式数は、株式分割の場合は、当該株式分割の基準日の翌日以降、株式併合の場合は、その効力発生日以降、これを適用する。ただし、剰余金の額を減少して資本金又は準備金を増加する議案が当社株主総会において承認されることを条件として株式分割が行われる場合で、当該株主総会の終結の日以前の日を株式分割のための基準日とする場合は、調整後付与株式数は、当該株主総会の終結の日の翌日以降、当該基準日の翌日に遡及してこれを適用する。

また、上記のほか、付与株式数の調整を必要とするやむを得ない事由が生じたときは、合理的な範囲で付与株式数を調整する。

なお、上記の調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てるものとする。

また、付与株式数の調整を行うときは、当社は調整後付与株式数を適用する日の前日までに、必要な事項を新株予約権原簿に記載された各新株予約権を保有する者（以下、「新株予約権者」という。）に通知又は公告する。ただし、当該適用の日の前日までに通知又は公告を行うことができない場合には、以後速やかに通知又は公告するものとする。

- 3 (1) 新株予約権者は、当社及び㈱ワコールの取締役（委員会設置会社における執行役を含む。）、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した時（以下、「地位喪失日」という。）から、新株予約権を行使できるものとする。ただし、この場合、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間の終了日又は地位喪失日の翌日（以下、「権利行使開始日」という。）から5年を経過する日のいずれか早く到来する日までに限り、新株予約権を行使することができる。
- (2) 上記(1)に関わらず、新株予約権者は、表中に定める新株予約権の行使期間内において、以下の①又は②に定める場合（ただし、②については、下記（注）4に従って新株予約権者に再編対象会社の新株予約権が交付される場合を除く。）には、それぞれに定める期間内に限り新株予約権を行使できるものとする。
- ①新株予約権者が2039年7月17日に至るまでに権利行使開始日を迎えなかった場合
2039年7月18日から2040年7月17日
- ②当社が消滅会社となる合併で契約承認の議案、又は当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要な場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）
当該承認日の翌日から15日間
- (3) 新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、かかる新株予約権を行使することができないものとする。
- 4 当社が、合併（当社が合併により消滅する場合に限る。）、吸収分割、新設分割、株式交換又は株式移転（以上を総称して以下、「組織再編行為」という。）をする場合において、組織再編行為の効力発生日（吸収合併につき吸収合併の効力発生日、新設合併につき新設合併設立会社成立の日、吸収分割につき吸収分割の効力発生日、新設分割につき新設分割設立会社の成立の日、株式交換につき株式交換の効力発生日、及び株式移転につき株式移転設立完全親会社の成立の日をいう。）の直前において残存する新株予約権（以下、「残存新株予約権」という。）を保有する新株予約権者に対し、それぞれの場合につき、会社法第236条第1項第8号のイからホまでに掲げる株式会社（以下、「再編対象会社」という。）の新株予約権を以下の条件に基づきそれぞれ交付することとする。この場合においては、残存新株予約権は消滅し、再編対象会社は新株予約権を新たに発行するものとする。ただし、以下の条件に沿って再編対象会社の新株予約権を交付する旨を、吸収合併契約、新設合併契約、吸収分割契約、新設分割計画、株式交換契約又は株式移転計画において定めた場合に限るものとする。
- (1) 交付する再編対象会社の新株予約権の数
新株予約権者が保有する残存新株予約権の数と同一の数をそれぞれ交付するものとする。
- (2) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の種類
再編対象会社の普通株式とする。
- (3) 新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数
組織再編行為の条件等を勘案の上、上記（注）2に準じて決定する。

- (4) 新株予約権の行使に際して出資される財産の価額
交付される各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、以下に定める再編後払込金額に上記(3)に従って決定される当該各新株予約権の目的である再編対象会社の株式の数を乗じて得られる金額とする。再編後払込金額は、交付される各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる再編対象会社の株式1株当たり1円とする。
- (5) 新株予約権を行使することができる期間
表中に定める新株予約権の行使期間の開始日と組織再編行為の効力発生日のうちいずれか遅い日から、表中に定める新株予約権の行使期間の満了日までとする。
- (6) 新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金及び資本準備金に関する事項
①新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本金の額は、会社計算規則第17条第1項に従い算出される資本金等増加限度額の2分の1の金額とし、計算の結果生じる1円未満の端数は、これを切り上げるものとする。
②新株予約権の行使により株式を発行する場合における増加する資本準備金の額は、上記①記載の資本金等増加限度額から上記①に定める増加する資本金の額を減じた額とする。
- (7) 譲渡による新株予約権の取得の制限
譲渡による新株予約権の取得については、再編対象会社の取締役会の決議による承認を要するものとする。
- (8) 新株予約権の取得条項
以下の①、②、③、④又は⑤の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会決議が不要の場合は、当社の取締役会決議又は代表執行役の決定がなされた場合）は、取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。
①当社が消滅会社となる合併契約承認の議案
②当社が分割会社となる分割契約もしくは分割計画承認の議案
③当社が完全子会社となる株式交換契約もしくは株式移転計画承認の議案
④当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
⑤新株予約権の目的である株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することもしくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案
- (9) その他の新株予約権の行使の条件
上記（注）3に準じて決定する。

②【ライツプランの内容】

該当事項はありません。

③【その他の新株予約権等の状況】

該当事項はありません。

(3) 【行使価額修正条項付新株予約権付社債券等の行使状況等】

該当事項はありません。

(4) 【発行済株式総数、資本金等の推移】

年月日	発行済株式 総数増減数 (千株)	発行済株式 総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金 増減額 (百万円)	資本準備金 残高 (百万円)
2017年10月1日 (注) 1	△71,689	71,689	—	13,260	—	29,294
2018年5月25日 (注) 2	△1,000	70,689	—	13,260	—	29,294
2019年5月24日 (注) 2	△2,100	68,589	—	13,260	—	29,294
2020年5月25日 (注) 2	△3,000	65,589	—	13,260	—	29,294

(注) 1. 株式併合(2:1)によるものであります。

2. 自己株式の消却による減少であります。

(5) 【所有者別状況】

2021年3月31日現在

区分	株式の状況（１単元の株式数100株）							単元未満 株式の状況 （株）	
	政府及び 地方公共 団体	金融機関	金融商品 取引業者	その他の 法人	外国法人等		個人その他		計
					個人以外	個人			
株主数（人）	－	51	27	195	194	15	14, 883	15, 365	－
所有株式数 （単元）	－	301, 842	11, 576	111, 210	88, 946	53	140, 956	654, 583	130, 742
所有株式数の 割合（％）	－	46. 11	1. 77	16. 99	13. 59	0. 01	21. 53	100	－

(注) 1. 自己株式3,168,353株のうち31,683単元は「個人その他」の欄に、単元未満株式53株は「単元未満株式の状況」の欄に含まれております。

2. 「その他の法人」及び「単元未満株式の状況」の欄には、証券保管振替機構名義の株式が、それぞれ2単元及び27株含まれております。

(6) 【大株主の状況】

2021年3月31日現在

氏名又は名称	住所	所有株式数 (千株)	発行済株式（自己 株式を除く。）の 総数に対する所有 株式数の割合 (%)
株式会社日本カストディ銀行（信託口）	東京都中央区晴海1丁目8-12	4,000	6.41
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	東京都港区浜松町2丁目11-3	3,938	6.31
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,095	4.96
明治安田生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内2丁目1-1	3,050	4.89
株式会社京都銀行	京都市下京区烏丸通松原上る薬師前町700	2,352	3.77
日本生命保険相互会社	東京都千代田区丸の内1丁目6-6 日本生命証券管理部内	1,836	2.94
株式会社滋賀銀行	滋賀県大津市浜町1-38	1,775	2.84
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	1,525	2.44
第一生命保険株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目13-1	1,366	2.19
旭化成株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目1-2	1,241	1.99
計	—————	24,180	38.74

（注）1. 上記のほか、自己株式が3,168千株あります。

2. 株式会社日本カストディ銀行（信託口）及び日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）の所有株式数は、すべて各行の信託業務に係るものであります。

3. 2018年4月13日付で公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社三菱UFJフィナンシャル・グループが2018年4月9日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2021年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況では考慮しておりません。

なお、その大量保有報告書（変更報告書）の内容は次のとおりであります。

氏名又は名称	住所	保有株券等の数 (千株)	株券等保有割合 (%)
株式会社三菱UFJ銀行	東京都千代田区丸の内2丁目7-1	3,295	4.60
三菱UFJ信託銀行株式会社	東京都千代田区丸の内1丁目4-5	3,167	4.42
三菱UFJ国際投信株式会社	東京都千代田区有楽町1丁目12-1	187	0.26
計		6,649	9.28

(7) 【議決権の状況】

① 【発行済株式】

2021年3月31日現在

区分	株式数（株）	議決権の数（個）	内容
無議決権株式	—	—	—
議決権制限株式（自己株式等）	—	—	—
議決権制限株式（その他）	—	—	—
完全議決権株式（自己株式等）	（自己保有株式） 普通株式 3,168,300	—	株主としての権利内容に制限のない、標準となる株式であり、単元株式数は100株であります。
完全議決権株式（その他）	普通株式 62,290,000	622,900	同上
単元未満株式	普通株式 130,742	—	同上
発行済株式総数	65,589,042	—	—
総株主の議決権	—	622,900	—

（注）「完全議決権株式（その他）」の欄には、証券保管振替機構名義の株式200株含まれております。また、「議決権の数」欄には、同機構名義の完全議決権株式に係る議決権の数2個が含まれております。

② 【自己株式等】

2021年3月31日現在

所有者の氏名 又は名称	所有者の住所	自己名義 所有株式数 (株)	他人名義 所有株式数 (株)	所有株式数 の合計 (株)	発行済株式総数に 対する所有株式数 の割合（％）
（自己保有株式） 株式会社ワコール ホールディングス	京都市南区吉祥院 中島町29番地	3,168,300	—	3,168,300	4.83
計	—	3,168,300	—	3,168,300	4.83

2 【自己株式の取得等の状況】

【株式の種類等】

会社法第155条第7号に該当する普通株式の取得

(1) 【株主総会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(2) 【取締役会決議による取得の状況】

該当事項はありません。

(3) 【株主総会決議又は取締役会決議に基づかないものの内容】

会社法第155条第7号の規定に基づく取得

区分	株式数 (株)	価額の総額 (円)
当事業年度における取得自己株式	443	910,741
当期間における取得自己株式	—	—

(注) 当期間における取得自己株式には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取りによる株式は含まれておりません。

(4) 【取得自己株式の処理状況及び保有状況】

区分	当事業年度		当期間	
	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)	株式数 (株)	処分価額の総額 (円)
引き受ける者の募集を行った取得自己株式	—	—	—	—
消却の処分を行った取得自己株式	3,000,000	8,404,303,715	—	—
合併、株式交換、株式交付、会社分割に係る移転を行った取得自己株式	—	—	—	—
その他 (単元未満株式の買増請求による売渡)	—	—	—	—
その他 (新株予約権の権利行使)	18,500	51,818,500	8,500	23,808,500
保有自己株式数	3,168,353	—	3,159,853	—

(注) 当期間における保有自己株式数には、2021年6月1日からこの有価証券報告書提出までの単元未満株式の買取り及び買増し請求による株式は含まれておりません。

3 【配当政策】

当社は、株主の皆様への利益配分に関しましては、収益力向上のための積極的な投資による企業価値の向上を図りながら、1株当たり当期純利益の増加を図るとともに、連結業績を考慮しつつ安定的な配当を実施させていただくことを基本方針としております。

当社の剰余金の配当は、中間配当及び期末配当の年2回を基本方針とし、これらの配当の決定機関は取締役会であります。

当事業年度の剰余金の配当につきましては、基本方針のもと、期末配当金を1株当たり20円としております。これにより、中間配当金（1株当たり20円）と合わせて年間配当金は1株当たり40円となります。

内部留保金につきましては、企業価値向上の観点から、国内事業における顧客接点の拡大や、海外事業拡大のための積極的な投資に加えて、競争力の維持や成長力強化のための戦略的投資に活用し、将来の収益向上を通して、株主の皆様への還元を図らせていただきたいと考えております。

当社は、会社法第459条第1項の規定に基づき、取締役会の決議によって剰余金の配当を行うことができる旨を定款に定めております。

（注） 基準日が当事業年度に属する剰余金の配当は、以下のとおりであります。

決議年月日	配当金の総額（百万円）	1株当たり配当額（円）
2020年10月30日 取締役会決議	1,248	20.00
2021年5月14日 取締役会決議	1,248	20.00

4 【コーポレート・ガバナンスの状況等】

(1) 【コーポレート・ガバナンスの概要】

① コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

当社グループは、「株主」「顧客」「従業員」「取引先」「地域社会」など、すべてのステークホルダーと「相互信頼」の関係を築くため、企業経営の透明性を高め、公正性、独立性を確保することを通じて企業価値の持続的な向上を図ることをコーポレート・ガバナンスの基本的な方針、目的としております。

② 企業統治の体制の概要及び当該体制を採用する理由

a. 企業統治の体制の概要

当社は、持株会社として、グループ会社におけるコーポレート・ガバナンスの確保のため、監査役制度を採用しており、取締役会と監査役会による業務執行の監督及び監視を行っております。

取締役会は、客観的な観点による監督と経営判断を行うため、3名の社外取締役を含む7名（うち女性1名）にて構成しており、監督機能の強化と意思決定の向上を図っております。また、経営責任を明確にするため、取締役の任期を1年とし、経営環境の変化に迅速に対応できる経営体制の構築を図っております。

取締役会による監督機能に加え、監査役会は、3名の社外監査役を含む5名にて構成しており、経営に対する監視・監督機能の強化を図っております。

なお、社外取締役3名と、社外監査役3名の計6名を独立役員として指定しております。

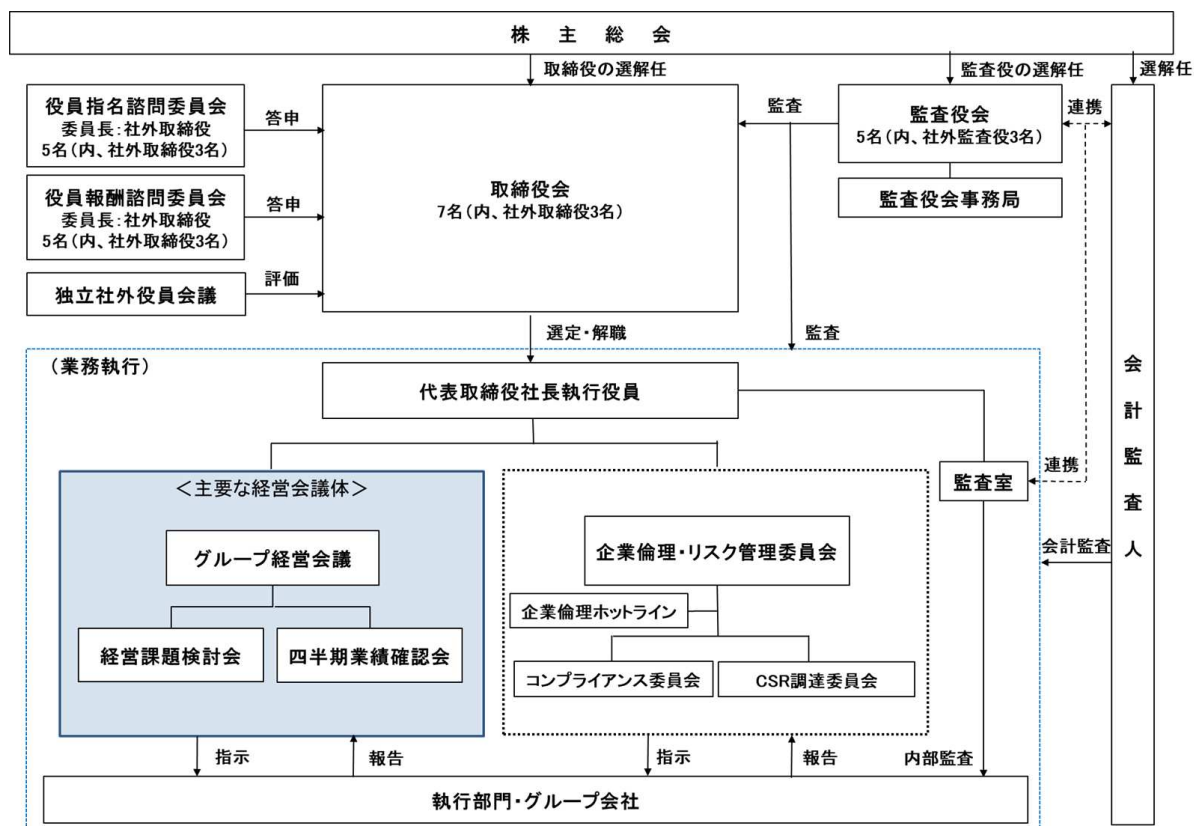
当社は、持株会社として、次の業務執行、監査・監督の体制によりグループ統制を図っております。

- ・取締役会は、取締役会規則に基づき、定例取締役会を毎月開催し、加えて必要に応じ臨時取締役会を随時開催し、経営方針、経営戦略などの重要な業務に関する事項や法令、定款で定められた事項の決定を行っております。また、取締役及び主要な経営メンバーで構成するグループ経営会議を設置し、グループ経営戦略やその他の主要な経営課題に関する事項の検討、並びに取締役会での審議事項の事前審査を行っております。
- ・監査役会は、監査役会規則に基づき、定例取締役会に連動する形で毎月開催し、加えて必要に応じて臨時監査役会を臨時開催し、監査報告の作成及び監査の方針、業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役職務の執行に関する事項の決定を行っております。
- ・取締役に対する指名・昇格・報酬については、独立社外取締役を委員長とし、社外取締役が半数を占めるメンバーで構成する「役員指名諮問委員会」及び「役員報酬諮問委員会」を設置して検討し、決議事項を取締役に答申しております。前者は1月の取締役会開催日の開催を原則とし、後者は4月、7月、2月の取締役会開催日の開催を原則とし、各委員会は委員全員の出席により成立し、全会一致をもって決議とすることで、透明性と公平性の高い運営を行っております。
- ・独立役員を中心としたメンバーで構成する独立社外役員会議では、取締役会に関する意見交換を通じて、取締役会の評価を実施しております。また、その内容を取締役に答申後、コーポレートガバナンス報告書で情報を開示しております。
- ・コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、当社に代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しております。

機関毎の構成員は以下のとおりであります。（◎：議長又は委員長、○：メンバー、☆：統括責任者）

役職名	氏名	取締役会	監査役会	役員指名 諮問委員会	役員報酬 諮問委員会	独立社外 役員会議	グループ 経営会議	企業倫理・リス ク管理委員会
代表取締役会長	塚本 能交	○					○	
代表取締役 社長執行役員	安原 弘展	◎		○			○	☆
取締役 副社長執行役員	伊東 知康	○					○	○
取締役 常務執行役員	宮城 晃	○		○	○	◎	◎	◎
社外取締役	黛 まどか	○		○	○	○		
社外取締役	齋藤 茂	○		○	○	○		
社外取締役	岩井 恒彦	○		◎	◎	○		
常勤監査役	北川 真一	○	◎			○		
常勤監査役	岡本 克弘	○	○			○		
社外監査役	白井 弘	○	○			○		
社外監査役	浜本 光浩	○	○			○		
社外監査役	島田 稔	○	○			○		
	その他				○	○	○	○

企業統治の体制の概要を図で示すと以下のとおりであります。



b. 企業統治の体制を採用している理由

当社は、各事業に精通した社内取締役と多様なキャリアを有する社外取締役で構成する取締役会と社外監査役を含む監査役会によるガバナンス体制を採用しております。当社は、このガバナンス体制が持株会社としてグループ会社各社における業務執行の監督・監査を実施し、より良質な経営を実現・維持するために有効であると考えております。以上が、現状のガバナンス体制を採用している理由であります。

③企業統治に関するその他の事項

a. 内部統制システムの整備の状況

内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況については以下のとおりであり、当社取締役会でその内容を決議しております。

＜業務の適正を確保するための体制＞

(取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)

- ・ 当社及び当社子会社からなる企業集団（以下「ワコールグループ」といいます。）の取締役・使用人が法令及び定款を遵守し、健全な社会規範の下に業務を執行するため、「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」を制定しています。
- ・ コンプライアンス体制を整備し、ワコールグループに重大な影響を与えるコンプライアンス上の問題の検討、企業倫理の浸透と啓発、ワコールグループの経営上のリスクの統括管理を実効的に推進するため、当社に代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当し、ワコールグループ全体に対する企業倫理およびリスク管理の対応を行います。
- ・ ワコールグループの取締役・使用人が「ワコール倫理規範」「企業倫理・ワコールの行動指針」に違反するおそれのあるコンプライアンス上の問題を発見した場合は、速やかに法務・コンプライアンス部へ報告できる体制となっています。この体制には内部通報制度（企業倫理ホットライン：法務・コンプライアンス部および外部法律事務所が窓口）も含まれます。報告・通報を受けた法務・コンプライアンス部は内容を調査し、担当部門と協議のうえ再発防止策を決定します。重要な問題については企業倫理・リスク管理委員会へ付議し、審議結果を取締役会・監査役会へ報告します。
- ・ 当社では、「企業倫理・ワコールの行動指針」において反社会的勢力の要求は毅然として拒否することを定めています。また反社会的勢力からの不当要求に対処するために、外部専門機関との連携、反社会的勢力に関する情報の収集・管理、及び社内体制の整備を行っています。

(取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)

- ・ 取締役会の承認の下、「文書管理規程」を制定しており、これにより、次に定める文書（電磁的記録を含むものとし、以下、同じ。）を関連資料とともに保存します。

株主総会議事録、取締役会議事録、グループ経営会議議事録、取締役を最終決裁者とする書類等、その他「文書管理規程」に定める文書

- ・ 前記に定める文書の保管期間及び保管場所は「文書管理規程」に定めるところによりありますが、保管期間は少なくとも10年間とします。取締役又は監査役は常時これらの文書を閲覧できます。

(損失の危険の管理に関する規程その他の体制)

- ・ ワコールグループの経営全般に関するリスクを把握し、リスク管理体制を整備・強化するために、代表取締役社長を統括責任者とし、管理担当取締役を委員長とする企業倫理・リスク管理委員会を設置しています。事務局は経営企画部が担当します。
- ・ リスク管理体制の基礎として、企業倫理・リスク管理委員会は取締役会の承認の下、「リスク管理基本規程」を定めています。企業倫理・リスク管理委員会は、同規程をもとにリスクカテゴリー毎の責任体制を明らかにし、ワコールグループ全体のリスクを網羅的・総括的に管理するリスク管理体制を構築します。
- ・ 企業倫理・リスク管理委員会はワコールグループ全体のリスク管理体制の運営状況を定期的に取締役会へ報告を行います。

(取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)

- ・ 取締役の意思決定の妥当性を高めるため、取締役のうち1／3以上は独立社外取締役とします。
- ・ 取締役・使用人が共有するワコールグループ横断的な中期経営計画を策定し、これに連動した部門毎の中期及び短期の活動方針と業績目標の設定を指示し、確認します。
- ・ ワコールグループ各社の業績は、月次単位で把握し取締役会へ報告します。また、四半期毎に四半期業績確認会を開催することにより業績及び施策の実施状況を確認し、目標に未達の場合はその改善策を検討した上で必要に応じて目標の見直しを行います。
- ・ グループの主要な会社では執行役員制度により権限の委譲と責任体制の明確化を図り、適正かつ効率的な体制を構築します。

(当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・ 「グループ会社管理規程」を制定しており、グループ会社の管理の基本方針を定めるとともに、当社取締役会で決裁する事項及び当社へ報告すべき事項を定め、この規程に従いグループ会社管理を行います。
- ・ グループ会社間の取引は、公正で、法令・会計原則・税制に適合したもので行います。
- ・ 監査室は、コンプライアンス体制やリスク管理体制の構築・運営状況の監査を含めてグループ会社の業務監査を実施し、その結果を取締役会及び管轄部門に報告するとともに、グループ会社に対して上記に関わる指導・助言を行います。

- ・ 外国の子会社については、各国の法令等を遵守し、合理的な範囲で本方針に従った体制とします。
- (監査役の職務を補助すべき使用人に関する事項)
- ・ 監査役は、監査役の職務を補助すべき使用人として、当社の使用人から監査役補助者を任命することができます。
 - ・ 監査役補助者については専任とします。また監査役補助者の実効性と独立性を確保するため、その任命・評価・人事異動・懲戒等、人事に関する決定には、監査役の同意を必要とします。
- (取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)
- ・ ワコールグループの取締役は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、速やかに監査役に報告します。
 - ・ ワコールグループの使用人は、法令・定款に違反する重大な事実、不正行為または会社に著しい損害を与えるおそれのある事実を発見したときには、監査役に直接報告することができます。当該報告をした者は、当該報告をしたことを理由として不利な取り扱いを受けません。
 - ・ ワコールグループの取締役及び使用人は、監査役に対して法定の事項に加え、下記の事項を報告することにより、監査役の監査が実効的に行われることを目指します。
 - グループ経営会議に付議された事項
 - 月次、四半期のグループ経営状況
 - 業務監査結果
 - 内部通報制度への通報の状況
 - 上記の他重要な事項
- (その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制)
- ・ 監査役の過半数は独立社外監査役とし、監査の透明性・中立性を高めます。
 - ・ 監査役は、監査室所属の使用人に対して、その職務に必要な事項を要求することができます。また、監査役の職務に必要な費用は会社に請求できます。
 - ・ 監査役は、取締役会に出席する他、ワコールグループの主要な会議に出席することができます。
 - ・ 監査役は、監査室及び会計監査人と定期的に打ち合わせを行い、報告を受けるとともに意見交換を行います。
 - ・ 監査役会は、必要と認めるときは、弁護士、公認会計士、コンサルタントその他の外部アドバイザーを活用することができます。

＜「業務の適正を確保するための体制」運用状況の概要＞

- (取締役・使用人の職務執行が法令・定款に適合することを確保するための体制)
- ・ コンプライアンス体制を具体的に整備・運営するためにコンプライアンス委員会を設置しています。コンプライアンス委員会は四半期毎に開催し、コンプライアンスの啓発や内部通報された案件に関する検討等を実施しています。
 - ・ 法務・コンプライアンス部では、社員への啓発活動として階層別の集合教育やeラーニング等を継続して実施しています。また、海外グループ会社に対する啓発活動や外部機関による法令遵守ヘルスチェック、外部企業倫理ホットラインの拡大といった内部通報制度の充実に順次取り組んでいます。
- (取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制)
- ・ 「文書管理規程」に定める書類は、「文書管理規程」に基づいて適切に保存されており、取締役及び監査役は適時閲覧することができます。
- (損失の危険の管理に関する規程その他の体制)
- ・ 企業倫理・リスク管理委員会では、リスクの把握と対応策の実施状況のモニタリングを行い、四半期毎に取締役会へ報告しています。
 - ・ 企業倫理・リスク管理委員会傘下にCSR調達委員会を設置し、グループの調達方針として、人権・労働慣行・環境や倫理などの社会的要求事項への配慮を重視する企業との取引を推進することなどを定めた「ワコールグループCSR調達ガイドライン」の仕入先様の遵守状況について、仕入先様の自己評価によるモニタリングに始まり、分析・評価フィードバック、是正・改善計画、フォローアップという、一連のサイクルを機能させる取り組みを行い、継続して対象範囲も拡大しました。
 - ・ 2020年2月より新型コロナウイルス感染症への対応として、企業倫理・リスク管理委員会傘下に新型コロナウイルス感染症対策本部を設置し、関連情報の収集とグループ内への発信を行うとともに、政府や地方自治体等の指導内容を踏まえ、対応方針、対策を決定し、グループ各社への周知徹底を行いました。
- (取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制)
- ・ 取締役7名のうち3名を独立社外取締役とし、透明性の高い意思決定を行っています。
 - ・ 2022年3月期のワコールグループ経営方針について検討・立案しました。
 - ・ 四半期業績確認会を四半期単位で開催し、業績及び施策の実施状況の確認と検討を行っています。

(当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制)

- ・ 子会社の決裁・報告事項は、「グループ会社管理規程」に基づいて適正に運営しています。
- ・ 監査室は、年度毎の監査計画を定め、当社及び国内外の子会社を対象に、業務監査及び内部統制監査を実施しています。

(監査役の職務を補助すべき使用人に関する体制)

- ・ 監査室は、監査役の求めに応じて適宜その職務の補助を行っています。なお、監査役からその職務を補助すべき使用人を置くことを求められておりませんので、監査役補助者は任命されていません。

(取締役及び使用人が監査役に報告するための体制その他の監査役への報告に関する体制)

- ・ 監査役は、主要な会議に出席して付議事項や経営状況について報告を受けています。また業務監査結果や内部通報制度に通知のあった事案についても適宜報告を受けています。

(その他監査役の監査が実効的に行われることを確保する体制)

- ・ 監査役5名のうち3名は独立社外監査役とし、監査の実効性を高めています。
- ・ 会社は、監査役がその職務に必要な費用の全てを負担しています。
- ・ 監査役は、取締役会その他重要な会議に出席するとともに、取締役へのヒアリング、子会社往査などを行っています。またグループ監査役会議を主宰し、国内子会社監査役から定期的な報告を受けています。
- ・ 監査役は、会計監査人、監査室と定期的及び必要な都度、情報交換や意見交換を実施しています。

b. 社外取締役及び社外監査役との責任限定契約に関する事項

当社は、会社法第427条第1項及び当社定款の規定に基づき、取締役（業務執行取締役等であるものを除く）及び監査役との間に、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく責任の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

c. 取締役の定数

当社の取締役の定数は8名以内とする旨を定款で定めております。

d. 取締役の選任の決議要件

当社は、取締役の選任決議について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の過半数をもって行う旨、また、累積投票によらないものとする旨を定款に定めております。

e. 株主総会の特別決議要件

当社は、会社法第309条第2項に定める株主総会の特別決議要件について、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。これは、株主総会の特別決議が必要な場合の定足数の確保をより確実にするためのものであります。

f. 剰余金の配当等の決定機関

当社は、株主への機動的な利益還元ができることを目的として、剰余金の配当等会社法第459条第1項各号に定める事項については、法令に別段の定めのある場合を除き、取締役会の決議によって定めることとする旨を定款に定めております。

(2) 【役員の状況】

① 役員一覧

男性11名 女性1名 (役員のうち女性の比率8.3%)

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
代表取締役会長	塚本能交	1948年1月29日	1972年4月 当社入社 1977年11月 取締役 1981年11月 常務取締役 1984年9月 代表取締役副社長 1987年6月 代表取締役社長 2005年10月 株式会社ワコール代表取締役社長執行役員 2011年4月 同社代表取締役会長 2018年6月 当社代表取締役会長(現任) 2020年4月 京都商工会議所会頭(現任)	注1	279
代表取締役 社長執行役員	安原弘展	1951年12月28日	1975年3月 当社入社 1997年4月 華歌爾(中国)時装有限公司総経理 2005年4月 執行役員ウイングブランド事業本部長 2006年6月 株式会社ワコール取締役常務執行役員 同本部長 2010年4月 同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長 2011年4月 同社代表取締役社長執行役員 2011年6月 当社取締役 2013年6月 専務取締役 2016年6月 取締役副社長 2018年4月 株式会社ワコール代表取締役会長 2018年6月 当社代表取締役社長 2020年4月 代表取締役社長執行役員(現任)	同上	12
取締役 副社長執行役員	伊東知康	1960年1月18日	1983年4月 当社入社 2006年4月 株式会社ワコールワコールブランド販売企画統括部 専門店販売企画部長 2007年4月 株式会社スタジオファイブ代表取締役社長 2011年4月 株式会社ワコールワコールブランド事業本部 イン ナーウェア商品統括部営業部長 2014年4月 同社取締役執行役員 ワコールブランド事業本部長 2015年4月 同社取締役常務執行役員 ワコールブランド事業本部長 2016年4月 同社取締役専務執行役員 ワコールブランド事業本部長 2018年4月 同社代表取締役社長執行役員(現任) 2020年4月 当社副社長執行役員 2020年6月 取締役副社長執行役員(現任)	同上	4
取締役 常務執行役員	宮城 晃	1960年10月18日	1984年3月 当社入社 2007年10月 株式会社ワコールワコールブランド事業本部事業統括 部事業管理部長 2011年4月 華歌爾(中国)時装有限公司董事副総経理 2014年4月 当社経営企画部長 2017年4月 株式会社ワコール執行役員 2018年6月 当社取締役 経営企画部長 2019年6月 常務取締役 経営企画部長 2020年4月 取締役常務執行役員 グループ財務担当 2021年6月 取締役常務執行役員 グループ管理統括担当(現任)	同上	3
取締役	黛まどか	1962年7月31日	1996年8月 俳句誌「月刊ヘップバーン」創刊・主宰 2001年1月 文部科学省文化審議会「国語分科会」委員 2004年12月 内閣官房「文化外交の推進に関する懇談会」委員 2010年4月 文化庁「文化交流使派遣事業」文化交流使 2013年5月 文部科学大臣「文化芸術立国の実現のための懇話会」 委員 2014年4月 文部科学省文化審議会「文化政策部会」委員 2014年4月 当社顧問 2015年6月 取締役(現任)	同上	—

役職名	氏名	生年月日	略歴	任期	所有株式数 (千株)
取締役	齋藤 茂	1957年 1 月 26日	1979年11月 株式会社トーセ入社 〃 同社開発本部長 1985年10月 同社取締役 1987年 2 月 同社代表取締役社長 2004年 9 月 同社代表取締役社長 兼 CEO 2015年12月 同社代表取締役会長 兼 CEO (現任) 2017年 6 月 当社取締役 (現任)	注 1	1
取締役	岩井恒彦	1953年 5 月 28日	1979年 4 月 株式会社資生堂入社 2002年 4 月 同社研究所製品化計画部長 2008年 4 月 同社執行役員技術部長 2014年 6 月 同社取締役執行役員常務 研究、生産、技術総括担当 2016年 1 月 同社代表取締役執行役員副社長 技術イノベーション 本部長 2018年 3 月 同社シニアアドバイザー 2018年 6 月 当社取締役 (現任)	同上	—
常勤監査役	北川真一	1962年12月 29日	1985年 3 月 当社入社 2008年 4 月 株式会社スタジオファイブ取締役経理総務部長 2009年 4 月 同社取締役事業管理部長 2013年 4 月 当社 I R ・ 広報室長 2018年 4 月 経理部長 2020年 6 月 監査役 (現任) 2021年 6 月 株式会社ワコール監査役 (現任)	注 5	1
常勤監査役	岡本克弘	1963年10月 20日	1986年 3 月 当社入社 2010年 4 月 株式会社ワコール 技術・生産本部材料管理部長 2012年 5 月 北陸ワコール縫製株式会社代表取締役社長 2014年 4 月 九州ワコール製造株式会社代表取締役社長 2016年 4 月 株式会社ワコール ワコールブランド事業本部商品統 括部インナーウェア商品営業部長 2018年 4 月 同社執行役員 卸売事業本部ワコールブランドインナ ーウェア商品統括部長 2021年 6 月 同社監査役 (現任) 2021年 6 月 当社監査役 (現任)	注 6	—
監査役	白井 弘	1953年10月 21日	1977年11月 ブライスウォーターハウス会計事務所入所 1982年 8 月 公認会計士登録 1992年 7 月 青山監査法人入所 2007年 8 月 監査法人トーマツ入所 2010年 6 月 日本公認会計士協会近畿会副会長就任 2011年 9 月 有限責任監査法人トーマツ退所 2011年10月 白井公認会計士事務所開設、所長 (現任) 2015年 6 月 当社監査役 (現任)	注 4	4
監査役	浜本光浩	1970年 4 月 18日	2000年10月 弁護士登録 2000年10月 山田忠史法律事務所入所 2004年10月 きっかわ法律事務所入所 2008年 4 月 同所パートナー弁護士 2017年 6 月 当社監査役 (現任) 2019年 2 月 浜本総合法律事務所代表弁護士 (現任)	注 6	2
監査役	島田 稔	1955年 2 月 22日	1977年 4 月 株式会社東京銀行 (現 株式会社三菱UFJ銀行) 入行 2004年 6 月 株式会社東京三菱銀行 (現 株式会社三菱UFJ 銀 行) 執行役員営業第一本部営業第四部長 2005年 5 月 同行執行役員ニューヨーク支店長 2008年 4 月 株式会社三菱東京UFJ銀行 (現 株式会社三菱UF J 銀行) 常務執行役員名古屋営業本部長 2010年 6 月 綜通株式会社代表取締役副社長 2011年 6 月 内外建設株式会社代表取締役社長 2012年 6 月 綜通株式会社代表取締役社長 〃 綜通アメニティサービス株式会社代表取締役社長 2018年 6 月 綜通株式会社取締役会長 〃 当社監査役 (現任)	注 3	1
計					310

- (注) 1 取締役の任期は2021年 6 月 29日開催の定時株主総会の終結の時から 1 年間であります。
2 取締役篠まどか、齋藤茂及び岩井恒彦の 3 氏は、社外取締役であります。
3 監査役の任期は2018年 6 月 28日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間であります。
4 監査役の任期は2019年 6 月 27日開催の定時株主総会の終結の時から 4 年間であります。

- 5 監査役の任期は2020年6月26日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
- 6 監査役の任期は2021年6月29日開催の定時株主総会の終結の時から4年間であります。
- 7 監査役白井弘、浜本光浩及び島田稔の3氏は、社外監査役であります。
- 8 当社は、執行責任を明確化するとともに、業務遂行の迅速化を図るため、執行役員制度を導入しております。提出日現在の取締役を兼務しない執行役員は、以下のとおりであります。

役職名		氏名
執行役員	経営企画部長	廣岡勝也
執行役員	グループ人事担当、(株)ワコール取締役執行役員 人事総務本部長	長谷川貴彦
執行役員	グループ技術生産担当、(株)ワコール取締役執行役員 技術・生産本部長	芝原和宏
執行役員	グループ国際事業担当、(株)ワコール取締役常務執行役員 グローバル本部長	矢島昌明
執行役員	グループ研究開発担当、(株)ワコール執行役員 人間科学研究所長	今井 浩
執行役員	グループIT推進担当、(株)ワコール執行役員 IT統括部長	森本秀治

② 社外役員の状況

当社の社外取締役は3名、社外監査役は3名であります。

当社の社外取締役は、国内外の文化芸術分野において広く活躍するもの及び経営者として豊富な知見と経験を有するものが就任しており、各分野での豊富なキャリアと専門的な知識に基づいた客観的、中立的な助言によって取締役会意思決定の適正性を向上させる役割を担っております。また、当社の社外監査役は、財務・会計に関する高い知見を有する公認会計士、当社から独立した弁護士、及び金融機関における長年の経験と経営者としての豊富な見識を有するものが就任しており、高い独立性を保持しつつ、専門的見地より取締役の意思決定、業務執行の適法性について、厳正な監査を行っております。

当社においては、社外取締役又は社外監査役を選任するための「役員の選任基準」ならびに「社外役員の独立性基準」を定めております。

社外取締役を選任するにあたっては、役員指名諮問委員会が以下の選任基準に従って候補者を取締役会へ答申し、また、社外監査役を選任するにあたっては、監査役会の同意を得たうえで、取締役会で候補者を指名し、株主総会の議案として提出します。

- ・人格、見識にすぐれ、心身ともに健康であること。
- ・遵法精神に富んでいること。
- ・事業運営、会社経営、法曹、行政、会計、教育、文化芸術のいずれかの分野で豊富な経験を有すること。また、再任時には、さらに任期中の経営実績やグループ経営への貢献度を考慮されること。
- ・当社が別途定める「社外役員の独立性基準」に抵触しないこと。
- ・現に4社以上の上場会社の役員に任ぜられていないこと。
- ・当該候補者が選任されることで、取締役会および監査役会それぞれが、知識・経験・専門能力のバランスがとれ、ジェンダーや国際性などの多様性が確保されること。

また、社外取締役および社外監査役は当社の一般株主と利益相反関係を生じないよう、十分な独立性を有していることが望ましいと考えます。かかる観点から当社は、以下に掲げる事項のいずれにも該当しない者を社外役員候補者として選定することとします。

1. 当社グループに過去に一度でも業務執行者として所属したことがある者
2. 当社の株式を自己または他者の名義をもって議決権ベースで5%以上保有する大株主。当該大株主が法人、組合等の団体（以下「法人等」という）である場合は当該法人等に所属する業務執行者
3. 次のいずれかに該当する者
 - ・当社グループの主要な取引先、または当社グループを主要な取引先とする者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - ・当社グループの主要な借入先。当該借入先が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
 - ・当社の主幹事証券会社に所属する業務執行者
 - ・当社グループが議決権ベースで5%以上の株式を保有する法人等に所属する業務執行者
4. 当社グループの会計監査人である監査法人に所属する公認会計士
5. 当社グループから多額の金銭その他財産を得ている弁護士、会計士、税理士、弁理士、コンサルタント等の専門家。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属するこれら専門家
6. 当社グループから多額の寄付を受けている者。当該者が法人等である場合は当該法人等に所属する業務執行者
7. 社外役員の相互就任関係となる他の会社に所属する業務執行者
8. 上記1から7のいずれかに該当する者（重要な者に限る）の配偶者または2親等以内の親族
9. 最近3年間に於いて、上記2から8までのいずれかに該当していた者

10. その他当社の一般株主と利益相反関係が生じうる特段の理由が存在すると認められる者

なお、上記2から9までのいずれかに該当する者であっても、当該人物が会社法上の社外役員の要件を充足しており、当社が社外役員としてふさわしいと判断する場合は、判断する理由を示したうえで例外的に社外役員候補者とする場合があります。

社外取締役に対しては経営企画部より、社外監査役に対しては社内監査役より、取締役会議案の事前配布及び重要項目の事前説明を実施しております。

なお、当社の社外取締役1名及び社外監査役3名は、当社普通株式をそれぞれ1千株及び8千株を保有しております。社外取締役及び社外監査役と当社の間に、それ以外の特別な利害関係はありません。

当社の社外取締役及び社外監査役の選任に関する考え方は以下のとおりであります。

区分	氏名	当該社外取締役及び社外監査役を選任している理由
社外取締役	黛まどか	俳人として国内外の文化芸術分野において広く活躍されております。2014年4月より当社顧問として、社会的課題解決の見地からの助言、並びに当社及び㈱ワコールの従業員教育を委嘱していただきました。その見識と経験をもって当社の多様性尊重の経営に貢献していただくことが期待できることから、当社の社外取締役として適しております。 なお、同氏は過去に社外取締役または社外監査役となること以外の方法で会社経営に関与された経験はありませんが、上記の理由により、社外取締役として、その職務を適切に遂行できるものと判断しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外取締役	齋藤 茂	他社において代表取締役会長を現任されており、長年の経営者として豊富な経験と見識を有する同氏は、経営の監督機能をより高めることを目指す当社の社外取締役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外取締役	岩井恒彦	経営者として豊富な知見や経験に加え、研究、生産、技術分野に関する専門知識を有する同氏は、経営の監督機能をより高めることを目指す当社の社外取締役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外監査役	白井 弘	公認会計士としての米国会計基準を含む会計・財務の専門的な知識・経験等が、当社の社外監査役として適しております。 なお、同氏は、2007年8月から2011年9月まで、当社の監査法人である有限責任監査法人トーマツに所属されておりましたが、その間当社の監査業務に関与したことはなく、同監査法人を退所後すでに9年8ヶ月が経過しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外監査役	浜本光浩	弁護士としての法的な知識、専門とするビジネス法務分野全般の案件で蓄積した経験が、当社の社外監査役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。
社外監査役	島田 稔	金融業界での経験が長く、異業種で培った幅広い経験と知識が、当社の社外監査役として適しております。 また、当社が定める「社外役員の独立性基準」を満たしており、一般株主との関係においても利益相反となる利害関係を生じるおそれがないことから独立役員として指定しております。

③ 社外取締役又は社外監査役による監督又は監査と内部監査、監査役監査及び会計監査との相互連携並びに内部統制部門との関係

社外取締役は、事前に取締役会議題等に関する資料提供と説明を受けた上で、取締役会場で豊富な経験と見識からの提言を行うとともに、役員指名諮問委員会・役員報酬諮問委員会の委員長又は委員としての役割等を通じて、経営の監督機能を担っております。また、内部統制部門からの各種報告を受け、内部統制システムの構築・維持に貢献しております。

社外監査役は、監査役会に出席し、常勤監査役から業務監査の状況、重要会議の内容その他の報告を受けるなど常勤監査役と十分な意思疎通を図って連携するとともに、会計監査人及び内部統制部門からの各種報告を受け、財務報告の適正性を含めた内部統制システムの監査を実施しております。また、監査役会での議論を踏まえた上で取締役会その他重要な会議に出席するとともに、子会社への往査・ヒアリング等を通じて監査の実効性を高めております。

これらに加えて、社外取締役と社外監査役は、独立社外役員会議において取締役会運営上の課題等について意見交換をしております。

(3) 【監査の状況】

① 監査役監査の状況

a. 組織・人員

当社の監査役は、常勤監査役2名と独立社外役員である社外監査役3名の5名で構成されており、北川真一常勤監査役が監査役会議長を務めております。北川真一常勤監査役と公認会計士でもある白井弘社外監査役は、財務及び会計に関する相当程度の知見を有する者であり、岡本克弘常勤監査役は、主たる事業会社である㈱ワコール及び海外子会社等での豊富な知識や経験に基づいて、浜本光浩社外監査役は、弁護士としての法的知識と専門とするビジネス法務分野の経験に基づいて、島田稔社外監査役は、金融業界で培った幅広い経験と企業経営者としての豊富な見識に基づいて監査・提言を行うことで監査役監査の実効性を高めております。これらに加えて、監査役の職務を補佐する監査役会事務局として専任スタッフを1名配置するとともに、監査室が監査役の求めに応じて適宜その職務を補助する体制を執っております。

b. 監査役会の活動状況

監査役会は、原則として取締役会に先立ち月次で開催する他、必要に応じて臨時に開催しており、当事業年度は15回開催いたしました。各監査役の出席状況は以下のとおりであります。

役職名	氏 名	出席状況（出席率）
常勤監査役	廣島 清隆	15回／15回（100％）
常勤監査役	北川 真一	15回／15回（100％）
社外監査役	白井 弘	15回／15回（100％）
社外監査役	浜本 光浩	15回／15回（100％）
社外監査役	島田 稔	15回／15回（100％）

監査役会は、会社法に準拠して、監査報告書の作成、常勤監査役の選定及び解職、監査の方針・業務及び財産の状況の調査の方法その他の監査役の職務の執行に関する事項の決定を行うとともに、会計監査人の選解任または不再任に関する事項、会計監査人の報酬等に対する同意、監査役の選任に関する同意等、監査役会の決議による事項について検討を行っております。また、取締役会の議題の事前検討及び監査に関わる事項の情報・意見の交換、代表取締役会長・代表取締役社長との意見交換、業務執行取締役及び重要な子会社である㈱ワコールの取締役から職務執行状況のヒアリングを実施しております。さらに会計監査人からは、各四半期のレビュー結果及び期末の会計監査の状況に加えて、会計監査人の職務の遂行が適正に行われていることを確保するための体制、内部統制監査の結果等を適宜聴取することで、会計監査人の監査の状況を監視及び検証しております。

c. 監査役の活動状況

監査役は、監査役会が定めた監査役監査基準に準拠して、取締役会及び取締役会以外のグループ経営会議等の重要な会議にも出席し、必要に応じて意見を述べ、取締役等から経営上の重要事項に関する説明を聴取し、業務の適正を確保するための体制の整備状況を監視・検証するなど、取締役の職務執行の適法性・妥当性の観点から監査を実施しております。これらに加えて、島田稔社外監査役が役員指名諮問委員会及び役員報酬諮問委員会にオブザーバーとして出席し適宜意見を述べるとともに、常勤監査役が企業倫理・リスク管理委員会、コンプライアンス委員会、CSR調達委員会にオブザーバーとして出席し適宜意見を述べることで経営監視機能を強化しております。

常勤監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役及び使用人等との意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、主要な事業所及び財産の状況を監査し、監査室からも月次で報告を受け、その情報を社外監査役と共有しております。また、年1回、グループ監査役会議を開催し国内各子会社監査役からの報告を聴取し、可能な限り社外監査役とともに子会社への往査を実施し、経営者へのヒアリングを通じて経営状況の把握に努めるとともに、主要海外子会社については、適宜、グローバル本部より経営状況の報告を受けております。

当事業年度においては、取締役会における意思決定過程の客観性確保の状況、取締役会が必要な機能を十分に果たすための役員報酬や役員指名に関する制度設計の進捗、改正会社法やコーポレートガバナンス・コードの改訂に向けた会社の対応、グループ経営のあり方についての会社方針等の監査に重点を置いて活動いたしました。

② 内部監査の状況

当社では代表取締役社長直轄の内部監査部門である監査室が「内部監査規程」に準拠し、当社及び国内外の子会社を対象に、業務遂行の適法性・妥当性等を監査するとともに内部統制の有効性を評価し、この結果を定期的に代表取締役社長へ報告しております。

なお、内部監査部門（監査室）の人員数は9名です。

監査役と内部監査部門（監査室）は、毎月1回の頻度で定期的な報告確認会を実施しております。主な内容は、監査役の出席している主な会議内容の報告、監査室の活動報告等です。監査に必要な文書等の情報は共有できる体制を整えており、監査調書についても相互に交換・確認を行うなど、両者が連携して、より効率的・効果的な監査を実施できる運営を行っております。

また、監査役と会計監査人は、年6回の頻度で定期的な打ち合わせを開催しております。打ち合わせの内容は、監査計画及び監査状況の報告と確認、経営に関する意見交換等であります。このほか、必要に応じ、随時会合を行っております。

③ 会計監査の状況

a. 監査法人の名称

当社は有限責任監査法人トーマツとの間に、会社法及び金融商品取引法に基づく会計監査契約を締結しております。

b. 継続監査期間

53年間

c. 業務を執行した公認会計士

当事業年度に業務を執行した公認会計士の氏名は以下のとおりであります。

指定有限責任社員 業務執行社員：佃弘一郎、酒井宏彰、辻知美

d. 監査業務に係る補助者の構成

当社の会計監査業務に係る補助者は以下のとおりであります。

公認会計士8名、公認会計士試験合格者5名、その他8名

e. 監査法人の選定方針と理由

当社監査役会では、会社法第340条第1項各号のいずれにも該当せず、また、監査公認会計士等の適格性、独立性を害する事由がないことに基づき、監査公認会計士等を選定しております。

有限責任監査法人トーマツを選定した理由は、求められる独立性、専門性及び監査活動の適切性、妥当性を有し、当社の会計監査が適正かつ妥当に行われることを確保する体制を備えていると判断したためであります。

f. 監査役及び監査役会による監査法人の評価

2020年4月24日の監査役会にて、有限責任監査法人トーマツの再任及び不再任の検討及び決議に際して、(1)コンプライアンス体制の整備・運用状況、(2)独立性の確保・モニタリングの実施状況、(3)監査の品質水準を確保するための体制、(4)監査・会計に係る高度な専門性、(5)監査役等とのコミュニケーションの実施状況、(6)監査時間の十分性及び監査報酬水準の妥当性等の6項目の観点から評価を実施しております。

④ 監査報酬の内容等

a. 監査公認会計士等に対する報酬

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）	監査証明業務に基づく報酬（百万円）	非監査業務に基づく報酬（百万円）
提出会社	146	82	139	71
連結子会社	14	—	14	—
計	160	82	153	71

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務であるグループ経理規程作成等に向けた助言・指導及びCSR調達推進活動に関するコンサルティング業務等であり、当連結会計年度は公認会計士法第2条第1項の業務以外の業務である会計基準及び情報開示に関する助言・指導等であります。

b. 監査公認会計士等と同一のネットワーク (Deloitte) に対する報酬 (a. を除く)

区分	前連結会計年度		当連結会計年度	
	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)	監査証明業務に基づく報酬 (百万円)	非監査業務に基づく報酬 (百万円)
提出会社	—	22	—	20
連結子会社	111	57	105	37
計	111	79	105	57

当社における非監査業務の内容は、前連結会計年度及び当連結会計年度ともに税務に関するコンサルティング業務等であります。

また、連結子会社における非監査業務の内容は、前連結会計年度は税務に関するコンサルティング業務及びM&Aアドバイザリー業務等であり、当連結会計年度は税務に関するコンサルティング業務等であります。

c. その他の重要な監査証明業務に基づく報酬の内容

該当事項はありません。

d. 監査報酬の決定方針

当社の監査公認会計士等に対する監査報酬の決定方針としましては、監査日数、業務の特性等を勘案し決定しております。

e. 監査役会が会計監査人の報酬等に同意した理由

監査役会は、社内関係部署及び会計監査人から前事業年度の監査計画上の時間と実績時間との比較や過年度の監査報酬の推移等の必要な資料の入手、説明を受けた上で、当事業年度の会計監査人の監査計画の内容、報酬の算定根拠及び水準について確認しました。その結果、当事業年度の報酬が、会計監査人の独立性を維持し、当社及び連結子会社を含めた企業集団の監査環境及び内部統制システムの状況等に対するリスクの評価等に応じた適切な監査体制及び監査計画の下での会計監査を遂行するに相応しい額の監査報酬であるかという観点から、妥当であると判断したため、会社法第399条第1項により会計監査人の報酬に同意しております。

(4) 【役員の報酬等】

① 役員の報酬等の額又はその算定方法の決定に関する方針に係る事項

当社は、取締役の個人別の報酬等の内容についての決定方針（以下、本決定方針）を定めております。当社の役員報酬制度では、固定報酬である「基本報酬」と各事業年度の業績に連動する「業績賞与」及び中長期インセンティブである「株式報酬型ストックオプション」により構成されております。業務執行から独立した立場である独立社外取締役及び監査役は、固定報酬である「基本報酬」のみとしております。

<基本報酬>

基本報酬については、各役位に応じて設定する設計であり、月額固定報酬としております。また、同一役位においても過年度における経営への貢献に応じて、一定の範囲で増額が可能とする仕組みとしております。報酬水準については、毎年、外部機関による報酬調査結果をもとに、同業種あるいは同規模の他企業の報酬水準レンジとの妥当性の検証を行い、当社の業績や規模に見合った水準を設定しております。

取締役の基本報酬については、委員の半数が独立社外取締役で構成される役員報酬諮問委員会における審議結果を踏まえ、取締役会がその具体的内容を決定し、監査役の基本報酬は、監査役の協議により決定しております。

なお、社外取締役及び社外監査役については、その職務を鑑み、基本報酬（月額固定報酬）のみとしております。

<業績賞与（業績連動報酬）>

業績賞与は、連結業績との連動度合いを高めるため、単年度の連結営業利益の基準値に対する達成率を基本とした上で、その他の業績等（連結売上高、連結税引前当期純利益等）を加味し賞与総額を決定しております。その支払いは当該年度の株主総会で総額を承認されたのちの当月1回としております。

取締役の業績賞与の額については、委員の半数が独立社外取締役で構成される報酬諮問委員会における審議結果を踏まえ、取締役会にて確定し、総額を株主総会決議にて決定しております。

<株式報酬型ストックオプション（非金銭報酬）>

株式報酬型ストックオプションは、委員の半数が独立社外取締役で構成される役員報酬諮問委員会の答申に基づいて決定された基本報酬月額及び株式公正価値を基に、取締役会の決議にて定め、年1回決議された株数の割当としております。その権利行使開始日は取締役・監査役・執行役員のいずれの地位をも喪失した時点とし、終了日は新株予約権割当日の翌日から20年間または権利行使日開始日から5年を経過する日のいずれか早く到来する日としております。ただし、新株予約権割当契約書の規程に違反した場合や取締役又は執行役員を解任された場合等は、その時点において未行使の新株予約権はすべて放棄することとしております。

なお、2021年6月29日開催の第73期定時株主総会において、取締役（社外取締役を除く。）に、株価変動のリスクを株主の皆さまと共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を従来以上に高めるため、株式報酬型ストックオプションを廃止し、新たに譲渡制限付株式報酬制度を導入することが決議されました。

当事業年度における取締役の個人別の報酬等の内容の決定にあたっては、役員報酬諮問委員会が原案について本決定方針との整合性を含めた検討を行っているため、取締役会も基本的にその答申を尊重し本決定方針に沿うものと判断しております。

基本報酬の額については、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の決議により、取締役の報酬額（使用人兼務取締役の使用人給与を含まない）は年額3億500万円以内、監査役の報酬額は年額750万円以内と定めております。なお、決議時の取締役の員数は7名、監査役の員数は5名でした。

業績賞与の額に関しては、各年度の定時株主総会において、各事業年度の業績に応じて決定した支給額の決議をいただいております。また、ストックオプションの額については、2008年6月27日開催の第60期定時株主総会の決議により、年額700万円を上限としております。なお、決議時の取締役の員数は8名でした。

基本報酬、業績賞与、ストックオプションの比率は業績賞与の算定結果が基準値どおりの場合下記のとおりとなります。

基本報酬71%：業績賞与18%：ストックオプション11%
（業績賞与の算定結果が基準値どおりの場合）

また、役員退職慰労金制度は、2005年6月29日開催の第57期定時株主総会の日をもって廃止しました。

<役員報酬諮問委員会の役割と活動内容>

取締役会の諮問機関として、独立かつ客観的立場から取締役報酬やその制度にかかる審議、決議を行っております。役員報酬諮問委員会のメンバーは独立社外取締役である岩井 恒彦氏を委員長とし半数を独立社外取締役で構成し、さらに透明性を確保するために社外監査役がオブザーバーとして参加しております。

当該事業年度の役員報酬については、下記のとおり審議、決議いたしました。

2020年12月25日：中長期インセンティブ（ストックオプションに代わる方式）について

2021年2月5日：取締役の個人別報酬等の決定方針について

2021年3月25日：役員報酬水準データの検証と基本報酬額について

2021年4月28日：役員業績賞与額について

<取締役会の役割・内容>

役員報酬諮問委員会からの答申を受けて、役員報酬にかかる審議・決定を行っております。

当該事業年度の役員報酬については、下記のとおり審議、決定いたしました。

2020年6月26日：2020年度基本報酬額について

2020年6月26日：ストックオプションの発行について

2021年2月24日：取締役の個人別報酬等の決定方針について

2021年5月27日：役員業績賞与額について

役員報酬諮問委員会では、役員報酬制度全体の見直しに継続的に取り組んでおり、主な検討項目は下記のとおりであります。

- ・役員報酬にかかる基本ポリシーの検討と策定
- ・基本報酬、業績賞与及び中長期インセンティブの構成（金額、比率の見直し）
- ・業績賞与の算定方式（中期経営計画の目標値との連動強化）

② 役員区分ごとの報酬等の総額、報酬等の種類別の総額及び対象となる役員の員数

役員区分	報酬等の総額 (百万円)	報酬等の種類別の総額（百万円）				対象となる 役員の員数 (人)
		固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	左記のうち、 非金銭報酬等	
取締役 (社外取締役を除く。)	263	219	—	43	43	5
監査役 (社外監査役を除く。)	32	32	—	—	—	3
社外役員	50	50	—	—	—	6

(注) 1. なお、当事業年度末現在の取締役は5名、監査役は2名、社外役員は6名であります。上記の監査役の員数と相違しておりますのは、2020年6月26日開催の第72期定時株主総会終結の時をもって退任した監査役1名が含まれているためであります。

2. 当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、役員自らが厳しい経営環境にあることを重く受け止め、2020年5月～10月までの6ヶ月間、会長及び社長の月額報酬の30%減額、その他の取締役（社外取締役除く。）及び監査役（社外監査役を除く。）の月額報酬の20%減額を行いました。上記の固定報酬の金額はその減額を反映しております。

3. 取締役（社外取締役を除く。）に対する非金銭報酬等の総額の内訳は、ストックオプション43百万円であります。

③ 報酬等の総額が1億円以上である者の報酬等の総額等

氏名	報酬等の総額 (百万円)	役員区分	会社区分	報酬等の種類別の額（百万円）			
				固定報酬	業績連動報酬	ストックオプション	左記のうち、 非金銭報酬等
塚本能交	129	取締役	提出会社	110	—	19	19

(注) 1. 当社は、新型コロナウイルス感染症拡大の影響に伴い、役員自らが厳しい経営環境にあることを重く受け止め、2020年5月～10月までの6ヶ月間、塚本能交氏の月額報酬の30%減額を行いました。上記の固定報酬の金額はその減額を反映しております。

2. 非金銭報酬等の総額の内訳は、ストックオプション19百万円であります。

(5) 【株式の保有状況】

① 投資株式の区分の基準及び考え方

当社は、保有目的が純投資目的である投資株式と純投資目的以外の目的である投資株式の区分について、資産運用の一環として純投資目的での株式は保有しておらず、取引関係の維持・強化、事業展開における協力・取引関係の構築・維持・強化、安定的な金融取引の維持を目的として、純投資以外のグループ戦略上重要な目的を持つ政策保有株式を保有しております。

② ㈱ワコールにおける株式の保有状況

当社及び連結子会社のうち、投資株式の貸借対照表計上額（投資株式計上額）が最も大きい会社（最大保有会社）である㈱ワコールについては以下のとおりであります。

ア．保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴うリスクが資本コストに見合っているか、具体的には取引に伴う利益や受取配当金の利回り等を検証し、定期的に取り締役会に報告しております。取締役会においては、検証結果を基に当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っております。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	28	1,613
非上場株式以外の株式	45	48,499

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	1	1	得意先持株会により増加しました。

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	1	0
非上場株式以外の株式	12	2,230

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報
特定投資株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 (百万円)	貸借対照表計上額 (百万円)		
KDDI(株)	1,520,500	1,520,500	通信機器や通信インフラの取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	5,162	4,850		
イオン(株)	1,544,932	1,544,410	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。また、持株会に加入しているため、株式数が増加しております。	有
	5,096	3,705		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
㈱京都銀行	569,997	569,997	地元の主要金融機関として金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	3,881	1,960		
京セラ㈱	445,900	445,900	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	3,132	2,857		
㈱島津製作所	743,000	825,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	2,975	2,347		
コクヨ㈱	1,509,400	1,509,400	オフィス家具や文具の主要なサプライヤーとして密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	2,587	2,282		
㈱SCREEN ホールディングス	217,179	217,179	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	2,115	868		
㈱三菱UFJ フィナンシャル・ グループ	2,885,850	2,885,850	主要金融機関として総合的な金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有 （注）3
	1,707	1,162		
Saha Pathana Inter-Holding PLC	7,606,666	7,606,666	タイ王国における事業展開で密接な協力関係にあり、同国における企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	1,615	1,664		
㈱堀場製作所	230,000	230,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,605	1,237		
宝ホールディングス㈱	1,000,000	1,000,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,507	810		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
東京海上ホールディングス(株)	274,000	274,000	各種損害保険商品を採用し、事業上のリスク低減を図っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有 （注）3
	1,442	1,356		
日本新薬(株)	175,000	175,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,440	1,484		
(株)平和堂	517,531	517,531	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	1,161	985		
(株)三越伊勢丹ホールディングス	1,315,769	1,315,769	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有 （注）3
	1,023	828		
イオンフィナンシャルサービス(株)	687,300	687,300	婦人肌着の取引を行っているイオン(株)のグループ会社であり、事業戦略の観点から同社グループとの良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	1,020	795		
(株)滋賀銀行	398,000	462,408	地元の主要金融機関として金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	953	1,187		
大正製薬ホールディングス(株)	132,000	132,000	事業展開における協力を進める等密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	942	876		
福山通運(株)	204,400	204,400	物流取引において密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	932	790		
蝶理(株)	548,890	548,890	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	924	843		
凸版印刷(株)	426,000	426,000	カタログを中心とした広告販促物作成において密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	796	705		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
旭化成(株)	598, 195	598, 195	繊維製品の主要仕入先として、今後も 安定的な仕入を通じ、企業価値向上と 同社との良好な関係の維持・強化を図 るため、継続して保有しております。	有
	762	457		
(株)セブン&ア イ・ホールディ ングス	154, 969	154, 969	婦人肌着の取引を行っており、企業価 値向上の観点から同社との良好な関係 の維持・強化を図るため、継続して保 有しております。	無
	691	554		
久光製薬(株)	90, 000	90, 000	事業展開における協力、取引関係の構 築を目的に密接な関係にあり、同社と の良好な関係の維持・強化を図るた め、継続して保有しております。	有
	648	453		
小田急電鉄(株)	197, 500	197, 500	子会社である(株)小田急百貨店と婦人肌 着を中心とした多岐にわたる商品で取 引を行っており、企業価値向上の観点 から同社との良好な関係の維持・強化 を図るため、継続して保有してしま す。	有
	597	468		
セイノーホール ディングス(株)	283, 000	283, 000	物流取引において密接な関係にあり、 企業価値向上の観点から同社との良好 な関係の維持・強化を図るため、継続 して保有しております。	有
	436	331		
(株)中央倉庫	381, 300	381, 300	物流取引において密接な関係にあり、 企業価値向上の観点から同社との良好 な関係の維持・強化を図るため、継続 して保有しております。	有
	431	459		
ニチコン(株)	296, 500	296, 500	地元の企業として、情報の共有をはじ めとして密接な関係にあり、事業戦略 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	有
	332	200		
(株)近鉄百貨店	100, 000	100, 000	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商 品で取引を行っており、企業価値向上 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	有
	325	251		
養命酒製造(株)	170, 500	170, 500	事業展開における協力、取引関係の構 築を目的に密接な関係にあり、事業戦 略の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	有
	324	334		
(株)丸井グループ	151, 487	151, 487	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商 品で取引を行っており、企業価値向上 の観点から同社との良好な関係の維 持・強化を図るため、継続して保有し ております。	有
	314	274		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
I. C. C INTERNATIONAL PLC	2, 677, 300	2, 677, 300	タイ王国における事業展開で密接な協力関係にあり、同国における企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	310	299		
(株)イズミ	45, 648	45, 648	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	無
	197	136		
(株)松屋	205, 000	205, 000	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	188	125		
(株)フジ	62, 600	62, 600	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	134	112		
大日本印刷(株)	58, 000	58, 000	カタログを中心とした広告販促物作成において密接な関係にあり、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	134	133		
青山商事(株)	141, 500	141, 500	アパレル企業間の情報交換や事業戦略の協業を模索する等密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	117	131		
(株)ヤギ	71, 100	71, 100	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	102	97		
(株)キング	168, 000	168, 000	アパレル企業間の情報を交換する等密接関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	98	90		
富士紡ホールディングス(株)	20, 000	20, 000	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	80	57		
東レ(株)	100, 000	100, 000	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	71	46		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
(株)高島屋	60,000	60,000	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	70	58		
三共生興(株)	94,380	94,380	アパレル企業間の情報を交換する等密接関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	51	46		
倉敷紡績(株)	20,043	20,043	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入を通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	38	51		
(株)天満屋ストア	11,000	11,000	婦人肌着の取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。	有
	13	10		
三菱UFJリース(株)	—	1,320,000	オートリースを中心としたリース取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	無
	—	702		
阪急阪神ホールディングス(株)	—	120,200	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っているエイチ・ツー・オーリテイリング(株)のグループ会社であり、企業価値向上の観点から同社グループとの良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	有
	—	436		
エイチ・ツー・オーリテイリング(株)	—	310,759	子会社である百貨店・量販店において婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	無
	—	245		
(株)三陽商会	—	100,000	アパレル企業間の情報交換や事業戦略の協業を模索する等密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	有
	—	134		
NISSHA(株)	—	147,000	地元の企業として、情報の共有をはじめとして密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	無
	—	105		

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
タキヒヨー(株)	—	46,800	アパレル企業間の情報を交換する等密接関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	有
	—	72		
戸田建設(株)	—	75,891	施設に係る提案や情報交換を通じて密接な関係にあり、事業戦略の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	有
	—	47		
東洋紡(株)	—	2,000	繊維製品の主要仕入先として、今後も安定的な仕入れを通じ、企業価値向上と同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	無
	—	2		
(株)井筒屋	—	13,564	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	無
	—	2		
(株)大和	—	7,400	婦人肌着を中心とした多岐にわたる商品で取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しておりました。	無
	—	1		

（注）1. 「—」は、当該銘柄を保有していないことを示しております。

2. 定量的な保有効果につきましては、個別の取引に関わることでため記載が困難であります。

3. 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

みなし保有株式

銘柄	当事業年度	前事業年度	保有目的、定量的な保有効果（注）2 及び株式数が増加した理由	当社の株式の 保有の有無
	株式数（株）	株式数（株）		
	貸借対照表計上額 （百万円）	貸借対照表計上額 （百万円）		
KDDI(株)	2,544,000	2,544,000	通信機器や通信インフラの取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。現在は退職給付信託に拠出しており、議決権行使については指図権を留保しております。	無
	8,636	8,115		
(株)三菱UFJフィナンシャル・グループ	3,365,000	3,365,000	主要金融機関として総合的な金融取引を行っており、企業価値向上の観点から同社との良好な関係の維持・強化を図るため、継続して保有しております。現在は退職給付信託に拠出しており、議決権行使については指図権を留保しております。	有 （注）3
	1,991	1,356		

（注）1. 貸借対照表計上額の上位銘柄を選定する段階で、特定投資株式とみなし保有株式を合算しておりません。

2. 定量的な保有効果につきましては、個別の取引に関わることであるため記載が困難であります。
3. 保有先企業は当社の株式を保有しておりませんが、同社子会社が当社の株式を保有しております。

ニ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ホ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

ヘ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

③ 提出会社における株式の保有状況

a. 保有目的が純投資目的以外の目的である投資株式

イ 保有方針及び保有の合理性を検証する方法並びに個別銘柄の保有の適否に関する取締役会等における検証の内容

中長期的な観点から保有目的が適切か、保有に伴うリスクが資本コストに見合っているか、具体的には取引に伴う利益や受取配当金の利回り等を検証し、定期的に取り締役に報告しております。取締役会においては、検証結果を基に当社の中長期的な企業価値向上に資するかどうかを見極め、保有の継続、処分の判断を行っております。

なお、定量的な保有効果につきましては、個別の取引に関わることであり、開示を省略いたします。

ロ 銘柄数及び貸借対照表計上額

	銘柄数 (銘柄)	貸借対照表計上額の 合計額 (百万円)
非上場株式	2	2
非上場株式以外の株式	—	—

(当事業年度において株式数が増加した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の増加に係る取得 価額の合計額 (百万円)	株式数の増加の理由
非上場株式	—	—	—
非上場株式以外の株式	—	—	—

(当事業年度において株式数が減少した銘柄)

	銘柄数 (銘柄)	株式数の減少に係る売却 価額の合計額 (百万円)
非上場株式	—	—
非上場株式以外の株式	—	—

ハ 特定投資株式及びみなし保有株式の銘柄ごとの株式数、貸借対照表計上額等に関する情報

該当事項はありません。

ニ 保有目的が純投資目的である投資株式

該当事項はありません。

ホ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的から純投資目的以外の目的に変更したもの

該当事項はありません。

ヘ 当事業年度中に投資株式の保有目的を純投資目的以外の目的から純投資目的に変更したもの

該当事項はありません。

第5【経理の状況】

1. 連結財務諸表及び財務諸表の作成方法について

(1) 当社の連結財務諸表は「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和51年大蔵省令第28号。以下「連結財務諸表規則」）（平成14年内閣府令第11号附則第3項適用）の規定により、米国において一般に認められた会計基準による用語、様式及び作成方法に準拠して作成しております。

(2) 当社の財務諸表は、「財務諸表等の用語、様式及び作成方法に関する規則」（昭和38年大蔵省令第59号。以下「財務諸表等規則」）に基づいて作成しております。

また、当社は、特例財務諸表提出会社に該当し、財務諸表等規則第127条の規定により財務諸表を作成しております。

2. 監査証明について

当社は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づき、連結会計年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の連結財務諸表及び事業年度（2020年4月1日から2021年3月31日まで）の財務諸表について、有限責任監査法人トーマツにより監査を受けております。

3. 連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みについて

当社は、連結財務諸表等の適正性を確保するための特段の取組みを行っております。具体的には、会計基準等の内容を適切に把握し、又は会計基準等の変更等についての的確に対応することができる体制を整備するため、米国財務会計基準審議会及び公益財団法人財務会計基準機構に加入しているほか、会計基準設定主体や会計に関する専門機関が実施する研修への参加等を行っております。

1 【連結財務諸表等】

(1) 【連結財務諸表】

① 【連結貸借対照表】

		前連結会計年度 (2020年3月31日)		当連結会計年度 (2021年3月31日)		
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円）	構成比 (%)
(資産の部)						
I 流動資産						
1 現金及び現金同等物			27,905		63,557	
2 定期預金			797		1,443	
3 有価証券	(注記2－A, R, S)		656		253	
4 売掛債権	(注記2－D)		20,062		17,571	
5 貸倒引当金	(注記2－B)		△489		△346	
6 たな卸資産	(注記2－C)		43,427		43,250	
7 返品資産			868		600	
8 その他の流動資産	(注記2－D, S, T)		4,964		7,794	
流動資産合計			98,190	35.4	134,122	41.6
II 有形固定資産						
1 土地	(注記2－G, H, S)		21,460		20,569	
2 建物及び構築物	(注記2－G, H, I, S)		74,039		72,978	
3 機械装置・車両運搬具及び 工具器具備品	(注記2－S)		18,782		19,356	
4 建設仮勘定			1,090		1,264	
			115,371		114,167	
5 減価償却累計額	(注記2－H)		△63,288		△64,409	
有形固定資産合計			52,083	18.7	49,758	15.4
III その他の資産						
1 オペレーティングリース 使用权資産	(注記2－H)		13,540		12,729	
2 関連会社投資	(注記2－D)		21,595		21,207	
3 投資	(注記2－A, R, S)		43,904		51,603	
4 のれん	(注記2－E, F, S)		22,371		21,169	
5 その他の無形固定資産	(注記2－E, F, S)		14,547		15,220	
6 前払年金費用	(注記2－J)		4,974		9,533	
7 繰延税金資産	(注記2－O)		1,118		1,649	
8 その他	(注記2－D)		5,366		5,771	
その他の資産合計			127,415	45.9	138,881	43.0
資産合計			277,688	100.0	322,761	100.0

		前連結会計年度 (2020年3月31日)			当連結会計年度 (2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額（百万円）		構成比 (%)	金額（百万円） 構成比 (%)	
(負債の部)						
I 流動負債						
1 短期借入金	(注記 2－G)		3,364			40,672
2 買掛債務 支払手形		1,112			712	
買掛金	(注記 2－D)	9,588			8,734	
未払金	(注記2－ E, S)	7,107	17,807		6,610	16,056
3 未払給料及び賞与			6,734			6,822
4 未払税金	(注記 2－O)		4,878			1,025
5 返金負債			2,645			2,266
6 短期オペレーティング リース負債	(注記 2－H)		4,600			4,411
7 その他の流動負債	(注記2－ G, J, P, R, S, T)		4,079			4,819
流動負債合計			44,107	15.9		76,071
II 固定負債						23.6
1 長期債務	(注記2－ G, R)		35			1,498
2 退職給付に係る負債	(注記 2－J)		2,069			1,942
3 繰延税金負債	(注記 2－O)		7,911			12,292
4 長期オペレーティング リース負債	(注記 2－H)		9,101			8,520
5 条件付取得対価に係る負債 (長期)	(注記2－ E, S)		2,786			1,639
6 その他の固定負債	(注記2－ I, J, O)		2,231			2,183
固定負債合計			24,133	8.7		28,074
負債合計			68,240	24.6		104,145
契約債務及び偶発債務	(注記2－ G, H, K)					8.7 32.3
(資本の部)						
I 資本金			13,260			13,260
会社が発行する株式の総数 (普通株式)						
2020年3月31日現在						
250,000,000株						
2021年3月31日現在						
250,000,000株						
発行済株式総数						
2020年3月31日現在						
68,589,042株						
2021年3月31日現在						
65,589,042株						
II 資本剰余金	(注記 2－L)		29,836			29,120
III 利益剰余金			185,233			181,346
IV その他の包括損益累計額	(注記2－ J, N)					
為替換算調整勘定		△1,033			1,770	
年金債務調整勘定		△4,594	△5,627		△1,008	762
V 自己株式			△17,331			△8,876
自己株式の数(普通株式)						
2020年3月31日現在						
6,186,410株						
2021年3月31日現在						
3,168,353株						
株主資本合計	(注記 2－M)		205,371	74.0		215,612
VI 非支配持分			4,077	1.4		3,004
資本合計			209,448	75.4		218,616
負債及び資本合計			277,688	100.0		322,761
						100.0

②【連結損益計算書】

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)			当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)		
区分	注記番号	金額 (百万円)		百分比 (%)	金額 (百万円)		百分比 (%)
I 売上高	(注記2－D, H, P)		186,760	100.0		152,204	100.0
II 営業費用							
売上原価	(注記2－D, J)	84,959			67,798		
販売費及び一般管理費	(注記2－E, H, I, J, L)	93,927			81,700		
有形固定資産減損損失	(注記2－S)	769			1,136		
のれん減損損失	(注記2－F, S)	217			2,673		
その他の無形固定資産減損損失	(注記2－F, S)	256	180,128	96.4	12	153,319	100.7
営業利益 (△損失)			6,632	3.6		△1,115	△0.7
III その他の収益・費用 (△)							
受取利息	(注記2－D)	177			61		
支払利息		△19			△78		
受取配当金	(注記2－D)	1,506			1,126		
有価証券・投資評価損益 (純額)	(注記2－A, S)	△3,760			10,390		
その他の損益 (純額)	(注記2－H, J, N, T)	△177	△2,273	△1.3	408	11,907	7.8
税引前当期純利益			4,359	2.3		10,792	7.1
法人税等	(注記2－O)						
当期税額		7,126			1,803		
繰延税額		△5,673	1,453	0.7	2,278	4,081	2.7
持分法による投資損益調整前当期純利益			2,906	1.6		6,711	4.4
持分法による投資損益	(注記2－D)		62	0.0		93	0.1
当期純利益			2,968	1.6		6,804	4.5
非支配持分帰属損益			504	0.3		221	0.1
当社株主に帰属する当期純利益			3,472	1.9		7,025	4.6
普通株式1株当たり情報	(注記2－Q)						
当社株主に帰属する当期純利益							
基本的			54.26円			112.57円	
希薄化後			54.05円			112.09円	
現金配当			76.00円			40.00円	

③【連結包括利益計算書】

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 当期純利益	(注記 2－N)		2,968		6,804
II その他の包括損益 (税引後)					
為替換算調整勘定					
当期発生額			△2,532		2,648
年金債務調整勘定					
当期発生額		125		2,838	
再組替調整額		960	1,085	753	3,591
その他の包括損益合計			△1,447		6,239
当期包括損益合計			1,521		13,043
非支配持分帰属当期包括損益			452		371
当社株主に帰属する当期包括損益			1,973		13,414

④【連結資本勘定計算書】

区分	資本の部								
	社外流通 株式数 (千株)	資本金 (百万円)	資本 剰余金 (百万円)	利益 剰余金 (百万円)	その他の 包括損益 累計額 (百万円)	自己株式 (百万円)	株主資本 合計 (百万円)	非支配 持分 (百万円)	資本合計 (百万円)
2019年3月31日現在	65,178	13,260	29,807	193,139	△4,128	△15,584	216,494	4,650	221,144
ASU2018-11の適用に よる累積影響額				△515			△515		△515
－税効果調整後									
当期純利益				3,472			3,472	△504	2,968
その他の包括利益									
為替換算調整勘定					△2,584		△2,584	52	△2,532
年金債務調整勘定					1,085		1,085		1,085
当社株主への現金配当				△4,907			△4,907		△4,907
非支配持分への 現金配当								△237	△237
自己株式の取得	△2,798					△7,745	△7,745		△7,745
自己株式の売却	0			△0		0	0		0
自己株式の消却				△5,935		5,935	－		－
ストックオプションの 付与及び行使 (注記2－L)	23		29	△21		63	71		71
非支配持分との 資本取引								116	116
2020年3月31日現在	62,403	13,260	29,836	185,233	△5,627	△17,331	205,371	4,077	209,448
当期純利益				7,025			7,025	△221	6,804
その他の包括利益									
為替換算調整勘定					2,803		2,803	△155	2,648
年金債務調整勘定					3,586		3,586	5	3,591
当社株主への現金配当				△2,496			△2,496		△2,496
非支配持分への 現金配当								△81	△81
自己株式の取得	△0					△1	△1		△1
自己株式の消却				△8,404		8,404	－		－
ストックオプションの 付与及び行使 (注記2－L)	18		24	△12		52	64		64
非支配持分との 資本取引			△740				△740	△621	△1,361
2021年3月31日現在	62,421	13,260	29,120	181,346	762	△8,876	215,612	3,004	218,616

⑤【連結キャッシュ・フロー計算書】

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
I 営業活動によるキャッシュ・フロー					
1 当期純利益			2,968		6,804
2 営業活動によるキャッシュ・フローへの調整					
(1) 減価償却費		6,029		6,128	
(2) 株式報酬費用	(注記 2-L)	71		63	
(3) 貸倒引当金 (純額)		299		△199	
(4) 繰延税額		△5,673		2,278	
(5) 固定資産除売却損益 (純額)		103		△365	
(6) 有形固定資産減損損失	(注記 2-S)	769		1,136	
(7) のれん減損損失	(注記2-F, S)	217		2,673	
(8) その他の無形固定資産減損損失	(注記2-F, S)	256		12	
(9) 有価証券・投資評価損益 (純額)	(注記 2-A)	3,760		△10,390	
(10) 持分法による投資損益(受取配当金控除後)		480		469	
(11) 資産及び負債の増減					
売掛債権の減少		4,685		2,767	
たな卸資産の減少 (△増加)		△1,350		972	
返品資産の減少		312		268	
その他の流動資産等の増加		△29		△2,632	
買掛債務の減少		△373		△859	
返金負債の減少		△837		△379	
退職給付に係る負債の増加		776		226	
その他の負債等の増加 (△減少)		665		△4,485	
(12) その他		197	10,357	△227	△2,544
営業活動によるキャッシュ・フロー			13,325		4,260
II 投資活動によるキャッシュ・フロー					
1 定期預金の増加			△438		△941
2 定期預金の減少			3,576		291
3 持分証券の売却及び償還収入			15,252		2,340
4 持分証券の取得			△339		△7
5 負債証券の償還収入			544		742
6 有形固定資産の売却収入			104		889
7 有形固定資産の取得			△3,442		△2,764
8 無形固定資産の取得	(注記 2-F)		△3,539		△2,840
9 貸付による支出	(注記 2-D)		—		△315
10 新規子会社の取得 (取得した現金との純額)	(注記 2-E)		△9,181		—
11 その他			32		43
投資活動によるキャッシュ・フロー			2,569		△2,562

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
Ⅲ 財務活動によるキャッシュ・フロー					
1 短期借入金 (3ヶ月以内) の増減(純額)			△4,645		17,208
2 短期借入金 (3ヶ月超) の調達			—		20,424
3 短期借入金 (3ヶ月超) の返済			—		△424
4 長期債務の調達			—		1,447
5 長期債務の返済			△53		△50
6 自己株式の取得			△7,745		△1
7 自己株式の売却			0		—
8 当社株主への配当金支払額			△4,907		△2,496
9 非支配持分への配当金支払額			△237		△81
10 非支配持分からの払込みによる収入			116		—
11 非支配持分からの子会社持分取得による支出			—		△1,361
12 条件付取得対価の支払			—		△1,061
財務活動によるキャッシュ・フロー	(注記 2-E)		△17,471		33,605
Ⅳ 為替変動による現金及び現金同等物への影響額			△651		349
Ⅴ 現金及び現金同等物の増減額			△2,228		35,652
Ⅵ 現金及び現金同等物の期首残高			30,133		27,905
Ⅶ 現金及び現金同等物の期末残高			27,905		63,557

補足情報

		前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)		当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)	
区分	注記番号	金額 (百万円)		金額 (百万円)	
現金支払額					
利息			20		72
法人税等			4,758		8,643
現金支出を伴わない投資活動					
新規子会社の取得価額 (条件付取得対価)	(注記 2-E)		4,172		—
固定資産の取得価額			751		704

1 連結会計方針

A 連結財務諸表作成の基準

- (1) 当社の連結財務諸表は、米国預託証券の発行に関して要請された、米国において一般に認められた会計基準による用語・様式及び作成方法（以下「米国会計原則」という）に準拠して作成しております。従って「連結財務諸表規則」及び「連結財務諸表等の作成基準」に準拠して作成する場合はその内容が異なっております。

当社は、SECに米国預託証券を発行登録し、1977年1月には同証券を米国店頭市場（NASDAQ）に登録しました。従って、当社は米国証券取引法（1934年法）第13条の規定により、米国において一般に公正妥当と認められている会計原則に基づいて作成された連結財務諸表を含めた様式20-F（FORM20-F）を、年次報告書としてSECに定期的に提出していましたが、2013年4月25日にSECへの登録廃止申請を行い、2013年7月24日に登録廃止となっております。

- (2) 会計基準上の主要な相違の内容

イ 有価証券及び投資

個別財務諸表上は、「金融商品に関する会計基準」を適用しております。連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書320「投資－負債証券」及び米国財務会計基準審議会会計基準書321「投資－持分証券」の規定に準拠しております。有価証券及び投資は、「負債証券」及び「持分証券」に分類し、負債証券については、さらに「売却可能有価証券」及び「満期保有目的有価証券」に分類しております。「売却可能有価証券」は、公正価値により測定し、未実現の保有損益は実現するまで資本の部のその他の包括損益累計額に区分表示しております。「満期保有目的有価証券」は、償却原価により測定し、満期まで保有する意思のある有価証券を分類しております。売却損益は移動平均法による取得原価に基づいて算出しております。

負債証券の下落が一時的であるかどうかを下落の期間や程度、発行体の財政状態や業績の見通し、及び公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思等をもとに判断し、一時的でないとは判断された場合には、帳簿価額と公正価値の差を評価損として認識しております。

また、持分証券については公正価値により測定し、未実現の保有損益は純損益に計上しております。

ロ 土地等圧縮記帳

個別財務諸表上、買換資産等について直接減額の方法により圧縮記帳した額については、連結財務諸表上は土地等の取得価額に加算し、かつ税効果調整後の金額を利益剰余金に計上しております。

ハ 長期性資産の減損

個別財務諸表上は、「固定資産の減損に係る会計基準」を適用しております。

連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書360「有形固定資産」の規定に準拠して、減損の兆候を示す事象や状況の変化が生じていると判断される場合には、帳簿価額が公正価値を上回る額を減損損失として認識しております。

ニ のれん及びその他の無形固定資産

取得価額が取得した事業の純資産価額を超える部分については、のれんとして計上しております。耐用年数が確定できないのれん及びその他の無形固定資産については、少なくとも1年に一回、又は減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に減損テストを行っております。のれんは主にそれが含まれる事業が属するオペレーティング・セグメント等の報告単位に配分され、減損の判定が行われます。減損の判定に際しては、報告単位の帳簿価額を公正価値と比較しております。のれんが減損しているとは判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。また、耐用年数が確定できないその他の無形固定資産の減損の判定に際しては、その帳簿価額を公正価値と比較しております。その他の無形固定資産が減損しているとは判断した場合には、帳簿価額が公正価値を上回る金額について減損損失として認識しております。

耐用年数が見積り可能なその他の無形固定資産は、主にブランド、顧客関係及びソフトウェアから構成されており、見積耐用年数にわたり定額法により償却を行っております。

見積耐用年数は次のとおりであります。

ブランド	10年、20年及び25年（主として25年）
顧客関係	5年
ソフトウェア	5年

ホ 未使用有給休暇

連結財務諸表においては、米国財務会計基準審議会会計基準書710「報酬」の規定に準拠して、従業員の期末現在における未使用有給休暇に対応する人件費負担相当額を未払計上しております。

ヘ リース

連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書842「リース」（以下、ASC842）を適用しております。オペレーティングリースに分類されるリース取引について、一部の例外を除いて連結貸借対照表に使用権資産及びリース負債を計上し、リース費用については、連結損益計算書においてリース期間にわたって定額法で認識しております。

貸手のリースにおいて、主にマネキン、ボディ、陳列什器のレンタルや、保有不動産の賃貸によるリース収益を得ております。これらの取引はオペレーティングリースとして会計処理し、リース期間にわたって均等に認識しております。一部のリース契約には、リース期間の延長または解約オプションが含まれております。これらのオプションの行使が合理的に確実である場合、行使による延長後の期間または解約日を考慮してリース期間を判定しております。当社グループのリース契約の大部分は、変動リース料が発生するものではなく、また、借手が原資産を購入するオプションを含んでおりません。一部のリース契約には、リース要素と非リース要素を含むものがあり、独立販売価格の比率に基づき契約対価を按分しております。

借手のリースにおいては、直営店舗、倉庫、事務所用の建物、従業員社宅、車両、その他設備や機器等を賃借しており、いずれもオペレーティングリースに分類しております。当社グループは、契約開始時に、契約にリースが含まれるか否かを判定しております。一部のリース契約には、リース期間の延長または解約オプションが含まれております。当社グループは、これらのオプションの行使が合理的に確実である場合、行使による延長後の期間または解約日を考慮してリース期間を判定しております。一部のリース契約では、変動リース料の支払が発生するものがあります。変動リース料の大部分は、直営店舗の売上に連動する歩合賃料であります。当社グループのリース契約には、重要な残価保証またはリース契約により課される重要な制限又は契約条項はありません。一部のリース契約には、リース要素と非リース要素を含むものがあります。土地、建物及び構築物のリース契約についてはそれぞれを区分し、独立販売価格の比率に基づき契約対価を按分しております。ただし、機械装置・車両運搬具及び工具器具備品のリース契約についてはリース要素と非リース要素を区分しない実務上の簡便法を適用しております。当社グループは、リース料総額の現在価値を算定するにあたり、リースの計算利率が入手できない場合は、借手の追加の借入利率を使用しております。さらに、当社グループは、短期リースの実務上の簡便法を適用しており、契約期間が1年以下のリース契約については発生時に費用処理しております。

2020年4月10日に米国財務会計基準審議会より発行されたガイダンスは、新型コロナウイルス感染症の拡大の直接的な結果として賃料減免を受けたリースの借手に対して、簡便的な会計処理を認めるものであります。本ガイダンスは、新型コロナウイルス感染症に関連する賃料減免のうち所定の要件を満たすものについて、ASC842において規定される「リースの条件変更」に該当するか否かに係る評価を行わなくてもよいとする実務上の便法を借手が選択することを認めるものであります。当社グループは、上記の要件を満たす賃料減免について本便法を適用しており、リースの条件変更として取り扱わず、変動リース料として処理しております。

ト 資産除去債務

個別財務諸表上は「資産除去債務に関する会計基準」を適用しておりますが、連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書410「資産除去債務」の規定に準拠して、固定資産の除去及び原状回復に関する法的債務について、公正価値により長期債務として認識しております。資産除去債務はリース契約の開始時点において、過去の実績をもとに期待現在価値法により認識しており、連結貸借対照表のその他の固定負債として計上しております。また当初の測定以降については、除去費用の見積り金額の変更に伴い調整しております。見積り将来キャッシュ・フローと現時点の資産除去債務の価額との差異は、当該リース契約期間にわたって、時の経過に伴う負債の増加として計上されます。当該資産除去費用については、関連する長期性資産の帳簿価額の一部として資産化され、耐用年数にわたって償却されます。

なお、契約終了時点における自動更新条項を含む一部のリース契約については、契約の終了時点を合理的に見積り、資産除去債務の計算を行っております。

チ 退職給付に係る負債

個別財務諸表上は「退職給付に関する会計基準」を適用しておりますが、連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書715「報酬－退職給付」に規定する金額を計上しております。なお、数理差異については、平均残存勤務年数で定率償却しており、過去勤務債務については、平均残存勤務年数で定額償却しております。また、個別財務諸表上、期間年金費用は売上原価、販売費及び一般管理費に計上しておりますが、連結財務諸表上は、勤務費用以外の期間年金費用はその他の収益・費用に計上しております。

リ 新株予約権付社債

新株予約権付社債は、新株予約権が社債と分離可能であるため、米国財務会計基準審議会会計基準書470「負債」の規定に基づいて新株予約権の公正価値を社債から減額して税効果調整後の金額を資本剰余金に計上しております。

ヌ 新株発行費用

個別財務諸表上、新株発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、連結財務諸表上は、新株発行費用は資本取引により発生する費用とみなされ株式払込剰余金の控除項目とされているため、税効果調整後、資本剰余金から控除しております。

ル 社債発行費用

個別財務諸表上、転換社債発行費用は発行時に全額費用処理しておりますが、連結財務諸表上は株式に転換した部分に対応する未償却残高の税効果調整後の金額を資本剰余金から控除しております。

ロ 企業結合

連結財務諸表上は、米国財務会計基準審議会会計基準書805「企業結合」の規定に準拠して、取得法により会計処理を行っております。取得日において、識別可能な無形資産を含む取得資産と引受負債の公正価値を見積り、取得価額を配分しております。取得価額のうち、取得した純資産の公正価値を超過した部分については、のれんとして計上しております。負債に分類された条件付取得対価は、取得日において公正価値を見積み、その偶発性が解消されるまで、継続的に公正価値の再測定を行っております。再測定の結果生じた調整額については、発生年度の期間損益として計上しております。

ロ 政府補助金

個別財務諸表上、補助金収入は営業外収益として処理しておりますが、連結財務諸表上は、補助金収入は営業費用から控除しております。なお、2021年3月期において売上原価、販売費及び一般管理費からそれぞれ1,049百万円及び2,922百万円控除しております。

(3) その他の主要な相違の内容

イ 個別財務諸表上、特別損益として表示される固定資産除売却損益等及び固定資産減損損失のうち、通常の営業活動のために使用している固定資産から発生するものは、連結財務諸表上は営業費用として表示しております。また、個別財務諸表上、特別損益として表示される投資有価証券売却損益等は、その他の収益・費用に表示しております。

ロ 連結損益計算書の下段に普通株式1株当たりの当社株主に帰属する当期純利益及び現金配当を表示しております。なお、1株当たりの純資産額の開示は「米国会計原則」では要求されておませんが、「連結財務諸表規則」に基づく額は、2020年3月期3,291.06円、2021年3月期3,454.18円であります。なお、1株当たり純資産額は連結貸借対照表の資本合計から非支配持分を控除した金額を普通株式の発行済株式総数から自己株式数を控除した株式数で除して算出しております。

B 連結の範囲

連結子会社の数は、2020年3月期及び2021年3月期において、いずれも58社であります。

なお、主要な連結子会社名は、以下のとおりであります。

名称	住所	名称	住所
(株)ワコール	京都市南区	(株)ピーチ・ジョン	東京都港区
(株)ルシアン	京都市南区	九州ワコール製造(株)	長崎県雲仙市
(株)トリーカ	大阪府茨木市	(株)七彩	京都市南区
WACOAL INTERNATIONAL CORP.	米国 ニューヨーク州	WACOAL AMERICA, INC.	米国 ニューヨーク州
WACOAL EUROPE LTD.	英国 ノーサンプトンシャー州	WACOAL EMEA LTD.	英国 ノーサンプトンシャー州
WACOAL EUROPE SAS.	フランス サンドニ市	WACOAL INTERNATIONAL HONG KONG CO., LTD.	香港
WACOAL HONG KONG CO., LTD.	香港	華歌爾（中国）時装有限公司	中国 北京市
和江留投資股份有限公司	台湾 台北市	A TECH TEXTILE CO., LTD.	タイ バンコク市

C 持分法の適用

持分法適用の関連会社数は、2020年3月期及び2021年3月期において、いずれも7社であります。

なお、主要な持分法適用関連会社名は、以下のとおりであります。

名称	住所	名称	住所
(株)新栄ワコール	韓国 ソウル市	台湾華歌爾股份有限公司※	台湾 桃園市
THAI WACOAL PUBLIC CO.,LTD.	タイ バンコク市		

(注) ※和江留投資股份有限公司が50%を保有する会社であります。

D 子会社の事業年度

WACOAL HONG KONG CO.,LTD.等在外子会社11社の決算日は12月31日であります。これらの子会社については、各社の決算日の財務諸表を用いて連結財務諸表を作成しております。

これらの子会社の決算日と連結決算日である3月31日との差異期間に発生した、財政状態及び経営成績に重要な影響を与える事象は適切に調整されております。

E 見積りの使用

当社は、米国において一般に認められた会計基準に準拠して連結財務諸表を作成しており、資産及び負債、収益及び費用、並びに偶発資産及び債務の金額に影響を与える経営者による仮定と見積りを使用しております。実際の結果がこれらの見積りと異なることがあります。

また、当社は、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の影響を考慮して会計上の見積りを行っております。感染症の影響について、公的機関から収束時期の統一的な見解は公表されておきませんが、当社は、感染拡大による企業業績への影響は、2022年3月期上期に一巡し、下期以降は通常の水準に回復すると仮定しております。当社は、当該仮定に基づき、有形固定資産、のれん及びその他の無形固定資産の減損の見積りにおいて利用する事業計画を策定しております。

会計上の見積りにより当連結会計年度に係る連結財務諸表にその額を計上した項目であって、翌連結会計年度に係る連結財務諸表に重要な影響を及ぼす可能性があるものは以下の事項です。

(1) WACOAL EUROPE LTD. に関するのれん 9,398百万円

のれんの減損テストにおいては、のれんを含む報告単位の公正価値を見積り、公正価値が報告単位の帳簿価額を下回っていると判断される場合には、その下回る額について減損損失として計上することになります。

当該見積りは、金利や税率、感染症の収束時期を含む将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、金利や税率が上昇した場合、また、事業環境の変化や将来の業績見通しが悪化した場合、翌連結会計年度の連結財務諸表において、のれんの減損損失計上が必要となる可能性があります。

なお、公正価値の測定については、「注記2－S 公正価値の測定」に記載しております。

F 会計処理基準

連結財務諸表の作成にあたって採用した主要な会計処理基準は「注記A－(2) 会計基準上の主要な相違の内容」に記載した事項を除き次のとおりであります。

(1) 貸倒引当金

売上債権等の貸倒損失の発生に備えるため、一般債権に対しては貸倒実績率により、貸倒懸念債権等については個別に回収可能性を見積り、回収不能見込額を貸倒引当金として計上しております。

(2) たな卸資産

原材料については先入先出法による低価法で、製品・商品及び仕掛品については総平均法による低価法で評価しております。売上原価には、原材料、製造に係る人件費・経費、関税等を含んでおります。

(3) 有形固定資産

有形固定資産は取得原価で評価しております。減価償却費はその資産の見積耐用年数（資産計上されたリース資産については、そのリース期間）をもとに主として定額法で算出しております。

各資産区分での見積耐用年数は次のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年（主として38年）

機械装置・車両運搬具及び工具器具備品（一部の絵画除く） 2～20年（主として5年）

2020年3月期及び2021年3月期の減価償却費は、それぞれ3,545百万円及び3,139百万円であります。

(4) 自己株式

自己株式は取得原価で評価しており、連結財務諸表上、資本の部に計上しております。

(5) 収益認識

当社グループは製品の支配が顧客に移転し、履行義務が充足された時点で収益を認識しております。収益は、取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、将来に予測される返品については、過年度の実績等を考慮して予想される返品を見積り、収益から控除しております。

(6) 物流費

物流費は発生時に費用計上し、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。

(7) 広告宣伝費

広告宣伝費は発生時に費用計上し、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。2020年3月期及び2021年3月期の広告宣伝費は、それぞれ13,169百万円及び11,239百万円であります。

(8) 研究開発費

研究開発費は発生時に費用計上し、販売費及び一般管理費に含めて処理しております。2020年3月期及び2021年3月期の研究開発費は、それぞれ508百万円及び463百万円であります。

(9) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は税抜方式によっております。

(10) 在外子会社等の財務諸表項目の換算

在外子会社等の財務諸表は、米国財務会計基準審議会会計基準書830「外貨」に従って、資産・負債項目は決算日の為替相場、損益項目は期中平均為替相場によって換算しております。その結果生じた外貨換算差額等は、資本の部のその他の包括損益累計額として表示しております。また外貨建取引や外貨建資産及び負債の換算から生じる為替差損益（純額）は、その他の損益（純額）に含めて表示しております。2020年3月期及び2021年3月期の為替差損益（純額）はそれぞれ、36百万円及び168百万円であります。

(11) 法人税等

一時差異及び繰越欠損金に関しては、米国財務会計基準審議会会計基準書740「法人税等」に従って、資産・負債法により税効果を認識しております。繰延税金資産の一部又は全部につき将来における回収可能性が見込めない場合には評価性引当金を計上しております。また、米国財務会計基準審議会会計基準書740「法人税等」に従い、税務ポジションの技術的な解釈に基づき、税務当局による調査においても税務ポジションが維持される可能性が50%を超える場合にのみ、税務ベネフィットを認識しております。税務ベネフィットは税務当局との解決により、50%を超える可能性で実現が予想される最大の金額で計上しております。利息及び課徴金は連結損益計算書上、法人税等に含めております。

(12) 株式報酬制度

株式報酬費用は付与日における公正価値で測定し、受給権確定期間にわたって費用配分しております。また公正価値についてはブラック・ショールズ・モデルを使用して見積りを行っております。

(13) 金融派生商品

米国財務会計基準審議会会計基準書815「デリバティブ及びヘッジ」を適用しており、当社が保有する金融派生商品はヘッジ取引に該当しないため、公正価値の変動は当期の損益として計上しております。

(14) 現金及び現金同等物の範囲

取得日から満期日までの期間が3ヶ月以内の流動性の高い短期金融資産は現金及び現金同等物に含めております。

(15) 新会計基準

金融商品における信用損失の測定

2016年6月に、米国財務会計基準審議会は、金融商品における信用損失の測定に関する規定（ASU2016-13）を公表しました。この規定は、特定の金融資産について、現行の発生損失モデルではなく予想信用損失モデルにより損失の認識を要求するものであり、このモデルの使用により、現行の発生損失アプローチよりも早期に損失が認識されます。

2019年11月に、米国財務会計基準審議会は、上記規定の適用初年度を変更する追加規定（ASU2019-10）を公表しました。この規定は、2022年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。これらの規定が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響は現在検討しております。

のれん及びその他の無形固定資産

2018年8月に、米国財務会計基準審議会は、内部利用ソフトウェアに関する規定（ASU2018-15）を公表しました。この規定は、サービス契約とみなされるクラウドコンピューティング契約において発生する導入コストの会計処理を明確化するものであります。この規定は、2019年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。当社グループは、2020年4月1日に開始する第1四半期からこの規定を適用しておりますが、この規定が当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

公正価値測定の開示

2018年8月に、米国財務会計基準審議会は、公正価値測定の開示に関する規定（ASU2018-13）を公表しました。この規定は、公正価値測定の開示に関する要求の一部を削除、修正、追加するものであります。この規定は、2019年12月15日より後に開始する連結会計年度及びその連結会計年度に含まれる四半期より適用になります。当社グループは、2020年4月1日に開始する第1四半期からこの規定を適用しておりますが、この規定は、開示に関連するものであり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

確定給付制度の開示

2018年8月に、米国財務会計基準審議会は、確定給付制度の開示に関する規定（ASU2018-14）を公表しました。この規定は、年金確定給付制度の開示に関する要求事項の一部を削除、追加、修正するものであります。この規定は、2020年12月15日より後に終了する連結会計年度より適用になります。また、この規定は遡及適用されます。当社グループは、2020年4月1日に開始する連結会計年度からこの規定を適用しておりますが、この規定は、開示に関連するものであり、当社グループの財政状態、経営成績及びキャッシュ・フローに与える影響はありません。

(17) 後発事象

米国財務会計基準審議会会計基準書855「後発事象」に基づき、有価証券報告書の提出日である2021年6月29日までの後発事象について評価を行っております。

(18) 表示方法の変更

当連結会計年度の表示方法に一致させるため、過年度の連結財務諸表等の一部について組替を行っております。

2 主な科目の内訳及び内容の説明

A 有価証券及び投資

負債証券

2020年3月31日及び2021年3月31日における負債証券の種類ごとの取得価額、総未実現利益及び損失、公正価値は以下のとおりであります。

	2020年3月31日			
	取得原価（百万円）	総未実現利益（百万円）	総未実現損失（百万円）	公正価値（百万円）
満期保有目的有価証券				
有価証券				
社債	656	2	1	657
計	656	2	1	657
投資				
社債	329	4	—	333
計	329	4	—	333

	2021年3月31日			
	取得原価（百万円）	総未実現利益（百万円）	総未実現損失（百万円）	公正価値（百万円）
満期保有目的有価証券				
有価証券				
社債	222	2	—	224
計	222	2	—	224

2020年3月31日及び2021年3月31日において、公正価値が帳簿価額を継続的に下回っている期間が12ヶ月以上の負債証券の公正価値及び総未実現損失は以下のとおりであります。

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	公正価値（百万円）	総未実現損失（百万円）	公正価値（百万円）	総未実現損失（百万円）
満期保有目的有価証券				
有価証券				
社債	109	1	—	—
計	109	1	—	—

2020年3月31日及び2021年3月31日において、公正価値が帳簿価額を継続的に下回っている期間が12ヶ月未満の負債証券の公正価値及び総未実現損失は以下のとおりであります。

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	公正価値（百万円）	総未実現損失（百万円）	公正価値（百万円）	総未実現損失（百万円）
満期保有目的有価証券				
有価証券				
社債	220	0	—	—
計	220	0	—	—

負債証券の未実現損失については、当社グループは公正価値が帳簿価額を下回っている期間や下落の程度、発行体の財政状態や業績の見通し、及び公正価値の回復が予想される十分な期間にわたって保有する意思と能力を含めた基準により、一時的でない減損が発生しているかどうかを判断しております。上記の未実現損失が生じている負債証券のうち、当社の減損の認識基準に該当するものではありません。したがって、2020年3月31日及び2021年3月31日において、未実現損失が生じている負債証券について、一時的でない減損が発生しているものはないと判断しております。

2021年3月31日において、満期保有目的有価証券として分類された負債証券の満期情報は以下のとおりであります。

	取得原価 (百万円)	公正価値 (百万円)
1 年内	222	224
計	222	224

持分証券

2020年3月期及び2021年3月期における持分証券に係る実現損益及び未実現損益は以下のとおりであります。

	2020年3月期	2021年3月期
持分証券の純損益	△3,760百万円	10,390百万円
売却による実現損益	1,620	91
期末現在の未実現損益	△5,380	10,299

B 引当金の増減表

2020年3月期及び2021年3月期における貸倒引当金に係る情報は以下のとおりであります。

2020年3月期

	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)
貸倒引当金	229	270	10	489

2021年3月期

	期首残高 (百万円)	当期増加額 (百万円)	当期減少額 (百万円)	期末残高 (百万円)
貸倒引当金	489	33	176	346

C たな卸資産

2020年3月31日及び2021年3月31日におけるたな卸資産の内訳は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
製品及び商品	37,224百万円	37,217百万円
仕掛品	3,938	3,748
原材料	2,265	2,285
計	43,427	43,250

D 関連会社投資

投資先に対して、重要な影響を及ぼすことができる投資については、持分法による会計処理を行っております。持分法による会計処理が妥当であるかどうかを決定するにあたっては他の要因も考慮されますが、一般的に当社グループが20%以上50%以下の議決権のある株式を所有している会社については、重要な影響力が存在するとみなしております。この要件を満たす投資先については、連結貸借対照表上“関連会社投資”と表記し、持分法による会計処理を行っております。持分法においては、各社の最新の財務諸表を基に持分比率に応じた損益を計上しております。

2020年3月31日及び2021年3月31日における主要な関連会社とその持分比率は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
株新栄ワコール	25%	25%
台湾華歌爾股份有限公司	50	50
THAI WACOAL PUBLIC CO., LTD.	34	34
PT. INDONESIA WACOAL	42	42
株ハウス オブ ローゼ	21	21

2020年3月31日及び2021年3月31日における関連会社に対する投資のうち市場性のある株式の連結貸借対照表計上額及び公正価額の合計はそれぞれ以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
連結貸借対照表計上額	14,431百万円	13,652百万円
公正価額	9,421	10,034

2020年3月31日における持分法として会計処理を行った関連会社の貸借対照表と2020年3月期における損益計算書を要約した結果は以下のとおりであります。なお、2021年3月31日において、持分法として会計処理を行った関連会社については、重要性がないため開示しておりません。

	2020年3月31日
流動資産	43,974百万円
固定資産	42,161
資産合計	86,135
流動負債	9,048
固定負債	7,583
資本	69,504
負債・資本合計	86,135
	2020年3月期
売上高	62,676
売上総利益	32,455
税引前当期純利益	1,654
当期純利益	860

2020年3月31日及び2021年3月31日における関連会社に対する債権債務残高は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
売掛金	618百万円	372百万円
買掛金	509	501
未収金	329	173
長期貸付金	—	315

2020年3月期及び2021年3月期における関連会社に対する取引高は以下のとおりであります。

	2020年3月期	2021年3月期
売上高	2,838百万円	1,636百万円
材料及び製品販売取引に係る売上原価	2,826	1,751
仕入高	5,302	3,681
ロイヤルティ	330	203
受取利息	—	3

関連会社からの配当金は、2020年3月期及び2021年3月期において、それぞれ542百万円及び602百万円であります。

E 企業結合

当社は、2019年7月30日開催の取締役会において、当社の子会社である㈱ワコールの米国子会社であるWacoal International Corp.（以下、WIC社）を通じて、米国の女性用インナーウェア企画販売会社Intimates Online, Inc.（以下、IO社）の株主と株式譲渡契約書を締結することを決議し、WIC社は、同日付（米国時間）で株式譲渡契約を締結いたしました。当該株式譲渡契約に基づき、WIC社は、2019年7月31日（米国時間）にIO社の発行済株式の全てを取得いたしました。

IO社は、米国で「LIVELY（ライブリー）」ブランドにて、自社Eコマースや直営店舗を販路とし、主に女性用インナーウェアを企画・販売しております。同社が有しているミレニアル世代を中心とした顧客基盤や、顧客を「アンバサダー」として組織化し、評判や口コミを広げる独自のマーケティング手法を獲得することにより、米国における非連続的な成長を期待できます。

株式の取得対価は、13,520百万円となりました。当該対価の内訳は現金9,348百万円（86百万米ドル）及び条件付取得対価4,172百万円（38百万米ドル）であります。

なお、条件付取得対価は、当該株式譲渡契約においてIO社の前株主との間で合意がなされており、IO社の2023年3月期までの業績達成度（純売上高など）に応じて、現金を4年間にわたり交付します。業績達成度に応じた交付額の総額は、20百万米ドルを下限、55百万米ドルを上限として変動します。

前連結会計年度末及び当連結会計年度末における条件付取得対価の公正価値はそれぞれ3,874百万円（36百万米ドル）及び2,901百万円（26百万米ドル）であり、取得時の公正価値との差額は連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含めております。

なお、前連結会計年度末及び当連結会計年度末において、対価が確定した条件付取得対価はそれぞれ1,088百万円（10百万米ドル）及び1,262百万円（11百万米ドル）であり、連結貸借対照表の未払金に含まれております。

2020年3月期において、当該企業結合に関連して発生した費用は245百万円であり、連結損益計算書の販売費及び一般管理費に含めております。なお、2021年3月期においては、当該企業結合に関連して発生した費用はありません。

IO社の投資価額を配分した結果、のれん11,551百万円とその他の無形固定資産1,923百万円を認識し、「ワコール事業（海外）」に含めております。買収により生じたのれんは、主にIO社の予想される成長、WIC社とのシナジー、及びオペレーション統合により期待される効率化から構成されております。また、その他の無形固定資産はブランド1,097百万円、顧客関係793百万円及び競業避止契約33百万円から構成されます。のれんについては税務上損金とはなりません。ブランドについては10年、顧客関係及び競業避止契約については5年の見積耐用年数にわたって償却を行っております。

取得日から前連結会計年度末までに新たに入手した情報に基づき、IO社の取得日における資産と負債の公正価値を修正しました。当該調整は、取得日に遡及して反映しております。

取得日における資産と負債の公正価値は以下のとおりであります。

	(修正前)	(修正後)
	2019年 7 月 31 日	2019年 7 月 31 日
現金及び現金同等物	167百万円	167百万円
売掛債権	14	14
たな卸資産	341	383
その他の流動資産	16	12
有形固定資産	14	17
オペレーティングリース使用权資産	295	290
のれん	13,505	11,551
その他の無形固定資産	—	1,923
その他の固定資産	18	18
資産合計	14,370	14,375
買掛債務	222	228
短期オペレーティングリース負債	47	47
その他の流動負債	42	43
繰延税金負債	—	288
長期オペレーティングリース負債	249	249
負債合計	560	855
株主資本合計	13,810	13,520

経営成績（非監査）

I0社との企業結合が2019年4月1日に行われていたと仮定した場合の財務情報（非監査）は以下のとおりであります。

	2020年 3 月 期
売上高	187,482百万円
営業利益	6,338
当社株主に帰属する当期純利益	3,172

なお、2020年3月期の連結損益計算書に含まれているI0社の売上高は1,301百万円であり、営業損失は1,250百万円であります。

F のれん及びその他の無形固定資産

のれん

2020年3月期及び2021年3月期におけるオペレーティング・セグメント別ののれんの帳簿価額の変動は以下のとおりであります。

	2020年 3 月 期	2021年 3 月 期
	ワコール事業（海外）	ワコール事業（海外）
期首残高		
取得価額	11,954百万円	22,371百万円
減損損失累計額	—	—
帳簿価額	11,954	22,371
当期中の取得	11,551	—
減損損失	△217	△2,673
為替換算調整額	△917	1,471
期末残高		
取得価額	22,594	24,103
減損損失累計額	△223	△2,934
帳簿価額	22,371	21,169

2020年3月期において、G Tech Material Co., LTD.（以下、G Tech社）ののれん217百万円を「のれん減損損失」として計上しており、「ワコール事業（海外）」の営業費用に含めております。

2021年3月期において、Wacoal Europe Ltd.（以下、WEL社）ののれん2,673百万円を「のれん減損損失」として計上しており、「ワコール事業（海外）」の営業費用に含めております。

なお、公正価値の測定については、「注記2－S 公正価値の測定」に記載しております。

その他の無形固定資産

2020年3月31日及び2021年3月31日におけるのれんを除く無形固定資産の内訳は以下のとおりであります。

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額	取得価額	償却累計額及び減損損失累計額
償却対象				
ブランド	6,670百万円	2,076百万円	7,479百万円	2,748百万円
ソフトウェア	16,039	8,163	17,910	9,273
その他	2,534	1,022	2,544	1,256
計	25,243	11,261	27,933	13,277
非償却対象				
商標権	5,316	4,827	5,316	4,827
その他	76	—	75	—
計	5,392	4,827	5,391	4,827

2020年3月期に取得したその他の無形固定資産は、5,313百万円であり、主なものはブランド及びソフトウェアであります。2021年3月期に取得したその他の無形固定資産は、3,073百万円であり、主なものはソフトウェアであります。なお、ブランド及びソフトウェアの見積耐用年数はそれぞれ10年及び5年であります。

2020年3月期において、(株)ピーチ・ジョンの商標権について、再評価を行った結果、191百万円を「その他の無形固定資産減損損失」に計上しており、「ピーチ・ジョン事業」の営業費用に含めております。また、A Tech Textile Co., Ltd.（以下、A Tech社）のソフトウェアについて、65百万円を「その他の無形固定資産減損損失」に計上しており、「ワコール事業（海外）」の営業費用に含めております。

2021年3月期において、Taiwan Peach John Ltd.のソフトウェアについて、12百万円を「その他の無形固定資産減損損失」に計上しており、「ピーチ・ジョン事業」の営業費用に含めております。

なお、公正価値の測定については、「注記2－S 公正価値の測定」に記載しております。

その他の無形固定資産に係る2020年3月期及び2021年3月期における償却費の総額と翌期以降の償却費に計上される見込額は以下のとおりであります。

償却費総額	
2020年3月期	2,484百万円
2021年3月期	2,989
償却費見込額	
2022年3月期	2,912
2023年3月期	2,834
2024年3月期	2,416
2025年3月期	1,782
2026年3月期	1,040
計	10,984

G 短期借入金及び長期債務

2020年3月31日及び2021年3月31日における短期借入金の内訳は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
無担保銀行借入金	3,364百万円	40,672百万円

2020年3月31日及び2021年3月31日における短期借入金の加重平均利率はそれぞれ0.3%及び0.2%であります。2020年3月31日及び2021年3月31日における短期銀行借入に係る未使用の借入枠は、それぞれ28,657百万円及び37,614百万円であります。

2020年3月31日及び2021年3月31日における長期債務の内訳は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
担保付銀行借入金	35百万円	15百万円
固定利率：0.6%		
最終返済期日：2022年3月期		
無担保銀行借入金	50	1,518
固定利率：0.0～1.8%		
最終返済期日：2026年3月期		
計	85	1,533
1年内返済予定額	△50	△35
差引	35	1,498

2021年3月31日における長期債務の年度別返済予定額は以下のとおりであります。

2022年3月期	35百万円
2023年3月期	—
2024年3月期	—
2025年3月期	—
2026年3月期	1,498
計	1,533

2020年3月31日及び2021年3月31日における一部の子会社が担保に供している資産は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
	帳簿価額	帳簿価額
土地	150百万円	150百万円
建物	146	124
計	296	274

日本における慣行として、短期及び長期の借入金については、貸主である銀行と一般的な取引約定書を締結しており、この約定のもとでは、銀行からの要求があれば、現在及び将来の債務に対し、担保や保証の提供を行うことがあります。また銀行は支払期限の到来した債務と銀行預金とを相殺し、また、債務不履行の場合には全ての債務と相殺する権利を有しております。

H リース

貸手のリース

2020年3月期及び2021年3月期におけるオペレーティングリース収益は以下のとおりであります。なお、リース収益は連結損益計算書の売上高及びその他の損益（純額）に含まれております。

	2020年3月期	2021年3月期
オペレーティングリース収益	2,392百万円	1,741百万円

2020年3月31日において、オペレーティングリースに供している資産の取得価額は、土地2,756百万円、建物及び構築物516百万円であり、当該資産の減価償却累計額は413百万円であります。これらは、連結貸借対照表の有形固定資産に含めております。

2021年3月31日において、オペレーティングリースに供している資産の取得価額は、土地2,756百万円、建物及び構築物513百万円であり、当該資産の減価償却累計額は416百万円であります。これらは、連結貸借対照表の有形固定資産に含めております。

2021年3月31日における将来のオペレーティングリースによる年度別収益額は、以下のとおりであります。なお、当社グループのリース収益の大部分を占めるマネキン、ボディ、陳列什器のレンタルについては、契約期間が極めて短いため、以下の年度別収益額には含めておりません。

2022年3月期	249百万円
2023年3月期	187
2024年3月期	186
2025年3月期	127
2026年3月期	93
2027年3月期以降	1,204
計	2,046

借手のリース

2020年3月期及び2021年3月期におけるリース費用は、以下のとおりであります。なお、リース費用は、連結損益計算書の売上原価、販売費及び一般管理費に計上しております。

なお、リース条件変更として取り扱わなかったことにより認識した損益は550百万円であり、リース負債の測定に含まれない変動リース料より減額して表示しております。

	2020年3月期	2021年3月期
オペレーティングリース費用	4,945百万円	5,121百万円
短期リース費用	635	535
リース負債の測定に含まれない変動リース料	1,295	424
計	6,875	6,080

2020年3月期及び2021年3月期におけるオペレーティングリースに係る連結キャッシュ・フロー計算書情報は、以下のとおりであります。

	2020年3月期	2021年3月期
リース負債の測定に含まれた現金支払額	4,798百万円	4,542百万円
リース負債との交換で取得した使用権資産に係る非現金取引	5,483	4,523

2020年3月期及び2021年3月期におけるオペレーティングリースにおける加重平均残存リース期間及び加重平均割引率は、以下のとおりであります。

	2020年3月期	2021年3月期
加重平均残存リース期間	63.0ヶ月	60.1ヶ月
加重平均割引率	1.7%	1.7%

2021年3月31日における将来のオペレーティングリース費用の年度別支払金額は、以下のとおりであります。

2022年3月期	4,602百万円
2023年3月期	2,841
2024年3月期	1,682
2025年3月期	1,223
2026年3月期	866
2027年3月期以降	2,466
最低支払リース料計	13,680
利息費用	△749
リース負債計	12,931

なお、2021年4月1日以降に開始する重要なリース契約は、2021年3月31日時点において認識しておりません。

I 資産除去債務

当社グループは、リース契約の終了時におけるリース物件の原状回復費用に係る法的債務について、公正価値により資産除去債務として計上しております。

2020年3月期及び2021年3月期における資産除去債務の変動は以下のとおりであります。

	2020年3月期	2021年3月期
期首残高	813百万円	827百万円
増加費用	3	3
当期発生	63	38
当期決済	△52	△41
為替変動による影響	0	△1
期末残高	827	826

J 退職金及び退職年金

従業員退職年金制度

当社の一部の子会社は、ほぼすべての従業員を対象として退職金及び退職年金制度を有しております。その金額は従業員の勤務年数、会社での職責及び成果に基づいて決められております。退職が自己都合によるもの以外又は死亡による場合は、通常、自己都合の場合よりも多い金額を受け取ることができます。

当社の一部の子会社は、いくつかの退職金制度を有しており、確定給付企業年金制度及び外部拠出のない退職一時金制度等が採用されております。

確定給付企業年金制度のもとでは、退職金は、定年や早期退職の場合は一括で支給されますが、一定の条件で年金とすることもできます。

その他の年金制度は、退職一時金の支給と一定の条件での年金支給のどちらかとなりますが、従業員が定年に達する前に退職する場合は、通常、一括で支給されます。

確定給付年金制度

保険数理計算に基づいて算定された将来支給予測額の現価額、年金資産の公正価値の増減及び関連情報は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
退職給付債務の現価額の増減		
退職給付債務の現価額の期首残高	38,681百万円	37,674百万円
勤務費用	1,243	1,109
利息費用	176	180
従業員負担の拠出額	60	59
保険数理計算に基づく数理差異	△217	△902
過去勤務債務に基づく差異	253	—
年金資産からの年金給付額	△961	△950
年金資産からの一時金給付額	△1,275	△1,097
会社からの一時金給付額	△289	△301
為替変動による影響	3	△5
退職給付債務の現価額の期末残高	37,674	35,767
年金資産の公正価値の増減		
年金資産の期首残高	40,680	40,464
年金資産の実際運用収益	1,375	4,121
会社負担の年金拠出額	579	594
従業員負担の拠出額	60	59
年金給付額	△961	△950
一時金給付額	△1,275	△1,097
為替変動による影響	6	24
年金資産の期末残高	40,464	43,215
積立状況	2,790	7,448

2020年3月31日及び2021年3月31日における連結貸借対照表での認識額は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
前払年金費用	4,974百万円	9,533百万円
その他の流動負債	△115	△143
退職給付に係る負債	△2,069	△1,942
計	2,790	7,448

2020年3月31日及び2021年3月31日におけるその他の包括損益累計額での認識額は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
数理差異	△5,048百万円	△164百万円
過去勤務債務	△253	△232
	△5,301	△396

2020年3月31日及び2021年3月31日における確定給付年金制度の累積給付債務残高は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
累積給付債務	37,532百万円	35,658百万円

2020年3月31日及び2021年3月31日における予測給付債務が年金資産の公正価値を上回る退職給付制度の予測給付債務残高と年金資産の公正価値及び累積給付債務が年金資産の公正価値を上回る退職給付制度の累積給付債務残高と年金資産の公正価値は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
予測給付債務が年金資産の公正価値を上回る退職給付制度		
予測給付債務	3,075百万円	2,971百万円
年金資産の公正価値	738	735
累積給付債務が年金資産の公正価値を上回る退職給付制度		
累積給付債務	3,075	2,971
年金資産の公正価値	738	735

2020年3月期及び2021年3月期における純期間年金費用は以下の項目から構成されております。

	2020年3月期	2021年3月期
勤務費用	1,243百万円	1,109百万円
利息費用	176	180
年金資産の長期期待運用収益	△1,006	△1,015
数理差異の償却額	1,186	876
過去勤務債務の償却額	—	21
純期間年金費用	1,599	1,171

数理差異と過去勤務債務の未償却残高については、12年以内の平均残存勤務年数にわたって、それぞれ定率法及び定額法により償却しております。

2020年3月期及び2021年3月期におけるその他の包括損益に認識された年金資産及び退職給付債務の変動は以下のとおりであります。

	2020年3月期	2021年3月期
数理差異の発生額	586百万円	4,008百万円
数理差異の償却額	1,186	876
過去勤務債務の発生額	△253	—
過去勤務債務の償却額	—	21
計	1,519	4,905

当社の一部の子会社は3月31日を退職給付債務の測定日としております。2020年3月31日及び2021年3月31日において、退職給付債務及び純期間年金費用の算定に用いた前提条件は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
前提条件		
保険数理上の前提条件－退職給付債務		
割引率	0.5%	0.6%
キャッシュバランプランに係る予想再評価率	0.9	0.9
保険数理上の前提条件－純期間年金費用		
割引率	0.5%	0.5%
給与水準の予想上昇率	5.3	5.3
年金資産の長期期待運用収益率	2.5	2.5
キャッシュバランプランに係る予想再評価率	0.9	0.9

当社の一部の子会社は、国内社債の利回りに基づいて割引率を設定しております。具体的には割引率は2021年3月31日における国内社債のうち満期までの期間が予想される将来の給付支払の時期までの期間と同じ銘柄の利回りを基礎としております。

当社の一部の子会社はポイント制を採用しているため、退職給付債務の算定に際して、昇給率を使用しておりません。

長期期待運用収益率は、持分証券及び負債証券等の投資対象資産グループ別の長期期待運用収益に基づいて設定しております。各投資対象資産の長期期待運用収益率は、時系列データに基づいた経済成長率並びにインフレ率についての予測に基づいて決定しております。長期期待運用収益率は持分証券26.0%、負債証券54.0%、生保一般勘定18.0%及び短期資金2.0%の資産構成を前提として算定しております。

当社の一部の子会社の投資政策は、実際のポートフォリオを目標となる資産構成の予定範囲内で維持していくこととあります。投資は、多様化されており、主に持分証券や負債証券で構成されております。当社の一部の子会社は、退職年金の見積り支給時期別の支給額に対して適切なポートフォリオを設定していると考えております。

2020年3月31日及び2021年3月31日における当社の一部の子会社の年金資産の構成は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
持分証券	44.7%	48.8%
負債証券	31.1	28.6
生保一般勘定	9.3	7.5
不動産	3.2	6.5
短期資金	11.7	8.6

目標となる年金資産の構成は、年金委員会で検討し承認されております。2020年3月31日及び2021年3月31日における年金資産の構成が想定と異なるのは、年金委員会が関与していない持分証券の追加拠出によるものであります。(株)ワコールと従業員との間の契約に基づき、(株)ワコールは一定の持分証券を年金資産として追加拠出しております。従って、年金資産全体に対する持分証券の実際に占める割合は想定より高くなっており、同様に、年金資産に負債証券等が実際に占める割合は想定より低くなっております。

2020年3月31日及び2021年3月31日における公正価値のレベルによって区分した当社の一部の子会社の年金資産の内訳は以下のとおりであります。なお、各レベルの内容については「注記2－S 公正価値の測定」に記載しております。

2020年3月31日				
	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純資産価値以外で評価するもの				
持分証券				
国内株式	9,707百万円	－百万円	－百万円	9,707百万円
外国株式	43	－	－	43
負債証券				
外国国債	216	－	－	216
生保一般勘定	－	3,773	－	3,773
その他				
短期資金	－	2,209	－	2,209
純資産価値に基づくもの				
持分証券				
合同運用信託	－	－	－	5,227
負債証券				
合同運用信託	－	－	－	8,145
その他				
ヘッジファンド	－	－	－	3,634
合同運用信託	－	－	－	7,510
	9,966	5,982	－	40,464

(注) 1 純資産価値（またはその同等物）で公正価値を測定する特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類しておりません。この表の公正価値は、公正価値ヒエラルキーの金額を連結貸借対照表上の表示額に調整するために表示しております。

2 持分証券の合同運用信託は、約52%を国内株式、約48%を外国株式に投資しております。

3 負債証券の合同運用信託は、約83%を外国国債、約17%を社債に投資しております。

4 ヘッジファンドは、負債証券及び持分証券のロング・ショートファンドとなっております。

5 その他の合同運用信託は、約20%を社債、約0%を国内株式、約29%を外国株式、約17%を不動産、約34%を短期資金に投資しております。

2021年3月31日

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
純資産価値以外で評価するもの				
持分証券				
国内株式	10,934百万円	－百万円	－百万円	10,934百万円
負債証券				
社債	－	81	－	81
外国国債	112	－	－	112
生保一般勘定	－	3,255	－	3,255
その他				
短期資金	－	1,828	－	1,828
純資産価値に基づくもの				
持分証券				
合同運用信託	－	－	－	7,084
負債証券				
合同運用信託	－	－	－	7,526
その他				
ヘッジファンド	－	－	－	3,671
合同運用信託	－	－	－	8,724
	11,046	5,164	－	43,215

(注) 1 純資産価値（またはその同等物）で公正価値を測定する特定の投資は、公正価値ヒエラルキーに分類しておりません。この表の公正価値は、公正価値ヒエラルキーの金額を連結貸借対照表上の表示額に調整するために表示しております。

2 持分証券の合同運用信託は、約51%を国内株式、約49%を外国株式に投資しております。

3 負債証券の合同運用信託は、約89%を外国国債、約11%を社債に投資しております。

4 ヘッジファンドは、負債証券及び持分証券のロング・ショートファンドとなっております。

5 その他の合同運用信託は、約22%を社債、約1%を国内株式、約24%を外国株式、約32%を不動産、約21%を短期資金に投資しております。

持分証券と負債証券のうちレベル1に区分されるものは、主に同一商品の公表価格により評価しております。レベル2に区分される生保一般勘定は契約時に定められた元本及び利息が保証されており、元本と予定利率に基づき評価をしております。合同運用信託は、ファンドが提供する純資産価値に基づき評価しております。

当社の一部の子会社は、日本の税法で認められた方法に基づいて計算された金額の拠出を年金資産への拠出の基本的な方針としております。当社の一部の子会社は2022年3月31日終了連結会計年度において、退職年金制度に対して571百万円の拠出を見込んでおります。

将来にわたる予想給付額は以下のとおりであります。

2022年3月期	2,194百万円
2023年3月期	2,404
2024年3月期	2,129
2025年3月期	2,184
2026年3月期	2,198
2027年3月期以降	10,764

確定拠出年金制度

当社の一部の子会社は、確定拠出年金制度を採用しております。2020年3月期及び2021年3月期において、費用として計上された確定拠出年金制度への拠出額はそれぞれ407百万円及び327百万円であります。

役員退職慰労金制度

当社及び一部の子会社の役員に対する退職慰労金は、退任時に一括して支払われ、支払前に株主総会の承認が必要となります。2020年3月31日及び2021年3月31日における当社及び一部の子会社の当該負債の残高は、それぞれ344百万円及び346百万円であり、これらはその他の固定負債に計上しております。なお、当社は、2005年6月に株主総会の承認を得て、この役員退職慰労金制度を廃止しました。各個人に対する退職金は2005年6月29日付で固定され、それぞれの役員が退任するまで凍結されます。その他一部の子会社については、役員退職慰労金制度を有しており、米国財務会計基準審議会会計基準書715「報酬－退職給付」に従い、役員が期末において退任した場合の要支給額を退職給付に係る負債として計上しております。

K 契約債務及び偶発債務

当社は、2020年3月16日に滋賀県守山市に保有する守山流通センターの増築工事に関連し、4,290百万円の工事監理契約及び工事請負契約を締結しました。

2021年3月31日における当該契約に係る契約債務は3,390百万円であります。

なお、2021年3月31日における契約債務の年度別支払予定額は以下のとおりであります。

2022年3月期	3,200百万円
2023年3月期	190
計	3,390

L 株式報酬制度

当社は、当社及び当社子会社である㈱ワコーの取締役（社外取締役は除く）を対象に、株価上昇によるメリットのみならず株価下落によるリスクまでも株主の皆様と共有し、株価上昇及び企業価値向上への貢献意欲を一層高めること等を目的として、新株予約権を割り当てる株式報酬型ストックオプション制度を採用しております。付与対象者は、新株予約権を行使することにより株式1株当たりの払込金額を1円とした新株予約権1個当たり当社の普通株式100株（2017年9月1日以前に付与した新株予約権については、1個当たり当社の普通株式500株）の交付を受けることができます。株式報酬費用は、付与日の公正価値で見積もられ、受給権確定期間にわたって費用配分しております。

新株予約権は、取締役委任期間1年間で比例的に確定し、当社及び㈱ワコーの取締役、監査役及び執行役員のいずれの地位をも喪失した日の翌日より5年が経過する日と付与日から20年を経過する日のいずれか早く到来する日までの間行使可能であります。

なお、当期に付与した公正価値の見積りには、ブラック・ショールズ・モデルを用いており、その見積りに使用した基礎数値は次のとおりであります。見積り配当率は、当社の過去1年間の実績配当金及び付与日における当社株式の終値に基づいております。見積りボラティリティは、当社の見積り権利行使期間に対応した過去の日次株価のボラティリティに基づいております。リスク・フリー利子率は、見積り権利行使期間に対応した日本国債の付与日時点の利率に基づいております。見積り権利行使期間は、対象となる取締役が内規で定められた退職年齢まで取締役として勤務し、地位喪失と同時に権利行使すると仮定した場合の全取締役の平均残存勤務期間に基づいております。

	2020年3月期	2021年3月期
公正価値見積りの基礎数値		
見積り配当率	2.6%	3.0%
見積りボラティリティ	25.0%	23.6%
リスク・フリー利子率	△0.2%	△0.2%
見積り権利行使期間	4.0年	3.6年

2021年3月期におけるストックオプションの増減は以下のとおりであります。

	株数 (株)	加重平均 行使価格 (円)	加重平均 残存期間 (年)	本源的 価値総額 (百万円)
期首現在未行使残高	255,900	1		
当期付与	35,700	1		
当期権利行使	18,500	1		
期末現在未行使残高	273,100	1	13.61	670
期末現在行使可能残高	18,300	1	2.84	45

2020年3月期及び2021年3月期において、行使されたストックオプションの本源価値総額は、それぞれ62百万円及び41百万円であります。

販売費及び一般管理費に計上された株式報酬費用及び繰延税額は、2020年3月期において、それぞれ71百万円及び22百万円、2021年3月期において、それぞれ63百万円及び19百万円であります。

2020年3月期及び2021年3月期において、付与されたストックオプションの付与日における公正価値の加重平均は、それぞれ2,516円及び1,768円であります。

2021年3月31日において、権利が確定していない新株予約権に関連する未認識費用は11百万円であり、この費用は今後3ヶ月の加重平均期間にわたって認識される予定です。

M 資本

2020年3月期及び2021年3月期における当社株主に帰属する当期純利益及び非支配持分株主との資本取引による資本剰余金の変動額の内訳は以下のとおりであります。

	2020年3月期	2021年3月期
当社株主に帰属する当期純利益	3,472百万円	7,025百万円
非支配持分株主との資本取引に伴う資本剰余金の変動額		
追加持分の取得	—	△740
当社株主に帰属する当期純利益及び		
非支配持分株主との資本取引に伴う資本剰余金の変動額	3,472	6,285

N その他の包括損益

2020年3月期及び2021年3月期におけるその他の包括損益累計額の変動額は以下のとおりであります。

	2020年3月期	
	為替換算調整勘定	年金債務調整勘定（注）
期首残高（税引後）	1,551百万円	△5,679百万円
当期発生額		
税引前	△2,529	265
税金費用	△3	△140
税引後	△2,532	125
再組替調整額		
税引前	—	1,357
税金費用	—	△397
税引後	—	960
非支配持分に帰属する		
その他の包括損益（税引後）	△52	—
期末残高（税引後）	△1,033	△4,594

	2021年3月期	
	為替換算調整勘定	年金債務調整勘定（注）
期首残高（税引後）	△1,033百万円	△4,594百万円
当期発生額		
税引前	2,685	4,067
税金費用	△37	△1,229
税引後	2,648	2,838
再組替調整額		
税引前	—	1,056
税金費用	—	△303
税引後	—	753
非支配持分に帰属する		
その他の包括損益（税引後）	155	△5
期末残高（税引後）	1,770	△1,008

（注） 年金債務調整勘定の再組替調整額（税引前）は、その他の損益（純額）に含まれております。

○ 法人税等

わが国における法人所得税は、法人税、住民税及び事業税からなっており、これらわが国における税金の法定税率を基礎として計算した法定実効税率は、2020年3月期及び2021年3月期において、いずれも30.6%であります。

また、海外子会社に対しては、その所在国における法人所得税が課せられます。

連結損益計算書上の法人税等負担率は、以下の事由により法定実効税率と相違しております。

	2020年3月期	2021年3月期
法定実効税率	30.6%	30.6%
増加（△減少）の理由		
損金不算入費用	7.3	2.4
評価性引当金	10.3	△1.8
関係会社の未分配利益	2.3	△0.2
海外子会社の税率差	△7.2	0.1
税額控除	△2.0	△0.7
未認識税務ベネフィット	△1.0	△0.6
のれん減損損失	1.3	7.4
税率変更による影響	△0.1	△0.2
その他	△8.2	0.8
法人税等負担率	33.3	37.8

繰延税金資産・負債を構成する一時差異と繰越欠損金の内訳は以下のとおりであります。

	2020年3月31日		2021年3月31日	
	繰延税金資産	繰延税金負債	繰延税金資産	繰延税金負債
返金負債	734百万円	－百万円	598百万円	－百万円
貸倒引当金	15	－	26	－
未払金	205	－	167	－
在庫の評価減	1,089	－	1,176	－
賞与引当金	882	－	790	－
固定資産圧縮記帳	－	1,839	－	1,842
関係会社の未分配利益	－	2,485	－	2,496
有価証券・投資の未実現損益	－	5,848	－	8,841
投資の交換益	－	416	－	416
長期前払費用	137	－	94	－
事業税	352	－	62	－
有給休暇の未払	741	－	774	－
オペレーティングリース	－	3,580	－	4,069
使用権資産	－	－	－	－
オペレーティングリース負債	3,616	－	4,159	－
資産除去債務	250	－	257	－
前払年金費用	－	720	－	2,140
退職給付に係る負債	611	－	646	－
返品資産	－	266	－	184
減価償却超過及び減損損失	1,591	－	1,517	－
繰越欠損金	2,388	－	3,025	－
無形固定資産	－	1,151	－	1,213
その他の一時差異	36	277	677	463
小計	12,647	16,582	13,968	21,664
評価性引当金	△2,858	－	△2,947	－
合計	9,789	16,582	11,021	21,664

2020年3月期及び2021年3月期における評価性引当金の変動額はそれぞれ681百万円及び89百万円の増加であります。

また、2020年3月期及び2021年3月期において、繰越欠損金をそれぞれ245百万円及び413百万円使用し、29百万円及び77百万円の便益を認識しております。

2021年3月31日における一部の子会社の税務上の繰越欠損金使用期限別残高は以下のとおりであり、将来の課税所得と相殺されます。

2022年3月期	396百万円
2023年3月期	526
2024年3月期	355
2025年3月期	709
2026年3月期	1,417
2027年3月期	570
2028年3月期	155
2029年3月期	1,005
2030年3月期	888
2031年3月期	1,029
2032年3月期以降	3,260
計	10,310

2020年3月31日及び2021年3月31日において、永久的に再投資すると考えている海外子会社及び海外合弁会社の未分配利益はありません。

2020年3月期及び2021年3月期における未認識税務ベネフィットの期首残高と期末残高の調整は次のとおりであります。

	2020年3月期	2021年3月期
期首残高	101百万円	2百万円
当期の税務ポジションに関連する増加	1	1
前期以前の税務ポジションに関連する減少	△100	—
期末残高	2	3

未認識税務ベネフィットのうち、認識された場合、実効税率に影響を与える金額は2020年3月31日及び2021年3月31日において、それぞれ2百万円及び3百万円であります。

当社グループは、未認識税務ベネフィットに関連する利息と課徴金については連結損益計算書における法人税等に含めております。2020年3月期及び2021年3月期において、連結損益計算書で認識された利息及び課徴金の金額には重要性はありません。

当社グループは、日本及び海外各国の税務当局に法人税の申告をしております。日本では、2017年度以前の連結会計年度について、いくつかの例外を除いて、税務当局の通常の税務調査が終了しております。他の国においては、2010年度以前の連結会計年度について、いくつかの例外を除いて、税務当局の通常の税務調査が終了しております。また、国内、米国及びアジアの一部の子会社において、それぞれ2007年度、2010年度及び2016年度までの移転価格税制の調査が終了しております。

P 収益

当社グループは、主に、インナーウェア（主に婦人のファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア及びリトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他の繊維製品及び関連製品等（以下、製品）の販売を行っており、国内外の小売業又は卸売業を営む企業や消費者等を顧客としております。オペレーティング・セグメント別、製品別及び地域別に細分化した収益については、「注記2－U セグメント情報」に記載しております。

当社グループの製品の販売については、顧客に製品を引渡した時点で履行義務が充足されるため、その時点で収益を認識しております。ただし、委託販売については、最終消費者に製品が販売された時点で収益を認識しております。

当社グループは、通常、履行義務を充足した時点で、顧客に対して取引価格を請求し、その後短期間で回収をしております。

当社グループの収益は、取引価格から値引、リベート等を控除した金額で算定しております。また、製品の販売にあたっては、顧客から返品が発生することが想定されます。取引価格の算定に際し、過年度の実績等を考慮して顧客に対する予想返金を見積り、収益から控除しております。

顧客との契約から生じた契約負債のうち、主なものはポイントに係るものであります。

当社の一部の子会社は、販売促進を目的としてポイント制度を導入しており、商品の購入時等に顧客にポイントを付与しております。顧客に付与されたポイントは履行義務として識別され、ポイントの使用時に履行義務が充足されます。今後3年間にわたり、使用又は期限切れにより充足される見込みです。期末日時点で未使用のポイントは契約負債として計上され、その金額は過年度の使用実績等を考慮して見積もっております。また、契約負債は「その他の流動負債」に含めて処理しており、2020年3月31日及び2021年3月31日における契約負債の残高は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
契約負債	917百万円	1,275百万円

2020年3月期及び2021年3月期において認識した収益のうち、期首時点では契約負債の残高に含まれていた金額は、それぞれ494百万円及び661百万円であります。

Q 1株当たり情報

1株当たりの当社株主に帰属する当期純利益は、発行済の普通株式の加重平均株式数に基づき算出しております。なお、希薄化後1株当たり当社株主に帰属する当期純利益については、ストックオプションが行使され発行済株式数が増加した場合の希薄化への影響を考慮して算出しております。

	2020年3月期	2021年3月期
純利益（分子）		
当社株主に帰属する当期純利益	3,472百万円	7,025百万円
株式数（分母）		
基本的1株当たり純利益算定のための加重平均株式数	63,989,561株	62,406,826株
ストックオプションの付与による希薄化の影響	252,683	263,933
希薄化後の1株当たり純利益算定のための加重平均株式数	64,242,244	62,670,759

R 金融商品及びリスクの集中

公正価値

	2020年3月31日	
	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券	656百万円	657百万円
投資	43,904	43,908
資産合計	44,560	44,565
負債		
長期債務（1年内返済予定含む）	85	85
負債合計	85	85
	2021年3月31日	
	帳簿価額	公正価値
資産		
有価証券	253百万円	255百万円
投資	51,603	51,603
資産合計	51,856	51,858
負債		
長期債務（1年内返済予定含む）	1,533	1,532
負債合計	1,533	1,532

その他の金融商品は、残存期間が短いため、連結貸借対照表計上額と公正価値とは概ね等しくなっております。また、為替予約及び通貨スワップの公正価値等の情報は「注記２－Ｓ 公正価値の測定」に記載しております。

有価証券及び投資

有価証券及び投資のうち、負債証券に分類された満期保有目的有価証券の公正価値は、レベル１に基づいて測定しております。その他の負債証券及び持分証券については、「注記２－Ａ 有価証券及び投資」及び「注記２－Ｓ 公正価値の測定」に記載しております。

長期債務

当社グループの長期債務の公正価値は、新たに同一残存期間の借入を同様の条件の下で行う場合に適用される利率を使用し、将来の見積りキャッシュ・フローを割引くことにより算定しております。これらの公正価値はレベル２に基づいて測定しております。

見積りの使用

公正価値の見積りは、関連する市場や金融商品についての情報をもとに、特定の時点において行われております。これらの見積りは当社が実施しており、不確実性で見積りに係る当社の重要な判断を含んでいるため、精緻に計算することはできません。前提条件の変更により、当該見積りに重要な影響を与える可能性があります。

リスクの集中

当社グループの事業は、主として日本の小売業界における多数の取引先に対する婦人下着の販売によって構成されており、その取引先には大手の百貨店、量販店及びその他の一般小売店等が含まれます。

S 公正価値の測定

米国財務会計基準審議会会計基準書820「公正価値による測定及び開示」は、公正価値を「測定日における市場参加者の間での通常の取引において、資産を売却して受け取る、又は負債を移転するために支払う価格」と定義し、公正価値をその測定のために使用するインプットの内容に応じて３つのレベルに区分することを規定しております。各レベルの内容は以下のとおりであります。

- ・レベル１・・・測定日現在において入手可能な活発な市場における同一の資産又は負債の公表価格
- ・レベル２・・・レベル１に含まれる公表価格以外で、直接的又は間接的に観察可能なインプットに基づいて算出された公正価値
- ・レベル３・・・観察不能なインプットを含む評価技法から算出された公正価値

2020年３月31日及び2021年３月31日において、当社グループが保有する継続的に公正価値で評価を行っている金融資産及び負債の内訳は以下のとおりであります。

2020年３月31日				
	レベル１	レベル２	レベル３	合計
資産				
投資				
株式	40,920百万円	－百万円	2,561百万円	43,481百万円
投資信託	94	－	－	94
小計	41,014	－	2,561	43,575
金融派生商品				
為替予約	－	57	－	57
資産合計	41,014	57	2,561	43,632
負債				
金融派生商品				
為替予約	－	24	－	24
通貨スワップ	－	72	－	72
小計	－	96	－	96
条件付取得対価	－	－	3,874	3,874
負債合計	－	96	3,874	3,970

2021年3月31日

	レベル1	レベル2	レベル3	合計
資産				
有価証券				
投資信託	31百万円	－百万円	－百万円	31百万円
投資				
株式	48,920	－	2,592	51,512
投資信託	91	－	－	91
小計	49,011	－	2,592	51,603
金融派生商品				
為替予約	－	53	－	53
資産合計	49,042	53	2,592	51,687
負債				
金融派生商品				
通貨スワップ	－	23	－	23
条件付取得対価	－	－	2,901	2,901
負債合計	－	23	2,901	2,924

有価証券及び投資のうちレベル1に区分されるものは、十分な取引量と頻度のある活発な市場における公表価格を調整せずに用いて評価しております。「注記2－A 有価証券及び投資」に記載のとおり、負債証券の公正価値の下落が一時的でないと判断された場合に、評価損を計上しております。

レベル2の為替予約及び通貨スワップは、活発な市場又は活発でない市場における観察可能な市場データに基づいて国際的金融機関が算出した評価額を用いて評価しております。「注記2－T デリバティブ」に記載のとおり、当社グループが保有する為替予約及び通貨スワップについてはヘッジとして指定していないため、公正価値の変動は損益として計上しております。

レベル3の株式は、市場性のない持分証券であり、財務指標等をインプットとして使用した類似企業比較法又はその他の適切な評価方法を用いて評価しております。観測不能なインプットを合理的に考え得る代替的な仮定に変更した場合に見込まれる公正価値の増減は重要ではありません。条件付取得対価は、市場で観察不能なインプットに基づいたモンテカルロ法を用いて評価しております。割引率やボラティリティが下落した場合、負債が増加する可能性があります。なお、条件付取得対価のうち、対価が確定した1,262百万円は連結貸借対照表の未払金に含まれております。

2020年3月期及び2021年3月期において、レベル3に分類された継続的に公正価値により評価される資産及び負債の増減は以下のとおりであります。

	2020年3月期	
	投資	条件付取得対価
期首残高	2,287百万円	－百万円
購入及び取得	276	4,172
当期純利益に含まれる額		
販売費及び一般管理費	－	△304
有価証券・投資評価損益（純額）	△2	－
当期その他の包括損益に含まれる額		
為替換算調整勘定	－	6
期末残高	2,561	3,874
当期純利益に含まれる額のうち、 当期末に保有する資産及び負債の未実現損益	△2	△304

2021年3月期		
	投資	条件付取得対価
期首残高	2,561百万円	3,874百万円
売却及び決済	△18	△1,061
当期純利益に含まれる額		
販売費及び一般管理費	—	64
有価証券・投資評価損益（純額）	49	—
当期その他の包括損益に含まれる額		
為替換算調整勘定	—	24
期末残高	2,592	2,901
当期純利益に含まれる額のうち、		
当期末に保有する資産及び負債の未実現損益	49	64

2020年3月期及び2021年3月期において、継続的に公正価値で測定されたレベル3に分類される負債の評価技法及び重要な観察不能なインプットに係る情報は、以下のとおりであります。

2020年3月期				
継続的に公正価値で測定される負債	公正価値 (百万円)	評価技法	主な観察不能なインプット	範囲
条件付取得対価	3,874	モンテカルロ法	割引率 ボラティリティ	5.2% 15.0%

2021年3月期				
継続的に公正価値で測定される負債	公正価値 (百万円)	評価技法	主な観察不能なインプット	範囲
条件付取得対価	2,901	モンテカルロ法	割引率 ボラティリティ	4.5% 20.0%

2020年3月31日及び2021年3月31日において、非継続的に公正価値で測定される資産は以下のとおりであります。

2020年3月31日					
	レベル1	レベル2	レベル3	合計	減損額
建物及び構築物	—百万円	—百万円	109百万円	109百万円	△162百万円
機械装置・車両運搬具 及び工具器具備品	—	—	324	324	△607
のれん	—	—	—	—	△217
商標権	—	—	489	489	△191
ソフトウェア	—	—	14	14	△65
					△1,242

	レベル1	レベル2	レベル3	合計	減損額
土地	－百万円	－百万円	172百万円	172百万円	△526百万円
建物及び構築物	－	－	38	38	△559
機械装置・車両運搬具 及び工具器具備品	－	－	－	－	△51
のれん	－	－	9,398	9,398	△2,673
ソフトウェア	－	－	－	－	△12
					△3,821

2020年3月期において、ワコール事業（海外）に含まれるA Tech社の有形固定資産及びその他の無形固定資産を公正価値まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。その内訳は、建物162百万円、機械装置・車両運搬具及び工具器具備品607百万円、ソフトウェア65百万円であります。これは売上の低迷によりA Tech社の事業計画を引き下げたことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、期待現在価値法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などの観察不能なインプットを考慮しております。将来キャッシュ・フローは今後5年間の当社グループの予測に基づくキャッシュ・フロー、5年経過後は成長率を2.0%として見積もられたキャッシュ・フローに基づいております。キャッシュ・フローの予測には、期待収益成長率、利益率、運転資本比率が含まれております。リスク調整後割引率は、資本資産評価モデルにより決定した、加重平均資本コストを使用しております。

2020年3月期において、ワコール事業（海外）に含まれるG Tech社ののれん全額について減損損失を217百万円認識しております。これは売上の低迷によりG Tech社の事業計画を引き下げたことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、期待現在価値法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などの観察不能なインプットを考慮しております。

2020年3月期において、㈱ピーチ・ジョンの帳簿価額680百万円のその他の無形固定資産として計上されている商標権について、公正価値の489百万円で評価するとともに減損損失を191百万円認識しております。これは市況の悪化に伴い、消費の低迷が続いたことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、ロイヤリティ免除法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フロー、ロイヤリティ率、信用リスク調整後の割引率など観察不能なインプットを考慮しております。将来キャッシュ・フローは今後3年間の当社グループの予測に基づくキャッシュ・フロー、3年経過後は永続成長率を0.0～3.0%として見積もられたキャッシュ・フローに基づいております。キャッシュ・フローの予測には、報告単位ごとの期待収益成長率、利益率、運転資本比率が含まれております。ロイヤリティ率は、通常の取引で使用される割合に基づいて算出される価値を見積もって算定しております。リスク調整後割引率は、資本資産評価モデルにより決定した、加重平均資本コストに商標権に固有のリスクを調整したものを使用しております。

2021年3月期において、ワコール事業（国内）に含まれる㈱ワコールホールディングスの有形固定資産を公正価値まで減額し、当該減少額を減損損失として認識しております。その内訳は、土地526百万円、建物及び構築物99百万円であります。これは、所有する一部の資産グループについて、保有目的の変更に伴い固定資産の減損の要否を判定した結果、公正価値が帳簿価額を下回っていると判断されたことが要因となっております。公正価値の測定にあたっては、同種の資産の売買事例などに基づき、独立した鑑定機関により評価された公正価値により測定しております。

2021年3月期において、ワコール事業（国内）に含まれる㈱ワコールの帳簿価額394百万円の建物及び構築物、帳簿価額29百万円の工具器具備品について、連結子会社の帳簿価額41百万円の建物及び構築物、帳簿価額21百万円の工具器具備品について、全額減損しております。これは売上の低迷が続いたことが主な要因となっております。公正価値の測定にあたっては、期待現在価値法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などの観察不能なインプットを考慮しております。

2021年3月期において、ワコール事業（海外）に含まれるWEL社ののれんについて、感染症の影響や、英国のEU離脱後の通関費用等を踏まえた今後の業績見通しを勘案して減損の有無を検討し、公正価値を再測定した結果、減損損失を2,673百万円認識しております。公正価値の測定にあたっては、期待現在価値法を使用し、測定日において市場参加者が公正価値の測定に使用するであろう仮定に関する当社の見積りを反映した、将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などの観察不能なインプットを考慮しております。将来キャッシュ・フローは今後5年間の予測に基づくキャッシュ・フロー、5年経過後は市場の長期平均成長率を2.0%として見積もられたキャッシュ・フローに基づいております。

評価プロセス

レベル3に分類される資産、負債について、社内で承認された公正価値測定に係る評価方法を含む評価方針及び手続に従い、経理担当者又は資産評価担当者が各対象資産、負債の評価方法を決定し、公正価値を測定しております。一定金額を超える対象資産については、外部の評価専門家を利用し、その評価結果は経理担当者又は資産評価担当者がレビューしております。公正価値測定の結果は外部者評価結果を含め、帳簿計上前に経理及び資産評価部門管理者がレビューを行い、承認しております。

2020年3月期において、非継続的に公正価値で測定されたレベル3に分類される資産の評価技法及び重要な観察不能なインプットに係る情報は、以下のとおりであります。

2020年3月期				
非継続的に公正価値で測定される資産	公正価値 (百万円)	評価技法	主な観察不能なインプット	範囲
建物及び構築物	109	期待現在価値法	割引率	10.0%
機械装置・車両運搬具 及び工具器具備品	324		期待収益成長率（5年内）	△31.1～102.5%
ソフトウェア	14		成長率（5年超）	2.0%
商標権	489	ロイヤリティ免除法	割引率 ロイヤリティ率 期待収益成長率（3年内） 永続成長率（3年超）	10.3～13.9% 3.0% △14.8～24.3% 0.0～3.0%

T デリバティブ

リスク管理方針

当社グループは外国為替レートの市場変動リスクにさらされており、このリスクを管理するためにデリバティブを利用しております。デリバティブはすべて社内方針及び管理規程に基づいて管理されており、投機的な目的で保有されているデリバティブではありません。当社グループの保有するデリバティブの契約先は、いずれも国際的に信用度の高い金融機関であるため、その信用リスクはほとんどないものと判断しております。

外国為替リスク

主として国際的な事業活動に係わる外貨資産及び負債が外国為替レートの市場変動リスクにさらされており、このリスクを軽減するために先物為替予約契約及び通貨スワップ契約を行っております。

ヘッジ指定されていないデリバティブ

当社グループは、先物為替予約契約及び通貨スワップ契約について、ヘッジ会計の適用要件を満たさないため、ヘッジ指定されていないデリバティブとして分類しております。このデリバティブは経済的な観点から外国為替リスクをヘッジするために利用しております。ヘッジ指定されていないデリバティブの公正価値の変動は、直ちに損益に計上されます。

2020年3月31日及び2021年3月31日におけるデリバティブの契約残高は以下のとおりであります。

	2020年3月31日	2021年3月31日
先物為替予約契約	2,786百万円	713百万円
通貨スワップ契約	695	332

2020年3月31日及び2021年3月31日におけるデリバティブの公正価値、連結貸借対照表の計上科目は以下のとおりであります。

	2020年3月31日			
	資産		負債	
	連結貸借対照表上の計上科目	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表上の計上科目	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されていない デリバティブ				
先物為替予約契約	その他の流動資産	57	その他の流動負債	24
通貨スワップ契約	—	—	その他の流動負債	72

	2021年3月31日			
	資産		負債	
	連結貸借対照表上の計上科目	公正価値 (百万円)	連結貸借対照表上の計上科目	公正価値 (百万円)
ヘッジ指定されていない デリバティブ				
先物為替予約契約	その他の流動資産	53	—	—
通貨スワップ契約	—	—	その他の流動負債	23

2020年3月期及び2021年3月期におけるデリバティブの連結損益計算書への影響額は以下のとおりであります。

	2020年3月期		2021年3月期	
	連結損益計算書上の計上科目	金額 (百万円)	連結損益計算書上の計上科目	金額 (百万円)
ヘッジ指定されていない デリバティブ				
先物為替予約契約	その他の損益（純額）	57	その他の損益（純額）	61
通貨スワップ契約	その他の損益（純額）	△36	その他の損益（純額）	20

U セグメント情報

米国財務会計基準審議会会計基準書280は、企業のオペレーティング・セグメントに関する情報の開示を規定しており、企業の最高経営意思決定者が経営資源の配分に関する意思決定や業績評価を行うために区分した企業の構成単位に関する情報を開示することを要求しております。当社グループの報告セグメントは、ワコール事業（国内）、ワコール事業（海外）、ピーチ・ジョン事業及びその他であります。各報告セグメントで採用されている会計方針は、「注記1 連結会計方針」に記載されているものと同様であります。

なお、第1四半期連結会計期間より、当社グループ内の業績管理区分の一部見直しに伴い、ワコール事業（国内）セグメントに含めていた㈱Ai及びピーチ・ジョン事業セグメントをその他セグメントへ含めて開示しておりましたが、量的基準の判定を行った結果、その他セグメントに含めていたピーチ・ジョン事業が基準を満たしたため、第2四半期連結会計期間より報告セグメントとして記載する方法に変更しております。また、従来、ピーチ・ジョンブランドの中国国内の売上高の一部をワコール事業（海外）に含めておりましたが、当連結会計年度より、ピーチ・ジョン事業セグメントへ含めて開示しております。この変更に伴い、前連結会計年度のオペレーティング・セグメント情報は、変更後のセグメント区分に基づき組替再表示しております。

(1) オペレーティング・セグメント情報

前連結会計年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
(1) 外部顧客に対する売上高	106,112	49,808	11,224	19,616	186,760	—	186,760
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	1,107	10,570	214	5,110	17,001	(17,001)	—
計	107,219	60,378	11,438	24,726	203,761	(17,001)	186,760
営業費用	97,561	55,912	11,215	25,170	189,858	(17,001)	172,857
減価償却費	3,575	1,922	383	149	6,029	—	6,029
有形固定資産減損損失	—	769	—	—	769	—	769
のれん減損損失	—	217	—	—	217	—	217
その他の無形固定資産 減損損失	—	65	191	—	256	—	256
営業費用計	101,136	58,885	11,789	25,319	197,129	(17,001)	180,128
営業利益（△損失）	6,083	1,493	△351	△593	6,632	—	6,632
II 資産及び資本的支出							
資産	237,394	86,292	9,751	18,435	351,872	(74,184)	277,688
資本的支出	4,594	2,106	129	152	6,981	—	6,981

当連結会計年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

	ワコール 事業 (国内) (百万円)	ワコール 事業 (海外) (百万円)	ピーチ・ ジョン 事業 (百万円)	その他 (百万円)	計 (百万円)	消去 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高及び営業損益							
(1) 外部顧客に対する売上高	86,133	41,355	12,200	12,516	152,204	—	152,204
(2) セグメント間の内部売上高 又は振替高	754	8,769	219	3,827	13,569	(13,569)	—
計	86,887	50,124	12,419	16,343	165,773	(13,569)	152,204
営業費用	81,461	48,086	10,491	16,901	156,939	(13,569)	143,370
減価償却費	3,711	1,943	325	149	6,128	—	6,128
有形固定資産減損損失	1,088	25	—	23	1,136	—	1,136
のれん減損損失	—	2,673	—	—	2,673	—	2,673
その他の無形固定資産 減損損失	—	—	12	—	12	—	12
営業費用計	86,260	52,727	10,828	17,073	166,888	(13,569)	153,319
営業利益（△損失）	627	△2,603	1,591	△730	△1,115	—	△1,115
II 資産及び資本的支出							
資産	285,421	87,252	11,094	15,724	399,491	(76,730)	322,761
資本的支出	4,203	1,097	122	182	5,604	—	5,604

(注) 1 各事業の主な製品

ワコール事業（国内）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、レッグニット他

ワコール事業（海外）……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品他

ピーチ・ジョン事業……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア）、アウターウェア、その他繊維関連商品他

その他……インナーウェア（ファンデーション、ランジェリー、ナイトウェア、リトルインナー）、アウターウェア、スポーツウェア、その他繊維関連商品、マネキン人形、店舗設計・施工他

2 報告セグメントの営業利益（△損失）の合計については、連結損益計算書の営業利益（△損失）と一致しております。なお、営業利益（△損失）から税引前当期純利益までの調整については「連結損益計算書」のⅢ その他の収益・費用（△）に記載のとおりです。

3 セグメント間取引は、原価に利益を加算した金額で行われております。営業利益（△損失）については、売上高から営業費用を控除して算出しております。

(2) 製品別売上情報

製品の品種の名称	前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日) (百万円)	当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日) (百万円)
インナーウェア		
ファンデーション・ランジェリー	144,933	122,776
ナイトウェア	7,459	6,522
リトルインナー	1,014	749
小計	153,406	130,047
アウターウェア・スポーツウェア等	12,746	8,836
レッグニット	1,563	918
その他の繊維製品及び関連製品	7,545	5,354
その他	11,500	7,049
合計	186,760	152,204

(3) 地域別情報

前連結会計年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア・オセアニア (百万円)	欧米 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高				
外部顧客に対する売上高	135,273	20,596	30,891	186,760
II 長期性資産	44,014	4,034	4,035	52,083

当連結会計年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)

	日本 (百万円)	アジア・オセアニア (百万円)	欧米 (百万円)	連結 (百万円)
I 売上高				
外部顧客に対する売上高	109,464	16,301	26,439	152,204
II 長期性資産	41,918	3,536	4,304	49,758

(注) 1 国又は地域の区分の方法は地理的近接度によっております。

2 本邦以外の区分に属する主な国又は地域

アジア・オセアニア……アジア諸国及びオーストラリア

欧米……北米及びヨーロッパ諸国

3 売上高は連結会社を所在地別に分類したものであります。

4 長期性資産は有形固定資産であります。

V 後発事象

剰余金の配当

2021年5月14日開催の取締役会におきまして、2021年3月31日現在の当社株主に対して現金配当1,248百万円（1株につき20円）を実施することが決議されました。

⑥【連結附属明細表】

【社債明細表】

該当事項はありません。

【借入金等明細表】

「連結財務諸表に関する注記」の2 主な科目の内訳及び内容の説明 G 短期借入金及び長期債務の項目に記載しております。

【資産除去債務明細表】

「連結財務諸表に関する注記」の2 主な科目の内訳及び内容の説明 I 資産除去債務の項目に記載しております。

(2) 【その他】

当連結会計年度における四半期情報等

(累計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	当連結会計年度
売上高(百万円)	28,551	73,155	114,901	152,204
税引前四半期(当期)純利益又は税引前四半期純損失(△)(百万円)	△2,918	3,603	10,873	10,792
当社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は当社株主に帰属する四半期純損失(△)(百万円)	△3,195	1,782	4,972	7,025
1株当たり当社株主に帰属する四半期(当期)純利益又は1株当たり当社株主に帰属する四半期純損失(△)(円)	△51.20	28.56	79.67	112.57

(会計期間)	第1四半期	第2四半期	第3四半期	第4四半期
1株当たり当社株主に帰属する四半期純利益又は1株当たり当社株主に帰属する四半期純損失(△)(円)	△51.20	79.75	51.12	32.89

2 【財務諸表等】

(1) 【財務諸表】

① 【貸借対照表】

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
資産の部		
流動資産		
現金及び預金	11,538	45,938
関係会社短期貸付金	※1 5,135	※1 7,298
その他	※1 1,466	※1 2,179
貸倒引当金	△3,163	△3,852
流動資産合計	14,976	51,563
固定資産		
有形固定資産		
建物	18,340	17,688
構築物	218	230
機械及び装置	19	18
工具、器具及び備品	1,187	1,177
土地	18,342	17,581
建設仮勘定	100	350
有形固定資産合計	38,208	37,046
無形固定資産		
借地権	585	585
その他	1	1
無形固定資産合計	587	587
投資その他の資産		
投資有価証券	2	2
関係会社株式	101,846	101,846
関係会社長期貸付金	—	※1 315
その他	379	375
投資その他の資産合計	102,227	102,539
固定資産合計	141,024	140,173
資産合計	156,000	191,737

(単位：百万円)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
負債の部		
流動負債		
支払手形	14	13
短期借入金	—	40,000
関係会社短期借入金	※1 23,043	※1 9,802
未払金	※1 470	※1 353
未払費用	10	9
未払法人税等	110	120
賞与引当金	62	52
役員賞与引当金	12	—
その他	12	15
流動負債合計	23,737	50,367
固定負債		
繰延税金負債	841	844
その他	426	419
固定負債合計	1,267	1,263
負債合計	25,004	51,630
純資産の部		
株主資本		
資本金	13,260	13,260
資本剰余金		
資本準備金	29,294	29,294
資本剰余金合計	29,294	29,294
利益剰余金		
利益準備金	3,315	3,315
その他利益剰余金		
固定資産圧縮積立金	3,980	4,000
別途積立金	90,000	90,000
繰越利益剰余金	7,908	8,520
利益剰余金合計	105,204	105,836
自己株式	△17,330	△8,875
株主資本合計	130,428	139,514
新株予約権	568	591
純資産合計	130,996	140,106
負債純資産合計	156,000	191,737

②【損益計算書】

(単位：百万円)

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業収益		
賃貸収入	※5 4,521	※5 4,469
配当金収入	※5 8,481	※5 11,625
その他	※5 342	※5 333
営業収益合計	13,346	16,429
売上原価		
賃貸原価	1,842	1,753
売上原価合計	1,842	1,753
売上総利益	11,504	14,675
販売費及び一般管理費	※1, ※5 2,133	※1, ※5 1,925
営業利益	9,371	12,749
営業外収益		
受取利息	※5 18	※5 25
受取配当金	0	—
関係会社貸倒引当金戻入額	48	50
雑収入	※5 11	※5 13
営業外収益合計	79	89
営業外費用		
支払利息	※5 19	※5 51
関係会社貸倒引当金繰入額	314	738
雑損失	4	0
営業外費用合計	338	790
経常利益	9,111	12,048
特別利益		
固定資産売却益	—	※2 468
特別利益合計	—	468
特別損失		
固定資産除売却損	※3 9	※3 12
減損損失	—	※4 625
特別損失合計	9	637
税引前当期純利益	9,102	11,879
法人税、住民税及び事業税	423	332
法人税等調整額	△83	2
法人税等合計	340	335
当期純利益	8,762	11,544

③【株主資本等変動計算書】

前事業年度（自 2019年4月1日 至 2020年3月31日）

（単位：百万円）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13,260	29,294	3,315	4,137	90,000	9,851	107,304
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の取崩				△156		156	－
剰余金の配当						△4,906	△4,906
当期純利益						8,762	8,762
自己株式の取得							
自己株式の処分						△0	△0
自己株式の消却						△5,934	△5,934
新株予約権の行使						△20	△20
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	△156	－	△1,942	△2,099
当期末残高	13,260	29,294	3,315	3,980	90,000	7,908	105,204

	株主資本		評価・換算差額等	新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計	その他有価証券評価差額金		
当期首残高	△15,583	134,275	0	538	134,813
当期変動額					
固定資産圧縮積立金の取崩		—			—
剰余金の配当		△4,906			△4,906
当期純利益		8,762			8,762
自己株式の取得	△7,745	△7,745			△7,745
自己株式の処分	0	0			0
自己株式の消却	5,934	—			—
新株予約権の行使	63	42		△42	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			△0	71	71
当期変動額合計	△1,747	△3,846	△0	29	△3,817
当期末残高	△17,330	130,428	—	568	130,996

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

（単位：百万円）

	株主資本						
	資本金	資本剰余金	利益剰余金				
		資本準備金	利益準備金	その他利益剰余金			利益剰余金合計
				固定資産圧縮 積立金	別途積立金	繰越利益剰余金	
当期首残高	13, 260	29, 294	3, 315	3, 980	90, 000	7, 908	105, 204
当期変動額							
固定資産圧縮積立金の積立				164		△164	－
固定資産圧縮積立金の取崩				△145		145	－
剰余金の配当						△2, 496	△2, 496
当期純利益						11, 544	11, 544
自己株式の取得							
自己株式の消却						△8, 404	△8, 404
新株予約権の行使						△12	△12
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）							
当期変動額合計	－	－	－	19	－	611	631
当期末残高	13, 260	29, 294	3, 315	4, 000	90, 000	8, 520	105, 836

	株主資本		新株予約権	純資産合計
	自己株式	株主資本合計		
当期首残高	△17,330	130,428	568	130,996
当期変動額				
固定資産圧縮積立金の積立		－		－
固定資産圧縮積立金の取崩		－		－
剰余金の配当		△2,496		△2,496
当期純利益		11,544		11,544
自己株式の取得	△0	△0		△0
自己株式の消却	8,404	－		－
新株予約権の行使	51	39	△39	0
株主資本以外の項目の当期変動額（純額）			63	63
当期変動額合計	8,455	9,086	23	9,110
当期末残高	△8,875	139,514	591	140,106

【注記事項】

（重要な会計方針）

1. 資産の評価基準及び評価方法

有価証券の評価基準及び評価方法

子会社株式及び関連会社株式は移動平均法による原価法により、その他有価証券のうち時価のあるものは期末決算日の市場価格等に基づく時価法、また時価のないものは移動平均法による原価法により評価しております。なお、その他有価証券の評価差額は全部純資産直入法により処理し、売却原価は移動平均法により算定しております。

2. 固定資産の減価償却の方法

(1) 有形固定資産

定額法を採用しております。

なお、主な耐用年数は以下のとおりであります。

建物及び構築物 2～50年

機械及び装置 17年

工具、器具及び備品（一部の絵画除く） 3～20年

(2) 無形固定資産

定額法を採用しております。

なお、自社利用のソフトウェア（自社利用分）については、社内における見込利用可能期間（5年）に基づいております。

3. 引当金の計上基準

(1) 貸倒引当金

債権の貸倒損失に備えるため、一般債権については貸倒実績率により、貸倒懸念債権等特定の債権については個別に回収可能性を検討し、回収不能見込額を計上しております。

(2) 賞与引当金

従業員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

(3) 役員賞与引当金

役員に支給する賞与に充てるため、支給見込額に基づき計上しております。

4. その他財務諸表作成のための基本となる重要な事項

(1) 消費税等の会計処理

消費税等の会計処理は、税抜方式によっております。

（重要な会計上の見積り）

1. 関係会社株式

(1) 当事業年度の財務諸表に計上した金額

（単位：百万円）

	当事業年度
WACOAL EUROPE LTD. 株式	17,405

(2) 識別した項目に係る重要な会計上の見積りの内容に関する情報

市場価格のない関係会社株式は、取得原価をもって貸借対照表価額としておりますが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、損失として処理することになります。実質価額は、超過収益力を反映した価額で算定しており、その見積りにあたっては、期待現在価値法を使用し事業計画に基づく将来キャッシュ・フローや信用リスク調整後の割引率などを考慮しております。

当該見積りは、金利や税率、新型コロナウイルス感染症（以下、感染症）の収束時期を含む将来の不確実な経済条件の変動などによって影響を受ける可能性があり、金利や税率が上昇した場合、また、事業環境の変化や将来の業績見通しが悪化した場合、翌事業年度の財務諸表において、減損損失計上が必要となる可能性があります。

なお、感染症の影響について、公的機関から収束時期の統一的な見解は公表されておりませんが、当社は、感染拡大による企業業績への影響は、2022年3月期上期に一巡し、下期以降は通常の水準に回復すると仮定しております。

当事業年度において、当該仮定に基づき関係会社株式を評価した結果、減損損失は計上しておりません。

(未適用の会計基準等)

- ・「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日 企業会計基準委員会)
- ・「収益認識に関する会計基準の適用指針」(企業会計基準適用指針第30号 2021年3月26日 企業会計基準委員会)

(1) 概要

国際会計基準審議会 (IASB) 及び米国財務会計基準審議会 (FASB) は、共同して収益認識に関する包括的な会計基準の開発を行い、2014年5月に「顧客との契約から生じる収益」(IASBにおいてはIFRS第15号、FASBにおいてはTopic606)を公表しており、IFRS第15号は2018年1月1日以後開始する事業年度から、Topic606は2017年12月15日より後に開始する事業年度から適用される状況を踏まえ、企業会計基準委員会において、収益認識に関する包括的な会計基準が開発され、適用指針と合わせて公表されたものです。

企業会計基準委員会の収益認識に関する会計基準の開発にあたっての基本的な方針として、IFRS第15号と整合性を図る便益の1つである財務諸表間の比較可能性の観点から、IFRS第15号の基本的な原則を取り入れることを出発点とし、会計基準を定めることとされ、また、これまで我が国で行われてきた実務等に配慮すべき項目がある場合には、比較可能性を損なわない範囲で代替的な取扱いを追加することとされております。

(2) 適用予定日

2022年3月期の期首から適用します。

(3) 当該会計基準等の適用による影響

当該会計基準等の適用による財務諸表に与える影響はありません。

(表示方法の変更)

(「会計上の見積りの開示に関する会計基準」の適用)

「会計上の見積りの開示に関する会計基準」(企業会計基準第31号 2020年3月31日)を当事業年度の年度末に係る財務諸表から適用し、財務諸表に重要な会計上の見積りに関する注記を記載しております。

ただし、当該注記においては、当該会計基準第11項ただし書きに定める経過的な取扱いに従って、前事業年度に係る内容については記載しておりません。

(貸借対照表関係)

※1 関係会社に対する金銭債権及び金銭債務(区分表示したものを含む)

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
短期金銭債権	5,149百万円	7,310百万円
長期金銭債権	—	315
短期金銭債務	23,065	9,874

2 保証債務

他の会社の金融機関等からの借入債務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
WACOAL EUROPE LTD.	985百万円	671百万円

他の会社の債権流動化に伴う買戻義務に対し、債務保証を行っております。

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
(株)ルシアン	109百万円	84百万円

(損益計算書関係)

※1 販売費及び一般管理費のうち主要な費目及び金額は次のとおりであります。

なお、販売費に該当するものはありません。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
従業員給与手当	471百万円	454百万円
賞与引当金繰入額	62	52
役員報酬	359	345
役員賞与引当金繰入額	12	—
支払手数料	424	406

※2 固定資産売却益の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
土地	一百万円	468百万円

※3 固定資産廃棄損の内容は次のとおりであります。

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
建物	9百万円	11百万円
構築物	0	0
計	9	12

※4 減損損失

当事業年度において、当社は以下の資産グループについて減損損失を計上しております。

用途	種類	場所	金額
賃貸不動産	土地、建物及び構築物	横浜市	625百万円

当社の固定資産は、賃貸不動産が主でありグルーピングの単位は、独立したキャッシュ・フローを生み出すと認められる個別の資産グループとしております。

横浜市に所有する共用資産について、外部賃貸資産となったため固定資産の減損を検討した結果、帳簿価額に対し時価が下落している資産について、帳簿価額を回収可能価額まで減額し、当該減少額を減損損失として特別損失に計上しております。

なお、当資産グループの回収可能価額は正味売却価額により測定しており、土地、建物及び構築物については不動産鑑定評価額等により評価しております。

※5 関係会社との取引高

	前事業年度 (自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)	当事業年度 (自 2020年4月1日 至 2021年3月31日)
営業取引による取引高		
営業収益	13,309百万円	16,392百万円
その他	94	95
営業取引以外の取引による取引高	34	36

(株主資本等変動計算書関係)

前事業年度(自 2019年4月1日 至 2020年3月31日)

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2019年5月15日 取締役会	普通株式	2,346	36.00	2019年3月31日	2019年6月4日
2019年10月31日 取締役会	普通株式	2,560	40.00	2019年9月30日	2019年12月3日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,248	20.00	2020年3月31日	2020年6月3日

当事業年度（自 2020年4月1日 至 2021年3月31日）

1. 配当に関する事項

(1) 配当金支払額

決議	株式の種類	配当金の総額 (百万円)	1株当たり配当額 (円)	基準日	効力発生日
2020年5月15日 取締役会	普通株式	1,248	20.00	2020年3月31日	2020年6月3日
2020年10月30日 取締役会	普通株式	1,248	20.00	2020年9月30日	2020年12月2日

(2) 基準日が当事業年度に属する配当のうち、配当の効力発生日が翌事業年度となるもの

決議	株式の種類	配当の原資	配当金の総額 (百万円)	1株当たり 配当額(円)	基準日	効力発生日
2021年5月14日 取締役会	普通株式	利益剰余金	1,248	20.00	2021年3月31日	2021年6月4日

(有価証券関係)

子会社株式及び関連会社株式

前事業年度（2020年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
関連会社株式	2,196	3,022	826

当事業年度（2021年3月31日）

区分	貸借対照表計上額 (百万円)	時価（百万円）	差額（百万円）
関連会社株式	2,196	3,823	1,627

(注) 時価を把握することが極めて困難と認められる子会社株式及び関連会社株式の貸借対照表計上額

(単位：百万円)

区分	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
子会社株式	99,649	99,649
うち、WACOAL EUROPE LTD. 株式	17,405	17,405

これらについては、市場価格がなく、時価を把握することが極めて困難と認められることから、上表の「子会社株式及び関連会社株式」には含めておりません。

(税効果会計関係)

1. 繰延税金資産及び繰延税金負債の発生の主な原因別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
繰延税金資産		
関係会社株式評価損	2,839百万円	2,839百万円
賞与引当金	18	15
減価償却超過額及び減損損失	833	833
貸倒引当金	968	1,179
その他	319	328
繰延税金資産小計	4,981	5,197
将来減算一時差異等の合計に係る評価性引当額	△4,064	△4,275
評価性引当額小計	△4,064	△4,275
繰延税金資産合計	916	922
繰延税金負債		
固定資産圧縮積立金	1,756	1,765
その他	1	1
繰延税金負債合計	1,758	1,766
繰延税金負債の純額	841	844

2. 法定実効税率と税効果会計適用後の法人税等の負担率との差異の原因となった主要な項目別の内訳

	前事業年度 (2020年3月31日)	当事業年度 (2021年3月31日)
法定実効税率	30.6%	30.6%
増加（△減少）の理由		
益金不算入収益	△28.5	△29.9
損金不算入費用	0.4	0.3
評価性引当額	0.9	1.8
その他	0.3	0.0
税効果会計適用後の法人税等の負担率	3.7	2.8

（重要な後発事象）

該当事項はありません。

④【附属明細表】

【有形固定資産等明細表】

(単位：百万円)

区分	資産の種類	当期首 残高	当 期 増加額	当 期 減少額	当 期 償却額	当期末 残高	減価償却 累計額
有形固定 資産	建物	18,340	610	259 (93)	1,002	17,688	33,648
	構築物	218	46	8 (5)	25	230	1,642
	機械及び装置	19	—	—	1	18	13
	工具、器具及び備品	1,187	4	0	14	1,177	185
	土地	18,342	—	761 (525)	—	17,581	—
	建設仮勘定	100	800	550	—	350	—
	計	38,208	1,461	1,580 (625)	1,043	37,046	35,489
無形固定 資産	借地権	585	—	—	—	585	—
	その他	1	—	—	0	1	—
	計	587	—	—	0	587	—

(注) 1. 「当期減少額」欄の()は内数で、当期の減損損失計上額であります。

2. 「建設仮勘定」の「当期減少額」は、本勘定への振替によるものであります。

【引当金明細表】

(単位：百万円)

科目	当期首残高	当期増加額	当期減少額	当期末残高
貸倒引当金	3,163	738	50	3,852
賞与引当金	62	52	62	52
役員賞与引当金	12	—	12	—

(2) 【主な資産及び負債の内容】

連結財務諸表を作成しているため、記載を省略しております。

(3) 【その他】

該当事項はありません。

第6【提出会社の株式事務の概要】

事業年度	4月1日から3月31日まで
定時株主総会	6月中
基準日	3月31日
剰余金の配当の基準日	9月30日 3月31日
1単元の株式数	100株
単元未満株式の買取り・買増し	
取扱場所	(特別口座) 大阪市中央区伏見三丁目6番3号 三菱UFJ信託銀行株式会社 大阪証券代行部
株主名簿管理人	(特別口座) 東京都千代田区丸の内一丁目4番5号 三菱UFJ信託銀行株式会社
取次所	——
買取・買増手数料	無料
公告掲載方法	当会社の公告は、電子公告とする。ただし、事故その他やむを得ない事由によって電子公告による公告をすることができない場合は、日本経済新聞に掲載して行う。
株主に対する特典	① ワコールエッセンスチェック（当社商品券）の贈呈（権利確定3・9月末日） ・500株以上1,500株未満保有の株主様に対して 年2回 各3,000円分 ・1,500株以上保有の株主様に対して 年2回 各5,000円分 3年以上継続して保有していただいている株主様に対しては、上記金額分にそれぞれ1,000円分を加算してお送りします。 ② カタログ販売及びインターネット販売商品の株主割引 ・100株以上保有の株主様は、ワコール発行の通信販売カタログ及びインターネット販売に掲載の商品を20%にて購入いただけます。ただし、割引が適用される購入金額の上限額（割引適用前）は年額100万円といたします。

（注） 当社定款の定めにより、単元未満株主は、会社法第189条第2項各号に掲げる権利、会社法第166条第1項の規定による請求をする権利、株主の有する株式数に応じて募集株式の割当て及び募集新株予約権の割当てを受ける権利並びに単元未満株式の買増しを請求する権利以外の権利を有しておりません。

第7【提出会社の参考情報】

1【提出会社の親会社等の情報】

当社には、金融商品取引法第24条の7第1項に規定する親会社等はありません。

2【その他の参考情報】

当事業年度の開始日から有価証券報告書提出日までの間に、次の書類を提出しております。

(1) 有価証券報告書及び その添付書類並びに確認書	事業年度 (第72期)	自 2019年4月1日 至 2020年3月31日	2020年6月26日 関東財務局長に提出
(2) 内部統制報告書及び その添付書類			2020年6月26日 関東財務局長に提出
(3) 四半期報告書及び確認書	(第73期第1四半期)	自 2020年4月1日 至 2020年6月30日	2020年8月12日 関東財務局長に提出
	(第73期第2四半期)	自 2020年7月1日 至 2020年9月30日	2020年11月12日 関東財務局長に提出
	(第73期第3四半期)	自 2020年10月1日 至 2020年12月31日	2021年2月12日 関東財務局長に提出
(4) 臨時報告書	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第9号の2（株主総会における議決権行使の 結果）に基づく臨時報告書であります。		2020年6月29日 関東財務局長に提出
	企業内容等の開示に関する内閣府令第19条第2 項第19号（連結会社の財政状態、経営成績及び キャッシュ・フローの状況に著しい影響を与え る事象）に基づく臨時報告書であります。		2021年6月22日 関東財務局長に提出

第二部【提出会社の保証会社等の情報】

該当事項はありません。

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒井 宏彰	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 知美	印
--------------------	-------	------	---

<財務諸表監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの連結会計年度の連結財務諸表、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結包括利益計算書、連結資本勘定計算書、連結キャッシュ・フロー計算書、注記及び連結附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結財務諸表が、「連結財務諸表の用語、様式及び作成方法に関する規則の一部を改正する内閣府令（平成14年内閣府令第11号）附則」第3項の規定により米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワコールホールディングス及び連結子会社の2021年3月31日現在の財政状態並びに同日をもって終了する連結会計年度の経営成績及びキャッシュ・フローの状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当連結会計年度の連結財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、連結財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

WACOAL EUROPE LTD. に関連するのれんの評価（連結財務諸表に関する注記2-F、2-S）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
2021年3月31日現在、連結貸借対照表に計上されているのれん（残高21,169百万円）には、WACOAL EUROPE LTD. に関連するのれんが9,398百万円（総資産の2.9%）含まれている。また、連結財務諸表に関する注記2-F、2-Sに記載されているとおり、会社は、当連結会計年度において、WACOAL EUROPE LTD. ののれんについて、減損損失を2,673百万円計上している。 会社は、米国財務会計基準審議会会計基準書350「無形固定資産－のれん及びその他」に基づき、少なくとも年に1回又は減損の判定が必要となる兆候が発生した場合に減損テストを実施している。会社は、期待現在価値法を使用して公正価値を算出し、減損テストを実施している。公正価値を算出するために利用される将来キャッシュ・フローは、経営者によって承認された5年間の事業計画を基礎として、事業計画が対象とする期間後は、市場の長期平均成長率をもとに算定している。事業計画には、新型コロナウイルスの収束時期に関する見積り、販売数量拡大施策の達成可能性やWACOAL EUROPE LTD. の展開地域での市場成長率などの重要な仮定が含まれており、これらの重要な仮定は不確実性が高く、当該仮定に基づく事業計画には経営者による重要な判断が求められる。 以上より、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、事業計画に含まれる経営者が用いた重要な仮定について、以下の手続を実施した。 - 経営者が作成したのれんの減損テストに関連する報告書を閲覧し、経営者によって承認された事業計画の重要な仮定との整合性を確かめるとともに、事業計画について経営者と議論した。 - 新型コロナウイルスの収束時期に関する見積りについては、外部機関が公表している経済レポートを閲覧し、収束時期や市場動向に関する経営者の仮定を評価した。 - 販売数量拡大施策の達成可能性については、経営者との議論を通じて各種施策を理解した上で過去における事業計画と実績を比較し、見積りの精度を評価した。 - WACOAL EUROPE LTD. の展開地域での市場成長率については、企業価値評価領域の内部専門家を関与させるとともに、外部機関が公表している小売業界のデータに基づいた監査人の予測との比較を行った。

連結財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 連結財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。

- ・ 経営者が継続企業を前提として連結財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結財務諸表の注記事項が適切でない場合は、連結財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結財務諸表の表示及び注記事項が、米国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結財務諸表の表示、構成及び内容、並びに連結財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結財務諸表に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結財務諸表の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当連結会計年度の連結財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

<内部統制監査>

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第2項の規定に基づく監査証明を行うため、株式会社ワコールホールディングスの2021年3月31日現在の内部統制報告書について監査を行った。

当監査法人は、株式会社ワコールホールディングスが2021年3月31日現在の財務報告に係る内部統制は有効であると表示した上記の内部統制報告書が、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して、財務報告に係る内部統制の評価結果について、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に準拠して内部統制監査を行った。財務報告に係る内部統制の監査の基準における当監査法人の責任は、「内部統制監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

内部統制報告書に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、財務報告に係る内部統制を整備及び運用し、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の評価の基準に準拠して内部統制報告書を作成し適正に表示することにある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告に係る内部統制の整備及び運用状況を監視、検証することにある。

なお、財務報告に係る内部統制により財務報告の虚偽の記載を完全には防止又は発見することができない可能性がある。

内部統制監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した内部統制監査に基づいて、内部統制報告書に重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、内部統制監査報告書において独立の立場から内部統制報告書に対する意見を表明することにある。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる財務報告に係る内部統制の監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果について監査証拠を入手するための監査手続を実施する。内部統制監査の監査手続は、監査人の判断により、財務報告の信頼性に及ぼす影響の重要性に基づいて選択及び適用される。
- ・ 財務報告に係る内部統制の評価範囲、評価手続及び評価結果について経営者が行った記載を含め、全体としての内部統制報告書の表示を検討する。

- ・ 内部統制報告書における財務報告に係る内部統制の評価結果に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、内部統制報告書の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した内部統制監査の範囲とその実施時期、内部統制監査の実施結果、識別した内部統制の開示すべき重要な不備、その是正結果、及び内部統制の監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

-
- ※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。
2. X B R L データは監査の対象には含まれていません。

2021年6月29日

株式会社ワコールホールディングス

取締役会 御中

有限責任監査法人トーマツ
京 都 事 務 所

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	佃 弘一郎	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	酒井 宏彰	印
--------------------	-------	-------	---

指定有限責任社員 業務執行社員	公認会計士	辻 知美	印
--------------------	-------	------	---

監査意見

当監査法人は、金融商品取引法第193条の2第1項の規定に基づく監査証明を行うため、「経理の状況」に掲げられている株式会社ワコールホールディングスの2020年4月1日から2021年3月31日までの第73期事業年度の財務諸表、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書、重要な会計方針、その他の注記及び附属明細表について監査を行った。

当監査法人は、上記の財務諸表が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、株式会社ワコールホールディングスの2021年3月31日現在の財政状態及び同日をもって終了する事業年度の経営成績を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「財務諸表監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

監査上の主要な検討事項

監査上の主要な検討事項とは、当事業年度の財務諸表の監査において、監査人が職業的専門家として特に重要であると判断した事項である。監査上の主要な検討事項は、財務諸表全体に対する監査の実施過程及び監査意見の形成において対応した事項であり、当監査法人は、当該事項に対して個別に意見を表明するものではない。

WACOAL EUROPE LTD.に係る関係会社株式の評価（【注記事項】有価証券関係）	
監査上の主要な検討事項の内容及び決定理由	監査上の対応
2021年3月31日現在、貸借対照表に計上されている関係会社株式（残高101,846百万円）には、2012年4月に取得したWACOAL EUROPE LTD.に係る関係会社株式が17,405百万円（総資産の9.1%）含まれている。 時価を把握することが極めて困難と認められる株式は取得原価をもって貸借対照表価額とするが、当該株式の発行会社の財政状態の悪化により実質価額が著しく低下したときは、相当の減額を行い、当期の損失として処理しなければならない。会社は、WACOAL EUROPE LTD.に係る関係会社株式の評価にあたり、超過収益力を反映した価額で実質価額を算定している。 連結財務諸表上、WACOAL EUROPE LTD.の取得に伴って発生したのれんについて実施した減損テストと同様、実質価額の算定には、新型コロナウイルスの収束時期に関する見積り、販売数量拡大施策の達成可能性やWACOAL EUROPE LTD.の展開地域での市場成長率などの重要な仮定が含まれており、これらの重要な仮定は不確実性が高く、当該仮定に基づく事業計画には経営者による重要な判断が求められる。 以上より、当監査法人は、当該事項を監査上の主要な検討事項に該当するものと判断した。	当監査法人は、WACOAL EUROPE LTD.に係る関係会社株式の評価について、実質価額の著しい低下の有無を検討した。 また、当該実質価額の算定に重要な影響を与える事業計画に含まれる経営者が用いた重要な仮定について、連結財務諸表に関する監査上の主要な検討事項に記載の監査上の対応を実施した。

財務諸表に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して財務諸表を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない財務諸表を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

財務諸表を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき財務諸表を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

財務諸表監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての財務諸表に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から財務諸表に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、財務諸表の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- 財務諸表監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- 経営者が継続企業を前提として財務諸表を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において財務諸表の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する財務諸表の注記事項が適切でない場合は、財務諸表に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。

- ・ 財務諸表の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた財務諸表の表示、構成及び内容、並びに財務諸表が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会と協議した事項のうち、当事業年度の財務諸表の監査で特に重要であると判断した事項を監査上の主要な検討事項と決定し、監査報告書において記載する。ただし、法令等により当該事項の公表が禁止されている場合や、極めて限定的ではあるが、監査報告書において報告することにより生じる不利益が公共の利益を上回ると合理的に見込まれるため、監査人が報告すべきでないと判断した場合は、当該事項を記載しない。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

※ 1. 上記は監査報告書の原本に記載された事項を電子化したものであり、その原本は当社（有価証券報告書提出会社）が別途保管しております。

2. X B R Lデータは監査の対象には含まれていません。